

突堤は天保山燈臺を凡そ南南東に距る千五百拾間、即ち尻無川燈臺を離る、九百參拾間の處を基點とし、凡そ北西微西の方向に進むこと四百貳拾間にして、更に凡そ西微南に轉じて一直線に進行すること千八百五拾五間、水深OP以下貳拾八尺に到り、少しく彎曲して北突堤に對し、兩者の間水底に於て幅員百間を存し、以て西微南に面して港口を作成するものなり、内港は木津川海口の北岸舊砲臺址の附近に起り、凡そ北西微西に進むこと參百參拾間、又轉じて凡そ北微西に進むこと五百八拾間にして、南突堤の基點に達する船渠堤によりて擁護せらるゝものなり、

如此して包圍せられたる水面の内、凡そ百四拾九万坪を新に埋立て、新港市街及各種の用地に供し、且つ其沿岸に於て橢圓形の凸凹をなし、以て船渠築造に便するものにして、外港に於ける該埋立地の涯端は、港口を隔つる實に千七百貳拾間の長大距離を有す、今港内各水面幅員及面積を擧ぐれば約れ左の如し、

外港	幅員	五百間乃至八百貳拾五間	面積	壹百七萬參千坪	參百五拾七町七分
内港	同	貳百五拾間乃至參百間	同	四拾萬七千坪	壹百參拾五町七分
安治川口	同	百貳拾間乃至貳百間	同	四萬八千坪	拾六町
尻無川口	同	七拾間乃至八拾間	同	四萬貳千坪	拾四町
計				壹百五拾七萬坪	五百貳拾參町四分

此他船渠に屬する水面を擧ぐれば左の如し、

安治川間	幅員	貳百四拾間	面積	五萬七千六百坪	拾九町貳分
尻無川間	幅員	八百四拾間	面積	五萬七千六百坪	拾九町貳分
木津川間	幅員	百貳拾間	面積	貳萬八千八百坪	九町六分

安治川北部

幅員

參百五拾間 一個所

面積

貳萬八千坪

計

拾七萬貳千坪

五拾七町參分

港口より港内に通ずる航路は、外港の南方に偏して幅員百間のみを設け、外港に於ける繫船は此航路の北方に集むるものとし、物資の揚卸は専ら前記の船渠に於ける横棧橋及外港埋立地の涯端に於ける長貳百五拾間・幅九拾尺の鐵棧橋を利用するものにして、外港は概ね風波の際停船若くは出船準備の用に供するものとする、

船渠と船渠との間に介在せる陸地は、幅員は八拾間にして、貨物揚卸場・倉庫用地・鐵道及道路用地等に供するものとする、而して埋立沿岸幅員凡そ八拾間は、市の公有地として存置の必要を認むるものなり、

港内の淺濶及船渠は所要の程度に應じ、漸次之れが工事を起すものにして、今回の豫算に編入したるものは、淺濶に在ては外港航路の全部、繫船場の一部、及内港尻無川 北部中央船渠の南端を限り、水深OP以下貳拾八尺に掘鑿し、而して船渠は尻無川・安治川間に於て、北より始めて二個を築造するものとす、此二個の船渠及鐵棧橋によるも、凡そ貳千五百噸の船舶二十四艘を一時に繋留し得べき設備を有し、從來の經驗によれば、一年間の延船噸數凡そ百万噸の荷役に堪ふるものなり、若し船渠の全部完成の秋に到れば、殆んど三百萬噸の荷役に適するものとなるべし、

安治川の水は淀川改修工事完成の曉に至れば、直に港内に放流せしむるの利なるに若かざるも、該工事中に在ては暫く之を遮斷し置くの必要あるを以て、北突堤の基點より天保山砲臺下に達する長六百餘間の假遮斷堤を築造するものとす、

埋立地に於ける水路連絡の方法は、安治川左岸天保山砲臺の裏手より八幡屋新田の海端に沿ひ、一直線に幅員貳拾五間の水路を設け、以て尻無川に通ぜしめ、尻無川は六拾間及至八拾間の幅員を以て埋立地を中斷して内港に流入せしめ、又尻無川南部第三船渠は特に其水面の幅員を増加して百貳拾間とし、其中央より南恩加島新田の南端を通過し、直に木津川に出る幅員貳拾五間の

水路を開き、而して之と尻無川を交聯するため、千歳新田・南恩加島新田の西端に沿ひ、幅員貳拾間の水路を設くるものとす、

大阪築港工費豫算書

一金貳千貳百四拾九萬四白圓

内 譯

金參百八拾七萬壹千貳百四拾八圓	南突堤工費
金貳百參拾壹萬貳千六百參拾九圓	北突堤工費
金貳拾萬九千五百八拾圓	船渠堤工費
金四拾萬四千六百七拾九圓	護岸工費
金參万貳千六百參拾圓	安治川假遮斷設置及取除波止欄杭取除等の工費
金貳百參萬七千圓	浚渫及埋立工費
金貳百五拾八萬五千圓	鐵棧橋費
金 六 萬 圓	燈標費
金 拾 萬 百 圓	架橋費
金貳萬四千參百圓	材料貯藏地費
金參百四拾參萬五千圓	民有地買收及家屋移轉費
	器械費其他諸費

金 七 萬 圓	測量費
金貳拾萬八千八百圓	事務所費
金七拾六萬九百六拾圓	給料旅費及諸給費
金百八拾參萬六千六拾四圓	豫備費
計 金千八百四萬八千圓	工事中公債金利子
金四百四拾四萬貳千四百圓	

大阪灣築港工事及國庫補助金に關する内務大臣の訓令（明治三十年九月八日訓第八〇五號）

- 第一條 築港工事は本大臣の許可せる設計に依り施行すべし
- 第二條 築港工事の設計を變更せんとするときは本大臣の許可を受くべし
- 第三條 築港工事は本訓令下付の日より三箇月以内に之に着手し、着手の日より八箇年以内に竣功すべし
- 第四條 天災其他不可抗力の爲め前條の期限内に竣功する能はざる場合に於ては本大臣の指揮を請ふべし
- 第五條 埋立地竣成の上は第七條の地積を除くの外其埋立地の所有權は大阪市に屬するものとす、但必要と認めたる場合に於ては埋立地既成部分に對し順次市の所有に屬せしむることあるべし（三十九年十一月八日內務省訓令第七九八號並著通知）

第六條 埋立地竣工の上船渠附近に於て本大臣の指定したる埋立地凡三拾八萬坪の地積は大阪市に於て之を離權するを得ず

大阪市に於て前項の地積を使用せんとする場合に於ては本大臣の許可を受くべし

第七條 築港工事竣工の上安治川以南に於て本大臣の指定したる埋立地拾萬坪の地積は無償にて官有に歸すべし

第八條 築港工事竣工の上港内の浚渫及營造物の維持修繕とも大阪市に於て之を施行し其費用を負担すべし

第九條 大阪市は本大臣の指定する所に従ひ現在の市街地より埋立地に達する爲め少くとも一條の道路を築設し其費用を負担すべし

埋立地に於ける道路・溝渠・橋梁・運河及水道等は大阪市に於て之を築設し且必要に應じて船渠を増設し其費用を負擔すべし

第十條 大阪市に於て棧橋使用料を徴せんとするときは船舶及貨物等に對する料金を定め本大臣の許可を受くべし

第十一條 築港工事の爲め他に障害を加へ又は加へんとすることあれば大阪市の費用を以て其の障害を除去せしめ又は豫防する爲め必要な設備を爲さしむることあるべし

第十二條 公益上必要な場合に於て築港工事に障害を來し若くは其設計の変更を爲すことあるも大阪市は之を拒むを得ざるのみならず之が爲めに生じたる損害の賠償を請求するを得ず

第十三條 大阪市に於て築港工事を廢止するか、若くは之を竣工すること能はずと本大臣に於て認むるか、又は本訓令の條項に違背したる場合に於ては、下付したる國有濱地の全部又は一部を返納せしめ、又は之に相當する金額を國庫に納付せしめ、且國庫補助金に相當する金額の全部又は一部を返納せしむることあるべし

第十四條 大阪市に於て既定設計に係る工事の一部を廢止したる爲め工費を減ずるときは其減額に伴ひ國庫補助金を減ずることあるべし

るべし

第五條 公益上必要と認めたる場合に於ては無償にて本訓令の條項を増減變更することあるべし

依て同月大阪築港事務所を川口居留地に設け、元大阪府知事西村捨三を聘して所長に任じ、第五區土木監督署長工學博士沖野忠雄を工事に囑托し、工務・器械・材料・試験・庶務・會計・經理等に分課し、築港の計畫初めて其緒に就き、同年十月十七日神嘗祭の佳辰を下して、築港起工式を天保山舊砲臺内に舉行し、小松宮彰仁親王殿下御臨場あらせられて令旨を賜ひ、且手づから基石(三尺六方の花崗石)を波堤頭に沈下し給ふ、其の令旨及び基石の御銘は左の如し。當日は内閣大臣も隨伴して來阪し、市内は雀躍して此の舉式を祝せり。

令旨

國の軍備は獨り兵員の夥多軍器の充實のみを以て満足すべきにあらず、其運用を敏活にする機關之と相待て發達するに非ざれば其威力を發揚するに足らざるなり、曩に大阪築港の議起るや、用兵上一日も緩まず可からざる事業と認め、幕僚に命じ其計畫に參與せしめたり、今や其規畫整頓し茲に起工式を擧ぐるに會す、彰仁の偉ぶ所なり、然れども業は起すに安く成るに難し、諸子夫れ奮勵從事し、以て有終の美を濟さんことを勉めよ、

明治三十年十月十七日 參謀總長陸軍大將大勳位功二級 彰仁親王

大阪築港基石

維明治三十年丁酉十月十七日行大阪築港起工之式予親臨之沈基石而期其成功矣

參謀總長陸軍大將大勳位功二級 彰仁親王

第三篇 國郡市町村志 第一章 攝津國 第一節 大阪市 西區 九五一

かくて工事に従ひ拮据經營せしも、工事に變更あり、且經濟界の變動に依り物價は騰貴し、公債の募集意の如くならずして、豫定期たる即ち着手以後八ヶ年に當れる明治三十八年七月に至りしも、遂行し能はざるものありしかば、完成期を更に十ヶ年延期して、同四十八年度末に變更し、安治川取込工事費の内に壹百萬圓・埋立工事費に參百貳拾萬圓・船渠築造費に五百萬圓・合計九百貳拾萬圓を追加し、同三十八年九月政府の許可を得て鋭意工事の進捗に従ひ、安治川取込工事は全部終了を告げたるも、再び物價勞銀昂騰の厄に遇ひたるのみならず、市財政の都合に依り豫定の期間内に工事を竣成する能はざりしを以て、大正四年十二月に至り未成工事たる船渠工事及び埋立工事の一部は、同十年度以後五ヶ年間に竣成せしむる目的を以て、其の間は之を中止することに決し、政府に出願して翌五年七月許可を得たるに、同年殘工事の一部たる延長貳百四拾間・幅員貳間七分の繫船棧橋築造工事の施設を男爵住友左衛門氏より出願せり。依て同年十二月の市會に提案して可決し、之を政府に出願して大正六年十二月許可を得しかば、其の工事費約參百萬圓は二十ヶ年後市より同住友家に支拂ひ、其の間は同棧橋及び其の後方に亘れる約貳萬坪の地を、倉庫業經營の爲め同家に使用せしむるの契約を爲し、同家は同十五年三月までに竣功せしむるの豫定にて、同八年十二月十九日より工事に着手せり。然るに歐州戰亂の影響に依れる財界の好況を受けて、本市商工業の急激なる發展は、延いて港灣の利用を促せると共に、一面にありては多年の問題たりし臨港鐵道敷設の議も政府に於て決しければ、

當築港の設備を速成して海陸の聯絡を完成するの要あるのみならず、市財政の前途も亦餘裕を見るの狀態となりしかば、前年決したる中止期間の終るを待たず、殘工事及び之に必要な附帯の設備を施工し、以て時勢に適應せしめんと欲し、築港工事費を五百六拾五萬四千圓・附帯工事費を貳百四萬六千圓・事務費を參拾六萬圓・豫備費を拾六萬四千圓・合計金八百貳拾貳萬四千圓を以て、大正七年度より同十二年度に至る六ヶ年間に完成するの議を決し、大正六年九月の市會に提案して、翌十月其の可決する所となりければ、政府に稟請して同七年七月許可を得て直に工事に着手せらる。工事の重なるものは、長さ貳百間・幅五拾五間、長さ貳百間・幅八拾參間參分の兩突堤を初め、住友家に委託せられたる棧橋を別にして、延長貳百間・幅員拾貳間七分の棧橋三ヶ所、並に繫船護岸延長貳百六拾間、及び船溜の施設・港内の浚渫等なり。然るに同八年七月に至り大阪商船株式會社より船客用の棧橋設置を出願せり、依て同年十二月市會に提案して可決し、同九年政府の許可を得、所要金額貳拾九萬圓は同社の寄附を受け、同月より一條通地先前面に鐵筋混凝土棧橋の築設に着手し、一ヶ年にして竣成せしむるの豫定にて、目下他の工事と共に進捗中にあり。されば同棧橋は間もなく竣成すべく、其の他の工事も今後數年を出でずして竣成し、以て大阪築港も茲に初めて完成するに至らん。而して築港に着手せられたる以來の前記豫算額を合算すれば、參千九百九拾壹萬四千四百圓なるも、是れ其の直接工事豫算にして、其の之が爲めに要したる大正九年十二月末日までの實際支出は、築港費貳千六百

大阪府全志 九五四
武拾七萬壹千五百八拾九圓七拾四錢六厘・陸上設備及び附帶工事費貳百九拾八萬七千壹百七拾五圓七拾參錢五厘・維持經營費貳百五拾七萬五千八百六拾四圓六拾參錢七厘・公債利子及び雜費貳千六百參拾四萬七千七百四圓七拾八錢七厘・合計金五千八百拾八萬貳千參百參拾四圓九拾錢五厘に上れりといふ。

築港の埠頭に立ちて双眸に映する風光明媚の大阪灣は、謂ゆる難波の海にして、南は住吉の邊より北西なる兵庫縣西の宮の邊に亘れる一帯の稱なり。難波沖・難波浦・難波江浦・難波江・難波潟・高津浦等は異名若しくは一部の稱にして、津國海といへるも此の海なり。難波岡陵の西端懸崖を爲せる所は、北方大江岸より南方住吉に亘りて往時の海岸なり、海岸には老松稚松林を爲して、今の住吉の名物となるる岸の姫松は其の遺物ならん。物變り星移り河川の流出せる泥沙は海底を埋めて、洲渚を爲し陸地と化して、其の海岸は漸次西に移りて現時の形を爲せり。往時より難波津に來れるもの、又難波津より關西地方乃至三韓・唐土に渡れる内外船舶輻湊の所となり來りしが、近時大阪市の發展と築港の成りし結果は、海面更に一層の般賑を呈するに至れり。今其の之に關する古詠の少數を掲記せん。

大阪灣
難波海
難波沖
難波浦
難波江浦
難波江
津國海
高津浦

萬葉 難波海 老麻呂
たゝこえの此道にして押照や難波の海となつきけらしも

夫木 難波の海雲井になして眺れば遠くもみえず彌陀の御國に 家隆
世を教ふ誓の海に入日こて難波の水のてらすなりけり 慈鎮

催馬樂 なんばの海く漕きもてのほるを船小船つくしつまでに今少しのほれ山崎までには 後九條

夫木 霞たつ難波の沖の朝ほらけかくこそは見め春のけしきを 後九條
難波浦

古今 われを君難波の浦にありしかはうきめをみつのおまとなりにき 讀人しらす

新古今 夏草のかりそめにとてこしかとも難波の浦に秋を暮れぬる 能因法師

後撰 おもひやる哀れ難波の浦さひてあしのうきればさそなかれけん 伊勢

同 あさりする時そ佐しき人しれず難波の浦にすまふ我身は 讀人しらす

新勅撰 風吹けはなにはの浦の濱千鳥あしきに波のたち居こそなけ 源顯國

拾遺 君なくてあしかりけりとおもふにもいと難波の浦に住うき 讀人しらす

同 あしからんよからんとてそわかれけんにか難波の浦に住うき 讀人しらす

續拾遺 さつき待つ難波の浦の時鳥あまのたく繩くりかへしなけ 能因法師

續後拾遺 蘆火たく難波の浦の春の月煙のほかも霞なりけり 後二條院

山家 いっしかも春きにけりと津の國の難波の浦を霞こめたり 西行

難波江浦

夫 木 千鳥なくふけぬの方を見わたせば月かけさひし難波江の浦
つゆのほる蘆のわか葉に月さえて秋をあらそふ難波江の浦
同 四 行

難波江

續 千 難波江のあしのうきれのなかき夜に曉とほくなく千鳥かな
なには江や同じ蘆間をこく船もおもはぬ方や翁さばららん
同 國 平

同 公 雄 難波江のあしのうきれのなかき夜に曉とほくなく千鳥かな
なには江や浪の花咲く浦風にさむき春へと鶯そなく
同 藤原雅世

拾 遺 難波江の蘆のかりれの一夜ゆき身を盡してや戀ひわたるへき
なには江の蔭に埋もるゝ玉柏あらはれてたに人を戀ひはや
同 源 後 頼

同 皇家門院別當 難波江の蘆のかりれの一夜ゆき身を盡してや戀ひわたるへき
心ありて見るとしもなき難波江の春のけしきはをしくもあるかな
同 寂 蓮

風 雅 難波江の蘆ら眞菰もしら管もつづくむ程はえこそ見わかれ
難波江の蘆ら眞菰もしら管もつづくむ程はえこそ見わかれ
同 大江匡房

家 集 難波江の蘆ら眞菰もしら管もつづくむ程はえこそ見わかれ
ゆふ月夜しほ満ちくらし難波江のあしの若葉をこゆる白浪
同 藤原秀能

新古今 冬深く成りにけらしな難波江の青葉ましらぬ蘆の村立
なには江の沙千の方や霞むらん蘆間に遠き海士の漁火
同 藤原成道

同 續古今 難波江の蘆間に宿る月見れば我身ひとつも沈まざりけり
難波江の蘆間に宿る月見れば我身ひとつも沈まざりけり
同 藤原顯輔

詞 花 難波江に霜を拂ひし蘆田鶴のたつや霞の春のあけほの
難波江に霜を拂ひし蘆田鶴のたつや霞の春のあけほの
同 藤原家隆

玉 吟 難波江やもゆる螢の光をもけたすて玉とよする波かな
難波江やもゆる螢の光をもけたすて玉とよする波かな
同 同

同 浦風のさそふも知らず難波江の蘆の巨船に月を見るかな
浦風のさそふも知らず難波江の蘆の巨船に月を見るかな
同 同

同 難波江の蘆は冬にそ碎ける枯れぬうれにも風は吹きしを
難波江の蘆は冬にそ碎ける枯れぬうれにも風は吹きしを
同 藤原真經

御 集 難波江の蘆まいさよふ朝日影あまきる雪そ空に移らふ
難波江の蘆まいさよふ朝日影あまきる雪そ空に移らふ
同 順 徳 院

續草庵 海士人の潮くみかけて難波江や月を友にそ波に映れる
海士人の潮くみかけて難波江や月を友にそ波に映れる
同 頼 門

白川七百首 難波江や蘆の枯葉にふる霜にほのみし秋の色を残れる
難波江や蘆の枯葉にふる霜にほのみし秋の色を残れる
同 源 雅 言

拾 玉 難波江の汀をあさる駒ながら蘆てにみなすあまの釣舟
難波江の汀をあさる駒ながら蘆てにみなすあまの釣舟
同 慈 鎮

同 難波江の蘆の枯葉の春色に秋見し露の袖にこぼるゝ
難波江の蘆の枯葉の春色に秋見し露の袖にこぼるゝ
同 同

同 難波江や誰か庵ならん蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江や誰か庵ならん蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮
同 同

新勅撰 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

風 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

同 難波江の蘆の葉の垣根になひく秋の夕暮

新古今 難波潟短き蘆のふしのまも遇はて此世を過くしてよとや
 同 難波潟かすまぬ波もかすみけりうつるもくもる朦つきよに
 同 難波潟汐ひにあさる蘆田鶴も月かたふけは聲の恨むる
 同 おきつ風よばにふくらしなにはかた曉かけて涙てよすなる
 拾 遺 なには潟朝みつしほにたつ千鳥浦つたへする聲きこゆなり
 同 難波潟茂りあへるは君か代に蘆かるわさをせればなるへし
 同 なには潟しほ路はるかに見渡せば霞に浮ふ沖のつりふれ
 同 難波潟蘆間を分けて漕く舟の音さへすめる秋の夜の月
 同 なには潟むれたる鳥のもとも立ぬるものとおもはましかば
 同 難波潟おなし入江のあしの根もうき身の方や沈みばてなん
 同 風はやみ夕潮みちては難波かた入江の田鶴の聲も惜ます
 同 難波潟入江の波に風さえて蘆の葉白きよばの初しも
 同 難波潟入江のあしの夜とよもに月こそ宿れ秋のうら波
 同 難波潟あしの枯葉に風さえて汀のたつも霜になくなり
 同 なには潟みさばの蘆に霜さえて浦風寒き朝ほらけかな
 同 なには潟入汐ちかく傾きて月よりよする沖つ白浪
 同 なには潟月の出しほの浦風によるへ定めす鳴く千鳥哉

伊 勢
 源 具 親
 俊 惠 法 師
 藤 原 定 頼
 相 模
 壬 生 忠 見
 田 玄 法 印
 藤 原 爲 業
 紫 式 部
 爲 網
 大 納 言 通 久
 平 貞 時
 尊 圓 法 親 王
 藤 原 俊 成
 西 行
 藤 原 爲 家
 後 醍 醐 院 女 藏 人
 萬 代

同 難波潟なみ路はれ行く夕なきに入日まちかき淡路島山
 同 難波潟蘆の葉しのき降雪にこやのしのやも埋れにけり
 同 難波かた刈ふく蘆の八重かすみひまこそなけれ春の曙
 同 難波潟蟹の太繩ほし侘ひて煙もしめる 五月雨のころ
 同 難波潟風のとかなる夕なきに煙なひかぬ海士の藻汐火
 同 難波潟波のたよりは、つかにて潮干に止る海士の捨舟
 同 蘆の葉も霜枯ればて、難波潟入江さひしき波の上かな
 同 押並へて霞みにけりな難波潟けさのなこそは音計して
 同 難波かた月の光にうらさえて波のおもてに氷をそしく
 同 難波かた群ある鳥をおとつて霞にさわく夕浪の聲
 同 なには潟浪にしほくむ海士人の袖の涼しきこの比の月
 同 難波潟あし間に宿る月はなほ沈むと見ると光なりけり
 同 難波潟あしの假寝に見し夢のなほさめやらぬ秋の初春
 同 なにはかた蘆への駒の氣しきにも春の心はつなかれぬかな
 同 村消ゆる雪とそ見ゆるなにはかた枯れ行く蘆の白たへの花
 同 なには潟霞も波もたえくになほ春さえて浦風そ吹く

花 園 院
 大 江 匡 房
 藤 原 爲 民
 後 鳥 羽 院
 藤 原 行 家
 藤 原 爲 氏
 源 基 氏
 慈 鎮
 西 行
 順 德 院
 同
 藤 原 隆 祐
 同
 藤 原 兼 宗
 忠 方
 頼 阿

萬葉 一つの國の海の汀に船よそひ出しても時にあもかめもかも

足 人

高津浦

萬葉 名に高き高津の浦の沖つなみちへにかくれぬやまと島根は

讀人しらす

八幡宮撰歌 難波より吹きこす風になひくなり高津のそらの夜のおさ霧

慈 園

新地各町

築港埋立新地の總坪數、並に其の大阪市西區に編入せられたる坪數、及び其の編入せられたる新地中に於て接續町に合併せられたるもの、新に町名を設定せられたるもの、大體は、已に記せし所の如し。然るに接續町に合併せられたるものは其の之を併せたる町の條下に記し、又新に町名を設定せられたるもの、中、一條通一丁目外二十七ヶ町は已に築港聯合内に入れるを以て同聯合の條に記したるも、其の新に町名を設定せられて未だ何れの聯合にも入らざるものあり、依て今其の何れの聯合にも入らざる左記の各町を本題名の下に記することとせり。

北海岸通・南海岸通一丁目・同二丁目（三ヶ町）

此の各町は築港埠頭にあり。同埠頭埋立新地の西區に編入せられたる參拾參萬四千八百八拾參坪九合貳勺參才より、壹千八百七拾坪四合六勺九才を除きたる、參拾參萬參千拾參坪四合五勺四才中に於ける拾萬貳千五百八拾四坪四勺の地にして、大正九年二月其の貳萬八千五百貳拾貳坪壹合八勺を區域と

して北海岸通、四萬五千四百拾貳坪貳合九勺を區域として南海岸通一丁目、貳萬八千六百四拾九坪五合七勺を區域として同二丁目と名づけらる。

南海岸通三丁目・新福崎町一丁目・同二丁目（三ヶ町）

此の各町は南福崎町地先にあり。大正六年四月其の埋立新地六萬六千參百八拾五坪六合五勺を大阪市の西區に編入せられ、同九年二月地區を按排し、其の壹萬七千五百五拾壹坪六合九勺を區域として南海岸通三丁目、貳萬六千拾六坪六合五勺を區域として新福崎町一丁目、貳萬貳千八百拾七坪參合壹勺を區域として同二丁目と名づけらる。

福町一丁目・同二丁目・鶴町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・鶴濱通一丁目・同二丁目・同三丁目・船町（十ヶ町）

此の各町は新千歳町及び南恩加島町地先にあり。其の埋立新地は七拾貳萬貳千九拾四坪六合貳勺なるも、其の裡に含まれたる水路敷の參萬七千壹百拾參坪參合八勺を併せたる七拾五萬九千貳百八坪を、大正六年四月大阪市の西區に編入せられ、同八年三月地區を按排し、五萬四千六拾九坪五合八勺を區域として福町一丁目、四萬參千九百坪四合六勺を區域として同二丁目、八萬五千壹百四拾貳坪壹合貳勺を區域として鶴町一丁目、貳萬八千五百拾坪五合を區域として同二丁目、貳萬七千九百拾八坪を區域として同三丁目、貳萬八千五百拾四坪參合五勺を區域として同四丁目、參萬八千參百七拾貳坪貳合八

勺を區域として鶴濱通一丁目、參萬六千九百九拾六坪六合壹勺を區域として同二丁目、貳萬貳千八百四坪六合九勺を區域として同三丁目、參拾貳萬六千八百五拾貳坪參合壹勺を區域として船町と名づけ、残れる六萬六千五百八拾七坪壹合の南恩加島町に合併せられたるは、同町の條に記せし所の如し。而して其の福町・鶴町・船町といへるは、左記萬葉集の古歌に因みて名づけられしものなりといふ。蓋し福町は同歌作者田邊福麻呂の福を採り、鶴町と船町は歌の中に見ゆる船及び鶴の文字を採りしものなるべし。

難波宮作歌

田邊福麻呂

あり通ふ難波の宮は海近みあま少女等か乗れる船見ゆ

潮ひれば葦邊に騒ぐあし鶴の妻呼ぶ聲は宮もとゝろに

木津川運河
千歳運河
福町入堀

木津川運河は木津川と築港を聯絡し、延長壹千八間・幅員四拾間にして、大正二年十二月着手、同五年三月の竣成なり。築港附帶事業にして、工費貳拾七萬圓を要せしといふ。同運河の右岸より起りて尻無川に達するは千歳運河なり、埋立地たる此の鶴町一丁目・福町一丁目・同二丁目・鶴町四丁目・鶴濱通三丁目と、南恩加島町・新千歳町との境を爲して、延長壹千五拾間・幅員參拾間なり、從來の新田と埋立地との間にありし水路なるを以て工費なし。又福町入堀は同千歳運河中鶴町四丁目と福町二丁目の境より起り、福町・鶴町の境界に沿ひ屈曲して再び千歳運河に達す、長さ五百八拾間・幅員參

拾間にして、大正七年八月起工、同八年八月の竣功なり。築港附帶事業にして、工費は拾貳萬壹千五百六拾四圓九拾四錢なり。

春日出聯合

(春日出尋常小學校設置負擔區域)

本聯合は安治川の北・傳法川の南にありて、正蓮寺川を挟み、東は北安治川通三丁目に接し、六軒家川を隔て、西野下之町に對し、西野田嬉ヶ崎町及び西成郡傳法町南三丁目に接し、西は一面海に瀕せり。

春日出町

本町の地はもと四貫島の西に接し、淀川の流末に沿へる蘆生の寄洲にして、四貫島浦と呼びしが、元祿十一年大坂の人雜賀屋七兵衛幕府の許可を得、地代金貳千壹百四拾兩を上納して開墾に着手し、同十五年十一月竣功し、春日出新田と名づけて西成郡に屬す。春日出の名は、開墾當時一頭の雄鹿躍り出でれば人夫捕へて之を撲殺せしに、七兵衛は平素春日大神を尊崇せしかば、鹿は同神の使なりとて土を盛り丘を築きて其の屍を埋め、此の地名を附せしとん。享保十五年泉州食野千代の所有に轉じ、寶曆十二年に至りて同氏更に南方荒蕪の地若干を開墾せり。明和四年六軒屋川の開墾に當り、本地の内若干同川敷となりし爲め、湊屋新田の北部なる土砂捨場の内に代地を交付せられて代地場と

稱せしが、同地は明治十二年十二月同新田所屬となる。同二十二年四月一日町村制の施行に際し、本地及び南新田・四貫島村・六軒屋新田・秀野新田・恩貴島新田・島屋新田・本西島新田・常吉新田・西野新田・西九條(以上傳法川以南)・北西島新田・西島新田・矢倉新田・中島新田・布屋新田・出來島新田・西洲新田(以上傳法川以北)は其の區域大なるも、地形民情共に合併するを便とするものありしを以て、其の區域に依り一村を設けて川北村と名稱せり、安治川の北にあればなり。而して各村新田は其の大字となりしが、同二十六年十一月二十五日大字築地(傳法川東)を新設せられ、舊に依りて共に西成郡所屬たりしも、同三十年四月一日同村の内傳法川以北の地を除き、其の以南なる十二大字は總て大阪市に編入せらる。大阪市に編入せられて本地は西區に屬し、川北大字春日日出と稱せしが、同三十三年四月一日字惡水吐五百五十九番五百六十番合併地・及び五百六十一番地を島屋町に編入したる以外の地を區域として、更に春日日出町と改稱せらる。字地に西原といへるあり。

八州軒

八州軒は東方春日日出橋の西にあり、一に春日日出村莊ともいふ。享保年間本地の所有者たりし食野氏が、紀州藩の始祖南龍公より拜領したる伏見桃山北殿の材料を移して建築せしものに係り、山城・大和・河内・和泉・攝津・紀伊・淡路・播磨八州の風光を收むるを以て此の名を附せしといふ。結構佳麗を極めるのみならず、上段の間以下各室より玄關・南座敷・二層樓及び庭前の春草廬に至るまで、飾るに親王家・公家の色紙短冊、雪舟・元信・光信・周信・永徳・常信・安信・等悦等の山水花鳥の畫、

後西院皇女の筆に成れる額面、無地襖、堂上方の筆に成れる小倉百人一首、左甚五郎の作と傳ふる傘、一條院宮尊賞親王の額、豊臣秀吉の夫人北の政所の室に備へありし十二支鏤刻の納戸、朝鮮より齎し來れる堆朱の妻戸を以てして、其の裝飾善美を盡し、庭園は樹竹に掩はれ、溪谷の間には達摩石・眠虎石・臥牛石・陰石・陽石・紫石・烏帽子石・蛸石等の名石、及び朝鮮燈籠等の古槩を按排し、池あり堤あり、小橋之に架し、草花巧に點綴し、艶麗閑雅いふべからず、蓋し都下の名園なり。園中に御鹿山といへるあり、新田開發者七兵衛の鹿を埋のし所なりと傳へ、當時勸請したる春日神社の祀られし所なり。而して其の名園なるは夙に人の知る所たりしが、明治十六年菊池三溪の來遊して、園の十勝を作りけるに、唱和するもの多く、一時大阪の詩壇を賑はせしといふ。

春日日出村莊十勝記

三溪 菊池 純

距大阪府西行里許有一村落、曰春日出新田、田屬西成郡、有村莊、爲左海人食野氏別墅、後爲大阪人清海氏所購求、水木清華、竹

樹幽邃、椽屋之結構、亭榭之位置、以至夫壁畫通額彫欄刻桷之精巧、莫弗盡輪奐之美、蓋往時移豐臣氏伏水桃山城北殿云、今歲

癸未十月予與友人五十川士深往游焉、士深酒間走筆記其景況、無復筆可下、乃異其撰、每勝區別作十勝記

春日祠積雪

御鹿山春曙

騰雲溪清風

鼓琴橋落花

春草廬夜雨

錦繡堤夕陽

眞澄河遊鱗

松陰池浴鳥

分翠路流螢

村雨亭明月

西法寺

西法寺は眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人園平右衛門なるもの永正八年八月五

日本願寺實如法主の弟子となり、善通と法名し、其の居宅を以て道場に立てしもの當寺の起原なり。四世願了の代に至りて初めて寺號を公稱し、檀家の協力を以て堂宇を再建せり。境内は壹百六拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。

本地は元祿十五年より徳川氏代官の支配に屬し、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所農政局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月再び大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第二區五番組に屬し、同八年四月三十日第六區二小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて第六大區二小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第八分畫に屬し、同十三年七月二日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

舊稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿年七月一日現在人口	明治廿年七月一日現在人口
春日出新田	四六・三二〇	六・三三九	三六	五七二	四三	六・三三九	五二

四貫島町

本町の地は春日出町の東に接して正蓮寺川に沿へり。もと衢壤村の支郷にして中浦と呼びしが、寛永七年分村して中釜村と稱し、後、四貫島村と改稱す。寛永元年衢壤島と共に高西哲雲の開發せし所

なり、地名に就ては(大阪府地誌には、延寶初年農新七外六名(郡村名不詳)徳川氏に請ひ、地代金を納め、兩説あり。攝陽群談には、此の島成りて後の人價四貫文を以て之を得たりしより、時人四貫島と稱するの俗説ありと記し、蜀山人の浪華の旅書には、茲は四官といへる唐人の此に住める所なれば斯くは云へる、今は四貫と書改めしと見ゆ、其の何れの正なるかは詳からず。明和四年六軒屋川の開鑿に當り、本地の内若干同川敷となりし爲め、湊屋新田の北部なる土砂捨場の内に代地を交付せられ、代地場と稱せしが、同地は明治十二年十二月同新田所屬となる。同二十二年四月一日町村制の施行に際し、川北村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日大阪市に編入せられて西區に屬し、川北大字四貫島と稱せしが、同三十三年四月一日字惡水吐井路島屋新田地内に孕む三百八十九番地を島屋町に編入したる以外の地に、川北大字六軒屋の内字甲の割・同申の割・傳法大字北傳法(字東明石島)及び川北大字西野の内・字四貫島氏神前を區域として、更に四貫島町と改稱せらる。往時船舶の傳法川より大坂に遡航せし當時に於ては、船番所の置かれし所なりしが、貞享元年九條島を開鑿して安治川の成りしより、入津船舶は直に安治川を経て大坂に通行するに至りしかば、船番所も安治川北岸に移轉せしめらる。

住吉神社は東方字大川前にあり、底筒男命・中筒男命・表筒男命を祀れり。社記に依れば本地の中浦と呼ばれし天正年間、七右衛門・彌右衛門・重右衛門・長右衛門といへる四人のもの來りて漁業をなし、又は船夫に雇はれ、餘暇には土地の開墾に従事しけるに、慶長の頃には戸數も漸く増加して貳拾

住吉神社

郡に屬す。後、文政九年大坂玉水町の人島屋市五郎の所有に轉じ、天保十一年同氏は更に貳拾町壹反拾六歩を増墾せり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、川北村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日大阪市に編入せられて西區に屬し、川北大字南と稱せしが、同三十三年四月一日更に川岸町と改稱せり。

朝日神明社

朝日神明社は東治安治川沿ひの字丑の割にあり。もと皇大神社と號し、天照皇大神及び倭姫命を祀り、安永元年本地開發者南忠助の勸請なり。明治五年村社に列し、同四十年四月一日東區神崎町の無格社朝日神明社(天照皇大神・應神天皇・住吉大神・菅原道真・鴨人神・豐受)・同年八月九日西區阿波座下通三丁目の無格社安喜良神社(菅原道真)を合祀し、同年九月二十一日より今の社名に改め、同四十四年五月二十九日神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀社中春日神社は元祿十二年雜賀屋七兵衛の勸請。又安喜良神社は河内國道明寺村の道明寺に安置ありし菅公自作の荒木の尊像を、明治維新の神佛分離に際し、土師神社神勤松壽院住職より阿波座の有志讓受けて祀り來りしものに係る。又朝日神明社は、東區神崎町の舊地にも略記せしが如く、朱雀天皇の天慶年中平將門・藤原純友の東西相應じて反するに當り、勸願に依りて奉祀せられし舊社にして、熊野御幸記には、坂口王子なりと記せり。奉祀以來公卿縉紳の祈願するもの甚だ多く、殊に多田滿仲の如きは信仰崇敬最も厚く、氏族裔孫に至りて報國の壮志を遂げ、天下に美名を輝かし、忠孝兩全の者を生すべきことを祈願して、四時怠りなく祭典を執行せしといふ。星霜を重ねるに従ひ、舊記散亡して其の後の沿革明ならざれども、方八町の社域を有し、豊臣秀吉の大坂城を築くに際し、神社は多く他に遷座しまゐらせしも、當社のみは屢に勸願のこともありしを以て、依然として舊地に鎮座しまゐらせ、其の崇敬厚く年々米百俵を寄進し、徳川氏に至りても大坂城代は例年社參して定例の神饌を供御したりと、其の崇敬の厚かりし神社なるを知るべし。俗に逆櫓社と呼べるは、壽永四年義經の景時と逆櫓を論じ、風波の鎮護を社に祈りしより起れりとなん。然るに境内は漸次縮少し、明治維新後に至りては其の僅に残りし貳百八拾八坪の境内すら民有地に歸し、社は民有地上の借地に鎮座せらるゝの姿となりしかば、南區長堀橋筋一丁目の富豪豊田宇左衛門氏は之を慨き、前記の如く神崎町より此に合祀しまゐらせ、同四十二年四月十六日其の所有なる四百拾四坪五合七勺を寄附し、かつ自費を以て社殿其の他を建營せしもの即ち今の社殿等是れにして、同氏はなほ年々四百圓を投じて事務所の經費を補助しつゝありといふ。境内は今參百四拾貳坪にして、本殿の外に繪馬所及び社務所等を存し、末社に伊能知奴志神社・事平神社・稻荷神社あり。氏地は本地及び春日出町・櫻島町にして、例祭を十月十六日、夏祭を七月十六日に擧げ、社頭の漸く旺盛に向ひしは慶すべし。

專修寺

專修寺は神明神社の西にあり、難波山多善院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀如來を本尊とす。永祿元年黃蓮社玄譽上人永徹大和尚の開基なり。もと堺市神明町東二丁にありて、和漢三才圖會に

「専修寺在神明町東」と見ゆるものは是れなり。殿堂質朴を特色とせる淨刹なりしかば、當時の童謡に「南に十萬、北に十萬、中にしよんぼり専修寺」といへるは、南・北十萬堂の華美を極めたるに對して當寺の質朴を唄ひしものならん。然るに累年の久しきに及び、寺運漸く衰へ法燈將に湮滅せんとしてれば、前記豊田宇左衛門氏之を歎き、明治三十八年十一月寺僧を輔けて其の所有地なる四百拾七坪四合六勺を敷地に充て、移轉し、本堂・庫裏・書院及び門を修築せりといふ。かくして成りし堂宇・境内は共に清淨にして、供養の糧も今は已に備はれり。本尊阿彌陀如來の座像は木造にして運慶の作と傳へ、同四十五年二月國寶となる。

西隣櫻島町の埋立以前にありては、本地は對岸八幡屋新田と共に、安治川の最下流に沿ひし所にて、同川の海と界せるの邊は今も一の洲と呼ばれ、みをつくしと共に歌枕の一として有名なる一の洲は同所ならんといふ。みをつくしは航路標示の爲めに建てられたる標木にして、漆標と書し、大阪築港の成る以前まで存せし水咫衝石又は水尾木と稱する大標木は、即ち其の遺物なりしならん。古來難波のみをつくしと稱せられて其の名高く、多くの古詠を殘せり。

延喜式 難波津頭海中立澤標 若有齋程朽折者搜求拔去

類聚國史 難波江始建澤標

土佐日記 二月六日みをつくしのもとよりいて、難波の津をきて河尻に入る、

新 六 風あらしきみなとの沖の一の洲にむかふ小舟ははや入にけり

行 家

一の洲
みをつくし

散木奇歌

一の洲に事なく入りて悦ふほとに、とぬと云ふもの、まうてきて酒なと心さして侍りけるを、人々急き吞みけるに、ことの外酸かりければ、飲さして侍りけるを見てよめる

後撰	わひぬれば今はた同じ難波なるみをつくしてもあはんとて思ふ	俊頼
續千載	難波江やあしま隠れのみをつくしあふに障らぬしともかな	元良親王
家集	君戀ふるなみたの床にみちぬればみをつくしとそわれは成ぬる	尊親法師
新古今	難波人いかなる江にか朽ちはてん逢ふ事波にみをつくしつゝ	壬見忠見
續拾遺	なには江や霞のしたのみをつくし春のしるしやみえて朽なん	藤原真隆
同	難波なるみをつくしてもかひそなき短きあしのひとよばかりは	藤原家經
新千載	なには江の水にたてるみをつくしとけぬ思ひにさてや朽ちなん	藤原定家

本地は安永元年より徳川氏代官の支配に屬し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、春日出町に同じ。

町主及び區
畫の變遷

南新田	舊石高	明治九年改正	町村制施行	町村制施行	明治廿九年七月一日現在人口	明治廿九年七月一日現在人口
	一三、六〇〇	有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	一日現在人口
櫻島町		三五、六元	一四	六、四四元	一七〇	四、三三六

本町は川岸町の西に接し、明治二十六年十一月二十五日西成郡川北村の内なる、字兩之割・同個之

割・同黄之割・同鷄之割・同鳴之割・同翠之割・同柳之割・同一之割・同行之割・同白之割・同鷺之割・同上之割・同青之割・同天之割・同窓之割・同舎之割・同西之割・同嶺之割・同千之割・同秋之割・同雪之割・同門之割・同泊之割・同東之割・同吳之割・同萬之割・同里之割・同船之割を區域として一大字を新設し、築地と名づけ、同三十年四月一日大阪市に編入せられて西區に屬し、川北大字築地と稱せしが、同三十三年四月一日櫻島町と改稱せり。大阪築港工事の着手せらるゝに及び、西は北突堤根附護岸に包圍せられて、南面安治川に臨めるの邊は埋立所地となり、同四十三年西成鐵道線は延長せられて驛を此に移し、其の埋立新地の參千四百九拾貳坪八勺八才八五は同四十五年三月、參千參百貳拾貳坪九合八勺は同年六月西區に編入せられて、同六月本町に合併せられ、ついで大正六年四月八萬九千壹百七拾五坪を、同九年一月五千八拾五坪七合參勺を西區に編入せられて、前者は同年二月、後者は同年四月各本地に合併せられければ、其の合併せられたる埋立新地の總坪數は拾萬壹千七拾五坪七合九勺八才五となる。其の埋立地先には已に築港の條に記せしが如く棧橋・繫船護岸・倉庫・上屋等設備せられ、鐵道線は引き込まれ、大阪税關の出張所は設けられ、廻漕業者は軒を並べ、船車聯絡の要區となりて、會社・工場等も現はれ、漸次繁榮の巷と化せり。

臨港地の設備

舊	稱	舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 町村制施行 町村制施行	明治廿年七月一日現在反別	明治廿年七月一日現在人口
築地		舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 町村制施行 町村制施行	明治廿年七月一日現在反別	明治廿年七月一日現在人口

恩貴島南之町・同北之町（二ヶ町）

本町の地は春日出町の西北に接し、もと沖島と呼びし所なり。元祿年間大坂の人大宮仁左衛門幕府の許可を得、地代金七百貳拾五兩を上納して之を開墾し、同十五年三月檢地せられて沖島新田と名づけ、西成郡に屬し、寶曆二年大坂玉水町の人島屋市兵衛の所有に轉せしが、同九年正蓮寺川の開鑿に依りて南北に分かれ、南なるを南沖島、北なるを北沖島と俗稱するに至れり。然るに怒濤激浪は常に其の堤塘を破壊するを以て、島屋市兵衛は沖の一字を恩貴の二字に換用せんことを請ひしに、直に許可ありしかば、安永七年より恩貴島新田と改む。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、川北村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日大阪市に編入せられて西區に屬し、川北大字恩貴島と稱せしが、同三十三年四月一日本地を兩分し、正蓮寺川中央以南の地貳拾六町壹畝壹歩を區域として恩貴島南之町、同川以北の地に傳法大字南傳法字南十の割堤防敷地及び其の以西の地を併せたる七町五畝貳拾八歩を區域として恩貴島北之町と改稱せらる、現在の兩町名是れなり。

領主及び區畫の變遷

本地は元祿十五年より徳川氏代官の支配に屬し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日島屋新田と聯合したるの外は、大字春日出町に同じ。

舊	稱	舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 町村制施行 町村制施行	明治廿年七月一日現在反別	明治廿年七月一日現在人口
恩貴島新田		舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 町村制施行 町村制施行	明治廿年七月一日現在反別	明治廿年七月一日現在人口

島屋町

本町は南恩貴島町の西に接す。其の地は寶曆年中大坂の人島屋市兵衛(姓は淺田)幕府の勸誘に應じ、地代金を上納して之を開發し、其の屋號を探りて島屋新田と名づけ西成郡に屬す。當時は開發者外三軒ありしを以て俗に四軒屋と呼びしといふ。後、明和元年・同二年・安永七年の三回に増墾する所ありしが、其の子市兵衛に至り父の遺志を繼ぎ、天保七年地代金を上納して西接の寄洲を開墾し、島屋新田新開地と呼べり。然るに明治四年五月十八日暴風怒濤の爲めに堤塘破壊せられて、其の大部分は海面に變しければ、市兵衛の子市之助復舊の工を起し、同九年に至りて漸く原狀に復せり。同二十二年四月一日町村制の施行に際し、川北村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日大阪府に編入せられて西區に屬し、川北大字島屋と稱せしが、同三十三年四月一日更に川北大字春日出の内字惡水吐五百五十九番五百六十番合併地・五百六十一番地・及び川北大字四貫島の内字惡水吐井路島屋新田地内に孕む三百八十九番地を加へて島屋町と改稱せり。

産土神社

産土神社は東北字屋舖地にあり、天照皇大神・住吉大神・宇賀御魂神を祀れり。寶曆十二年開發者島屋市兵衛の勸請なり。明治五年村社に列し、同四十四年五月十日恩貴島北之町字北方の村社皇大神宮(天照皇大神・住吉大神・宇賀御魂神)を合祀し、大正四年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀せられたる皇大神社は、元祿十年間大宮仁左衛門の沖島新田開拓の際に勸請せしものなり。境内は貳百貳拾五坪にして、

領主及び區畫の變遷

本殿・幣殿・拜殿・繪馬所・社務所を存す。氏地を本町及び恩貴島南之町・同北之町の全部なり。本地は寶曆年間開發の初めより徳川氏代官の支配となり、其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日恩貴島新田と聯合したるの外は、春日出町に同じ。

舊稱	島屋新田	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 町村制施行 日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の反別 當時の人口	明治三十一年一月 一日現在反別 一日現在人口	明治三十七年七月 一日現在反別 一日現在人口
		三、五、六、二	五、七、八	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

秀野町

本町の地はもと海邊の寄洲なりしが、明和二年大坂の人島屋徳兵衛幕府の許可を得て之を開發し、秀野新田と稱して西成郡に屬す。後、安永年間に至り、同郡申村の寄洲を開發して本新田に附屬し、秀野新田字經ヶ崎と呼べり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、川北村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日本地の内字經ヶ崎は之を傳法村に編入し、其餘は全部大阪府に編入せられて川北大字秀野と稱し、同三十三年四月一日更に秀野町と改稱せらる。而して明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、貳町貳反七畝五歩は買收せられて同川敷地となれり。

領主及び區畫の變遷

本地は開發の初めより徳川氏代官の支配に屬し、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料地となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月再び大阪府の管轄に復す、而

して區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第五區七番組に屬し、同八年四月三十日第六區五小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區五小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第八分畫に屬し、同十三年七月二日日本西島新田・常吉新田・北西島新田と聯合し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

西島町

本町の地はもと海濱の寄洲なり。寛文十二年大坂の人多羅尾七右衛門は、幕府の許可を得て開墾する所ありて、將に成らんとしけるに、其の地は川幅を狭の水勢を沮むを以て、上流村民の故障起りて、天和三年幕府の收むる所となる。然るに貞享元年安治川開墾せられて水流疏通するに及び、代地として方五拾町の地を與へらる、本地及び南・北西島新田の地是れなり。依て同人は之を開墾し、元祿十五年三月檢地せられて西成郡に屬す。當初は單に西島新田と稱せしが、後、天保年間分ちて南西島新田・北西島新田・本西島新田と改む。蓋し其の地は三ヶ所に點在しければ、之を同名の下に置くは不便なるを以て、各所毎に名稱を附せしものなるべし。本地は即ち其の一たる本西島新田にして、本の字を

舊	稱	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 町制施行 當時の反別	町制施行 町制施行 當時の人口	明治廿年七月 一日現在反別	明治廿年七月 一日現在人口
秀野	新田	五四・三六〇	九・六八六	一〇元	一四・三三二	一四七	二一・六〇三	一五六

領主及び區畫の變遷

冠したるは、三新田中面積最大にして西島新田の本なるに依れりといふ。爾後數次に之を増墾せり。明治二十二年四月一日川北村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日大阪市に編入せられて西區に屬し、川北大字本西島と稱せしが、同三十三年四月一日西島町と改稱せらる。而して明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、拾九町六反九畝壹歩は買放せられて同川敷地となれり。本地は元祿十一年より徳川氏代官の支配に屬し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、秀野町に同じ。

舊	稱	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 町制施行 當時の反別	町制施行 町制施行 當時の人口	明治廿年七月 一日現在反別	明治廿年七月 一日現在人口
本西島	新田	二二・五五	五・五五	三五	四三・八〇三	四五	六〇・六二六	三一

常吉町

本町の地はもと本西島新田の西に接する海邊の寄洲なりしが、嘉永年間西成郡南方村の人庄左衛門幕府の許可を得て之を開墾し、常吉新田と名づけ、西成郡に屬す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、川北村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日大阪市に編入せられて西區に屬し、川北大字常吉と稱せしが、同三十三年四月一日更に常吉町と改稱せらる。而して明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、壹町五反壹畝貳拾貳歩は買收せられて同川敷地となれり。

本地は嘉永年間より徳川氏代官の支配に屬し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、秀野町に同じ。

領主及び區畫の變遷

舊	稱	舊	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の反別 當時の人口	明治廿二年七月一日現在反別	明治廿二年七月一日現在人口
常吉新町		石高	一六・五七二			七・一〇六		三・一〇〇

島舟町 (本町は未だ聯合に属せざれども地勢上本聯合に属すべきものなるにつき此に記す)

本町の地は本西島新田の地先に沿へる濱渚の所なりしを、東區高麗橋五丁目九番屋敷島徳藏氏、明治三十年十二月十七日海面埋立の許可を得て開發に着手し、大正二年四月に至り、其の一部たる七千四拾貳坪零參參五を竣成せり。依て同年九月二十九日大阪市西區に編入し、同年十二月六日島舟町と名づけられしものなり。

西九條聯合 (西九條常小學校設置負擔區域)

本聯合は北區北安治川通一丁目・同二丁目・同三丁目の北にありて、東は木場川より北方逆川を以て同區安井町・西野田新家西之町に對し、西は六軒家川を以て四貫島町及び春日出町に對し、及び安治川通四丁目に接す。

西九條上之町・同下之町 (ニヶ町)

此の兩町の地は、もと九條村の内にして、貞享元年二月安治川の開鑿に依り、同川に中斷せられて

西九條と呼びし所なり、故に舊來の沿革は九條聯合舊九條村に同じ。然るに明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、初めて九條村より分れて川北村に屬し、大字西九條と稱せしが、同三十年四月一日大阪市に編入せられて西區に屬し、川北大字西九條と稱し、同三十三年四月一日更に從來の名稱を廢し、字イ・同ロ・同ヌ・同リ・同ル・同チの反別拾貳町七反貳畝九歩を區域として西九條上之町、字ハ・同ニ・同ホ・同ヘ・同ト・同ホニ界の反別拾貳町九反壹畝參歩を區域として西九條下之町と改稱せらる。現在の町名是れなり。

舊	稱	舊	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の反別 當時の人口	明治廿二年七月一日現在反別	明治廿二年七月一日現在人口
九條村の内西九條		石高	三三・九二六			三・九二六		三・九二六

西野上之町・同下之町 (ニヶ町)

此の兩町の地はもと西成郡九條村の堤防外なる寄洲にして、西野島と呼びし所なり。寶永二年九條村の人池山新兵衛、地代金貳百六拾五兩を納めて之を開墾し、西野新田と名づけて西成郡に屬す。明治二十二年町村制の施行に際し、川北村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日大阪市に編入せられて西區に屬し、川北大字西野と稱せしが、同三十三年四月一日字四貫島氏神前の地は之を四貫島町に編入し、其の以外の地を更に兩分して字氏神前・同氏神前の割・同宮下・同宮の下・同墓下の反別參町七反拾六歩を區域として西野上之町、字西の割の反別七町壹反四畝貳拾歩を區域として西野下之

住吉神社

町と改稱せらる、現在の町名是れなり。
住吉神社は西野上之町字宮下にあり、底筒男命・中筒男命・表筒男命・神功皇后を主神とし、相殿に天照皇大神・宇賀御魂命を祀れり。由緒詳ならず。明治五年村社に列せられ來りしが、同四十年十二月二十五日九條北通一丁目の郷社茨住吉神社の境外末社となる。境内は壹百參拾八坪六合八勺を有し、本殿の外に幣殿・拜殿及び社務所を存す。

領主及び區畫の變遷

本地は開墾の初めより徳川氏代官の支配に屬し、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月また大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第二區一番組に屬し、同八年四月三十日第六大區二小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區二小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内に入り、同月二十一日第九分畫に屬し、同十三年七月一日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制の施行に至れり。

第四項 北區

第一聯合

(櫻宮尋常小學校設置負擔區域)

本聯合は大阪城の北邊にあり。寢屋川を以て南方東區京橋一丁目・京橋前の町・杉山町及び東成郡城東村大字鴨野に對し、西は淀川に沿ひ、北は中野町・澤上江町に接し、東は東成郡榎並町に界し、鯉江川は其の部内を貫流せり。

相生町

本町は寢屋川と鯉江川との間に挿まれたる狭長の地なり。もと京橋片原町と呼びて北側のみに人家ありしが、後、南側を開發して寶永五年閏正月入札に附し、古町と同じく地子銀を免じ、煮賣家十五株・旅籠屋十二株を許されて町家建ち並びしかば、相生東町・同西町と改稱して、北組に屬し來りけるに、享保九年三月の大火後、東町の南側西半部及び西町の南側全部は火除地として公收せられ、代地を道頓堀川の南に與へられて元相生町となる。残れる兩町は明治二年五月四日北大組に屬し、同五年三月十七日兩町を合併して相生町と改稱せらる即ち本町是れなり。

北は鯉江川に沿ひ、南は寢屋川に臨み、寢屋川は對岸東區杉山町と東成郡城東村大字鴨野の間より

備前島橋
京橋

來れる平野川を容れ、本地の西端に於て更に鯉江川を含みて西流せり、而して其の西端に兩橋あり、一は北に向ひて網島町に通ずる鯉江川の備前島橋にして、一は南に向ひ京橋前の町に通ずる寢屋川の京橋是れなり。京橋は京街道に架せられ、京都に往來の橋なるを以て此の名あり、即ち同街道は同橋を経て本地を通じ、京都に達する今の國道第二號路線にして、本地の東部に於て更に古堤街道を分岐せり。徳川時代にありては高欄擬寶珠の公儀橋にして、其の擬寶珠には元和九年造立の銘ありしといふ。同橋の北詰には鮒市場・同南詰には青物市場のある所なりしが、青物市場は慶安四年市場敷地を公收せられし爲め本地に來りしも、承應二年七月晦日天満に移り、鮒市場のみ此の地に残り。鮒市場は古くより存せし市場にして、近郷近在より持來れる川魚・沖魚を賣買し、松平忠明のとき御用札を下付せられて御膳肴の上納を命せられ、徳川氏に至りても城中の御用を蒙り、鮒市場の特許地となりて鮒市場と呼べり。雜喉場生魚問屋に於て川魚を賣買するものあるに及び、之が停止を町奉行に出願し、寛保元年五月鮒及び鯉・鯉の三種は同生魚問屋に於て賣買を禁止せられて、雜喉場生魚問屋との取扱範圍を明定せり。其の後安永九年に至り當所市場問屋五軒は、江戸堀新築地に壹百四十壹坪餘の請地を爲して市場を開きしかば、爾來二ヶ所となりて繼續營業し來りしも、明治維新の後に至りて衰微廢絶せり。

鮒市場

光妙寺

光妙寺は照耀山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基了嘉は本願寺准如法主の直弟となり、元和元年近江國栗太郡澁川村より來りて當所に一字を創立し、光明寺と號せしが、寛文六年夏史に今の寺名に改む。境内は貳百參拾貳坪七合五勺を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・講員詰所・表門を存す。

徳龍寺

徳龍寺は嘉野山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長五年慶圓の開創なり。泉州堺の大小路にありしが、同十一年當所の古橋孫兵衛の借家に移り、翌年同屋敷を買収して坊舎を建立し、寛永五年本願寺より徳照寺の號を與へられしも、寛文五年に至り二世慶味今の寺名に改め、文政十年十世了教堂宇を再建せり。境内は壹百參拾八坪五合八勺八才を有し、本堂・庫裏・土藏・長屋門を存す。

町名及區畫の變遷表

舊名	町名	名	明正二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 七日改正名	同日	同六年四月 月廿日	同七年 二月廿日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿日	同十七年 九月一日
京橋片原町	相生東町	一番組	組	組	相生町	一區	四大區	四大區	第一分區	第一聯合	第一戸長
相生西町	一番組	組	組	相生町	一區	四大區	四大區	第一分區	第一聯合	第一戸長	役長

網島町

本町は東野田町の西に接し、北は淀川に瀕し、南は鯉江川より寢屋川に沿へる狭長の地なり。もと北組に屬する網島町・備前島町の二ヶ町たりしが、明治二年五月四日北大組に屬し、同五年三月十七

たりしが、後、年紀不詳東成郡に屬し、榎並莊の内なり。明治六年十一月十七日市郡の境界を定めらるゝに際し、元兩縣地の分は大阪市街北大組の野田町に編入せられて本地を去る。又同木屋新田はもと淀川沿ひの寄洲たりしが、享保年中天満堀川邊の人木屋彌兵衛なるもの、幕府の許可を得て之を開墾し、其の屋號を採りて木屋新田と名づけ、東成郡に屬し、野田村の請地たりしが、區域狹少且無人家なりしを以て、一新田として存置するの要なきに依り、明治十六年四月十四日兩地を合併して野田村と改稱せられ、同二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同三十年四月一日字七反田の西を通ずる井路の左岸以西の地を大阪市に編入し、殘部は鯉江村に編入せらる。各町は即ち其の大阪市に編入せられたる區域にして北區に屬し、東成野田と稱せしが、同三十三年四月一日東野田町と改稱し、大正三年九月二十五日更に地區を按排して町名を設定せり、即ち四百二十五番地の一・四百十八番地境界道路(中心以下同)を東へ三百三十番地西側を北へ三百二十一番地・三百二十番地境界より東へ三百十六番地の三・三百三十番地境界に至る道路以北・上水道幹線敷設道路以西を東野田町一丁目、東野田町一丁目境界以南・上水道幹線敷設道路以西を東野田町二丁目、二百九十五番地の三と三百十六番地の一の間より東へ三百二番地と三百四番地の二の間に至る水路(中心以下同)以南・二百一番地と三百四番地の二の間より南へ野田町境界に至る水路以西・東野田町一丁目及び同二丁目境界以東を東野田町三丁目、東野田町一丁目境界以東二百八十七番地の三北側より東へ元網島停車場前に至る道路以南

・二百十六番地・二百十七番地境界道路及び二百三番地の二と二百十七番地の間より西へ二百二番地の一西側を南へ二百一番地と三百二番地の間に至る水路及び東野田町三丁目境界以北を東野田町四丁目、百八十五番地の二・百八十六番地境界及び百八十五番地の二と百八十八番地の一の間を北へ百七十一番地と二百五番地の間に至る水路以西・六百番地と二百五番地の間より西へ二百十六番地と二百三番地の二の間に至る水路以南・東野田町三丁目及び同四丁目境界以東を東野田町五丁目、東野田町五丁目境界及び百七十一番地と六百番地の間より北へ百七十五番・百七十六番合併地と二百十番地の三三の間に至る水路以東・城東線以西を東野田町六丁目、百九番地・百五番地の二境界より西へ八十九番地の二北側に至る道路以南・東野田町六丁目境界以東を東野田町七丁目、東野田町七丁目境界以北を東野田町八丁目、東野田町一丁目境界以東・同四丁目及び同五丁目境界以北・同六丁目境界以西を東野田町九丁目と改む、現在の各町是れなり。而して其の一丁目・二丁目の境なる淀川に沿へる大長寺堤には、ワザト切の名あり、享保の大水に截斷して湛水を放瀉せしより其の名起り、明治十八年の洪水にも其の例に倣ひて截斷放瀉せられし所なり。

大長寺は東野田町九丁目にあり、川向山普照光院と號し、淨土宗京都金戒光明寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。慶長十年七月鯉江備中守の建立なりといふ。もと東野田町二丁目なる字前島のワザト切の側にありて、貳百六拾八坪の封境なりしが、藤田男爵家に買收せられしかば、明治四十年五月十日

大長寺

ワザト切

鯉塚

河内國北河内郡守口町の淨忍庵を合併し、同時に現在の所に移轉せり。境内は八百五拾貳坪を有し、木堂・庫裏・玄關・廊下・離座敷・鐘樓・土藏・表門・及び樂師堂・地藏堂を存す。裡に鯉塚及び比翼塚と稱するあり、もと二丁目字前島の舊境内にありしを、寺と共に此に移轉せるなり。而して鯉塚は自然石の石碑なり、傳へいふ寛文八年當所の漁夫淀川にて一大鯉を獲たるに、全鱗に巴の紋ありて甚だ美麗なりしかば、里人之を奇なりとし、水邊に養ひて衆人に觀覽せしめしに、日を経て死しければ住僧之を寺庭に葬りぬ、然るに其の夜住僧の夢に一人の武夫來り、身に巴紋の甲冑を帶し、我は元和の合戦に功を顯はして討死し、過去の業因に依りて鱗族に生れしに、和尚の引導を受けて此に葬られ、供養の徳に依りて成佛せりと告げ、且十念を乞ひしかば、之を授くと思へば夢忽ちさめぬ。依て住僧は瀧登鯉山居士と法名して碑を立て、鯉塚と呼びしとなん。又比翼塚は近松門左衛門の戯曲に見ゆる紙屋治兵衛と小春の碑なり、當寺舊境内裏手は其の情死せし所なるを以て寺内に建てしものならん。治兵衛は大坂堺筋の商人、小春は曾根崎新地紀國屋の遊女なり。

比翼塚

弘誓寺

弘誓寺は同町大長寺の東にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。當地住人教山なるもの、享保五年本願寺寂如法主の直弟となり、檀家の協力を以て開創せり。もと二丁目大長寺舊境内の東字堤通にありしが、明治四十年六月十日當所に移轉せり。境内は壹百貳拾五坪四合九勺を有し、本堂・後堂・庫裏を存す。

領主及び區畫の變遷

本地は、其の野田村に屬せし分は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、文政二年より京都所司代の役知に轉じ、天保九年大坂城代の役知となり、同城代繼承して牧野越中守貞利に至り、明治元年の初の新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同六月大阪府司農局の支配となる。又木屋新田に屬する分は享保年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初めに新に御料となりて、また櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同三月一日兵庫裁判所の支配に移り、同五月二十三日大阪府司農局の支配となる。是に於て兩地とも同一管治に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉せしか、同三月また大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第三區一番組に屬し、同八年四月三十日第五大區三小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて、木屋新田のみ第五大區三小區となり、野田村は大阪市街接近町村として翌十一月六日更に第五大區三小區三番組となる、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日共に第十三分畫に屬し、同十三年七月二日兩地とも聯合を離れて各獨立し、同十七年七月一日第十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

野田村	舊石高	明治九年改正	町村制施行	町村制施行
	一、〇九六	一、〇九六	一、〇九六	一、〇九六
		有租地反	町村制施行	町村制施行
		一日現在人口	當時の反別	當時の反別
		一、〇九六	一、〇九六	一、〇九六
			町村制施行	町村制施行
			一日現在人口	一日現在人口
			一、〇九六	一、〇九六
			一、〇九六	一、〇九六

木屋新田

計	三、八〇〇	〇、七五八
	三、〇四二	七、五七〇

新喜多町

本町の地は、もと東成郡鯉江村大字新喜多新田及び同蒲生の内にして、明治三十年四月一日大阪市に編入せられたる大阪鐵道線路城東線敷地東端以西に屬する部分なり、故に從來の沿革は同村南大字の條に記する所の如し。かくて本地は大阪市に編入せられて北區に屬し、鯉江大字新喜多・同蒲生と稱せしが、同三十三年四月一日從來の名稱を廢し、更に兩地を合併して新に新喜多町と改稱せらる。其の地は北は鯉江川に瀕し、南は寢屋川に沿へる狹長の區域なり。

舊稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿五年七月一日現在反別	明治廿五年七月一日現在人口
新喜多新田の内						三、八〇〇	八、八三
蒲生村の内						一、七五七	〇
計						五、六三三	八、八三

第二聯合

(瀧川尋常小學校
設置負擔區域)

本聯合は東南の兩面は淀川に沿ひ、北は樋之口下之町より西に互りて天満橋筋四丁目・同三丁目・同二丁目・金屋町二丁目・信保町二丁目・岩井町二丁目・壺屋町二丁目・河内町二丁目・此花町二丁目・同一丁目等に界せり。

川崎町・白屋町・今井町・天満橋筋一丁目・空心町一丁目・金屋町一丁目・朝日町・信保町一丁目・岩井町一丁目・龍田町・壺屋町一丁目・河内町一丁目・瀧川町(十三ヶ町)

此の十三ヶ町は東天満の内にあり。もと天満一丁目・同二丁目・同東三丁目・同東四丁目・同西三丁目・同西四丁目・同西五丁目・同西六丁目・同西七丁目及び金太夫町の十ヶ町なりしが、後、天満一丁目と金太夫町を併せて天満一丁目・白屋町に分ち、天満二丁目を分ちて天満二丁目・今井町と爲し、天満東四丁目の北筋に同西四丁目の北筋を併せて金屋町、天満東四丁目の南筋に同西四丁目の南筋及び同西三丁目を併せて天満四丁目、天満西五丁目を天満五丁目・信保町、天満西六丁目を天満六丁目・龍田町、天満西七丁目を天満七丁目・瀧川町に分ち、且、天満東三丁目を天満三丁目と改めし爲め、三ヶ町を増して十三ヶ町となり、何れも天満組に屬し來りしが、明治二年五月四日北大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、白屋町・龍田町・瀧川町を除くの外は悉く異動せり、即ち天満一丁目を川崎町、同二丁目の内に今井町の内を加へて今井町、同二丁目の殘部に今井町の殘部を加へて天満橋筋一丁目、天満三丁目を空心町一丁目、金屋町の東側に天満四丁目の内を加へて金屋町一丁目、金屋町の西側に天満四丁目の殘部を加へて朝日町、信保町を信保町一丁目、天満五丁目を岩井町一丁目、天満六丁目を壺屋町一丁目、天満七丁目を河内町一丁目と改稱す。依て町數は

三ヶ町を減じて十ヶ町となれり、現在の各町是れなり。其の所屬地にもまた異動せるものあり、即ち壺屋町一丁目の興正寺は、明治四年五月八日には組二番の附屬地たり。而して舊金谷町の名は同町に天満組の總年寄たりし金谷氏の邸ありしより起れり。又街路の異名に市の側・魚の棚筋・興門小路・靈符筋といへるあり。靈符筋は天神表門筋の北の筋にして西方第五聯合の此花町一丁目より本聯合と第三聯合との境を東に通ずるをいひ、其の名は西端なる天満宮境内社の靈符神に因めり。興門小路は興正寺の西より西に通ずる東西通を指し、興正寺門跡小路の略なり。魚の棚筋は市の側より二筋北の東西通を呼び、天満青物市場に附屬し來りて舊天満七丁目裏町附近に住したる魚鳥商人が、舊川崎東照權現の大祭に際し、毎年同天満五丁目なる此の通に臨時の出店を爲せしより起れりとなん。市の側は東方天満橋北詰より濱側を西方天神橋北詰に通ずる舊青物市場通なり。

各町は第二乃至第六聯合に互りて古來西成郡に屬し、南中島の内にありて天満郷といひしが、後、天満堀川以西を西天満と呼び、以東を東天満と稱す、天満の稱は天満宮の鎮座あるより起れり。而して其の淀川に沿へるの邊は、往時に於ける北渡邊にして、渡邊渡のありし所なるは、東區第三聯合の條に於て記せしが如し。又舊天満一丁目・同二丁目及び白屋町の淀川に沿ひし一部は、貞享年間の河道修理に公收せられしかば、其の代地を勘助島に付與せられて、天満一丁目の代地は船津町、同二丁目の代地は川本町、白屋町の代地は白井町となれり。

天満

北渡邊

藏屋敷

居城所在	氏名	知行高	所在
和泉岸和田	岡部内膳正長和	五萬參千石	天満一丁目
下野・黒羽	大關伊豫守増儀	壹萬八千石	同
攝津高槻	永井遠江守直輝	參萬六千石	白屋町

祐泉寺は川崎町にあり、河勝山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基了可は秦川勝の裔なる河内國石川莊秦五郎左衛門經明なり、本願寺の蓮如法主に謁して其の徒弟となり、文明七年九月一字を東成郡玉造に創立し、寛永十二年十月十世春可西成郡天満一丁目大工三右衛門の宅地を購求して移轉せしもの即ち現在の所是れなり。天保八年二月十九日祝融の災に罹りて焼亡し、十九世了寛檀徒と協力して再建せり。境内は壹百參拾參坪八合七勺を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・長屋門を存す。

祐泉寺

蓮澤寺

蓮澤寺は同町にあり、前田山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基全觀は俗名を前田大和介といひ、延徳二年本願寺蓮如法主の弟子となり、明應二年西成郡川崎村に寓居せしが、其の後、大永元年四月同所蓮澤の邊に移りて一寺を創立し、萬治二年正月七世以全天満一丁目金太夫町喜兵衛の宅地を買得して敷地を廣む、現在の所是れなり。故に山號は開基者の俗姓を採り、寺名は創

立地の蓮澤に因めり。然るに天保八年二月十九日火災に罹りて焼失しければ、安政二年十四世以攝は檀徒の協力を得て之を再建せり。境内は壹百四拾貳坪七合七勺を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・長屋門を存す。

正覺寺

正覺寺は今井町にあり、澤田山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正四年河内國志紀郡澤田村に於て明恩の開基せしものなり、故に山號は其の村名に因めり。寛永五年當國大坂常盤町に移り、其の後類焼の災に罹りしを以て、嘉永六年五月更に當所に轉じ、安政二年に再建せり。境内は壹百坪九合貳勺を有し、本堂兼庫裏・長屋門を存す。

西慶寺

西慶寺は空心町一丁目にあり、安靜山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基龍玄は元和八年三月孫四郎の宅地を買得して創立し、寛永元年五月本山より寺號を授與せられ、同十六年五月桶屋助右衛門・油屋源藏の所有地を買添へて現在の封境となる。天保八年二月十九日火災に罹りて焼失し、安政二年四月十世龍欣檀家の協力を得て再建せり。境内は壹百七拾壹坪七勺を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓堂・土藏及び長屋門を存す。

妙安寺

妙安寺は信保町一丁目にあり、勝光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。當國豊島郡長興寺村の住人西信の開基なり。西信は文明元年本願寺蓮如法主の直弟となり、天正三年當所に移りて一字を創立し、慶長十六年顯如法主より寺號を受けて妙安寺と稱す。其の後火災に罹りて焼失

源光寺

し、安政四年檀徒協力して再建せり。境内は壹百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。源光寺は同町にあり、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。天正十七年五月西成郡天滿に於て再建中興せしも、其の後數度の火災に罹りて焼失し、天保九年當所に移轉せり。境内は壹百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

萬福寺

萬福寺は岩井町一丁目にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基無實は本願寺准如法主の直弟となり、明暦二年檀徒と協力して東樽屋町に創建し、天保八年二月十九日焼亡したるを以て、同年十二月十六世秀諡當所に移轉せり。境内は壹百五拾壹坪參勺を有し、本堂・庫裏・同建添・詰所・門を存す。

西福寺

西福寺は壺屋町一丁目にあり、川津山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基明賢は本願寺准如法主の直弟となり、伊豆國加茂郡川津庄に於て一寺を創立せしが、文祿二年當所に移轉し、檀家の協力を以て再建せり。境内は壹百八拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

興正寺天滿別院

興正寺天滿別院は壺屋町一丁目にあり、阿彌陀佛を本尊とす。一に産寺の名あり。天滿郷中の古刹にして、往時は天台宗に屬し、年所を経て頽廢に傾きしを、興正寺三世源海上人に依りて同寺別院となれりと傳ふれども、其の間の寺歴は詳ならず。寺傳に依れば、天福元年眞宗興正寺の三世源海上人當國行化の折、錫を此に留められしに、道俗男女歸依しければ堂宇再建せられて興正寺の別院となり、

十五世蓮秀の時天文元年本山兵火に罹りて焼失せしかば、同年八月當別院を本山と爲して蓮秀移住し、十七世顯尊(本願寺顯如の二男)の時に至り、永祿十二年八月朝廷より門跡の號を賜はり、天正十八年二月五日豊臣秀吉は寺領五百石を寄せしが、翌十九年本山を京都に移すに及び、堂宇を京都に移轉せんとしけるに、土人は之を歎じて曰く、若し然らば則ち此の地は郊野とならん、請ふ移轉すること勿れ、自今堂宇の修築は天滿郷の自他宗を論せず同心協力して之に當るべしと。依て堂宇移轉の議は止み、再び別院となりて天滿別院と稱し、爾來年を追ふて土地は次第に繁榮し、前約に依りて堂宇の修繕は勿論、例年の開山忌にも自他宗を問はず、近世まで總勸進を爲せりといふ。然るに天保八年二月十九日堂宇焼失しければ、安政三年に之を再建せらる、現在の建物即ち是れなり。寺務は本山より役僧を輪番せしめて執行せらる。而して當院を産寺と稱するに就ては、舊記に見るべきものなきも、口碑の傳ふる所に依れば、徳川幕府の卷納宗判(當時の戸籍に類するもの)の制を布くに當り、當寺を以て天滿全郷民の卷納寺と定められたるを以て、全郷民は宗派の如何を問はず、各米錢若干を納付し、郷中もの出産すれば宮詣と稱して當院本堂に詣づるを例とし、今も其の俗習残りりと、蓋し産寺の稱の起原ならんか。境内は壹千貳百貳拾參坪六合壹勺を有し、本堂・香房・庫裏・書院・對面所・玄關・茶所・鐘樓・太鼓樓及び四足門等相連りて、規模頗る宏大なり。

光明寺

光明寺は同町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基了寂は本願寺准如法主の直

淨蓮寺

弟となり、江州粟太郡澁川村に於て創立し、承應三年當所に移轉し、檀家協力して再建せり。境内は九拾七坪參合を有し、本堂・庫裏・土藏・長屋門を存す。

淨蓮寺は同町にあり、臥龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基祐念は本願寺顯如法主の直弟となり、江州坂田郡箕浦村警願寺に住せしが、後、同寺を京都六條に移して淨蓮寺と改稱し、文祿二年二月當所に移りしもの即ち當寺なり。境内は貳百拾八坪七勺を有し、本堂・庫裏・長屋門を存す。

圓宗寺

圓宗寺は同町にあり、一條山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基智西は本願寺准如法主の直弟となり、元和九年當寺を創立せり。境内は貳百四拾九坪四勺を有し、本堂・庫裏を存す。

定專坊

定專坊は同町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永徳二年の春河内赤坂城没落の後楠正成の孫正勝西成郡三番村に隱遁し、行基の開創なりと傳ふる横玉山西光寺といへる眞言宗の一字に居住せしが、正成は嘗て本願寺の覺如法主に化を受け眞宗に歸向せしを以て、其の志を慕ひて同宗に歸向し、正勝の孫掃部助は存如法主に請ふて剃髮し、淨顯と法名し、文明年中檀家と協力して諸堂を造營せしに、蓮如法主は屢其の地に留錫して西光寺を定專坊と改稱せしめられ、其の後六世の住職信詮に至り、寛永九年二月當寺を創立して兼務せり、故に當寺を今も俗に三番の定專坊と呼べり。天保

八年二月・弘化三年十一月の兩度火災に罹りて焼失し、十三世頼信之を再建せり。境内は參百七拾六坪參合七勺を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・太鼓樓・土藏を存す。

町名及び區畫の變遷表

舊町名	新町名	明治二年五月四日	同四年五月八日	同五年三月七日改正名	同日	同六年四月五日	同九年九月五日	同十二年二月廿二日	同十三年七月二日	同十四年八月廿九日	同十七年七月一日
天滿一丁目	天滿一丁目	二番組	一組一番	川崎町	二區	四小區	四小區	一四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場
金太夫町	白屋町	二番組	一組一番	白屋町	二區	四小區	四小區	一四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場
天滿二丁目	天滿二丁目	二番組	一組一番	天滿橋筋一丁目	二區	四小區	四小區	一四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場
今井町	今井町	二番組	一組一番	今井町	二區	四小區	四小區	一四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場
同東三丁目	天滿三丁目	二番組	一組三番	空心町一丁目	二區	四小區	四小區	一四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場
同東四丁目	金屋町	三番組	一組一番	金屋町一丁目	四區	四小區	四小區	一四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場
同西四丁目	天滿四丁目	二番組	一組一番	朝日町	四區	四小區	四小區	一四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場
同西三丁目	天滿四丁目	二番組	一組一番	信保町一丁目	四區	四小區	四小區	一四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場
同西五丁目	信保町	三番組	一組二番	信保町一丁目	四區	四小區	四小區	一四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場
同西五丁目	天滿五丁目	三番組	一組二番	岩井町一丁目	四區	四小區	四小區	一四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場

新川崎町

町名	番組	區	小區	分畫	役場					
同西六丁目	龍田町	四番組	一組一番	龍田町	四區	四小區	四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場
天滿六丁目	三番組	一組一番	壺屋町一丁目	四區	四小區	四小區	一四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場
天滿七丁目	三番組	一組二番	河内町一丁目	四區	四小區	四小區	一四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場
同西七丁目	龍川町	四番組	一組二番	龍川町	四區	四小區	四小區	一四小區	第一分畫	第二聯合役場

本町の地はもと西成郡川崎村の内なり。淀川の北より來りて西に滙流せる岸頭にありて、俗に天滿の川崎と稱せらる。攝陽群談にいへるが如く、川崎村は川の頭にあるを以て川崎と號せしものとすれば、此の地は實に川崎の名の基因を爲せる所ならん。徳川時代に於ては町奉行附屬與方の邸地・東照宮・普請方の道具藏・及び材木藏・破損奉行邸等のある所なりしが、安永九年以來凶歲繼續し、天明七年に至り遂に古今未曾有の飢饉を爲せしかば、貯穀の必要を感じ、寛政元年此の普請方材木置場の一部たる勘定場の空地六百四拾坪餘の所に米藏を新築して、川崎御藏と呼び來りしが、明治初年の政變に依りて米藏初め東照宮及び邸舍等悉く廢絶し、御藏跡に造幣局を設置せられて全部其の構内と爲り、同八年十二月二十六日構内全部を第四大區三小區に編入して、新川崎町と名づけられしもの即ち本町是れなり。

造幣局

造幣局は大藏省の所管に屬し、帝國唯一の貨幣鑄造所にして、兼ねて舊貨幣の鑄潰・章牌・記章・

極印の製造、地金銀の精製分拆、及び諸礦物の試験を管掌せり。其の濫觴は明治の初年にあり、當時幕末幣政弛廢の後を承け、通貨は濫惡紛亂を極め、貨幣の信用地を拂ひ、商業の阻害を爲すこと少からず、識者は幣政改定の急を唱へ、外國公使の如きも此事を以て政府に迫る所あり、政府に於ても亦其の必要を認め、明治元年二月參與兼會計事務掛三岡八郎・小原仁兵衛の兩人に命ずるに貨幣改鑄の事を以てし、三月七日久世治作を擢用して貨政改鑄取調の事務を擔任せしめ、治作の調査せる結果に依りて、同年四月斷然萬國の良制と本邦の慣例とを折衷して、畫一純正の貨幣を新鑄することに議決し、其の鑄造所を此の川崎なる舊幕府米藏の址に定めらる。場所を大阪に卜せしは、當時帝都を大阪に遷さんとするの議ありしに依れり。閏四月貨幣司を會計官中に置きて貨幣の事を管理せしめ、英國が曩に廢局となしたる香港造幣局器械の全部(價幣)を購入するに決し、長崎居留の英商カラバと約し、上野敬輔を派遣して其の購入事務を管理せしめ、同年八月造幣器械香港より廻漕せられて大阪に着しければ、同年十一月英人ウォートルスを雇入れて造幣場建築の事に任せしめ、木石諸材を集めて頻りに建築工事の準備を進めらる。同二年二月五日貨幣司を廢し、新に造幣局を置きて新貨鑄造の事務を管掌せしめられて、太政官の所管となる。其の貨幣の形狀及び價名の決せられしも當時のことなり。初めは舊に依り新貨の形は方形を主として價名は朱・分・兩を用ふるの意なりしが、參與大隈八郎太及び造幣判事久世治作は、之を圓形と爲し且十進一位制の可なる所以を述べて、同三月四日之を建議

せり。依て之が爲め朝議開かれしが、之を否とする者あり、曰く本邦に於ては貨幣は之を紙に包みて納むるに方形の匣を用ふ、外國の「カマス」袋に容るゝものと同じからず、故に舊制に依りて方形に造るに如かずと。二人は之を辨して曰く、然らず、本邦に於て貨幣の方形なるは近代の事のみ、古來甲州金の如きは圓形なり、其の楕圓形に變じたるは慶長年間より始まる、諺にも貨幣の融通其の宜しきを善く環たまるといひ、拇指と食指との先を合せたる圓形を傍人に示せば、其の貨幣を指せるものなることを解せざるものなきは、古來貨幣の圓形なりしに依れり、方形なるもの環旋し難くして磨損すること多きに反し、圓形なるものは磨損少くして環轉し易し、是れ宇内萬國の貨幣を圓形にする所以にして、且取扱上の便なる方形貨幣の比にあらず、方今萬國貿易の盛なる秋に當り、彼の長所を探りて我が短所を補ひ、以て改良を施すにあらずんば、何を以て富國の基を立つるを得んや、是れ各國一般通行の制に則り、新貨を圓形にすべき所以なりと。朝議は遂は二人の建議を納れて圓形に決し、新貨の價名も十進一位に決せしが、ついで貨幣本位も銀貨に決定せり。かくて造幣局は太政官の所管たりしが、同年四月會計官所屬となり、同七月に至りて大藏省の所管に轉じ、更に造幣寮と改稱せらる。然るに不幸同年十一月十四日の夜鍛冶工場より失火して屋舎材木悉く燒失し、造幣器械の大半灰燼に歸せしかば、政府は直に再建の議を決し、翌三年四月十六日横濱の東洋銀行に委託して更に英國より器械を購入せしめ、再築の工を督し、拮据勉數月にして經營漸く成れり、建築費・器械購入費計金九拾五

萬貳百兩餘なりしといふ。依て同年十月十四日より新貨の鑄造を試み、翌十一月二十七日より銀貨の鑄造を始め、翌四年二月十五日を以て造幣寮の開業式を挙げたるもの即ち當造幣局にして、其の造幣寮を造幣局と改稱せられたるは同十年なり。

創設に際しては、其の組織及び器械の装置・運轉等の總てが文明の最新式に係れるを以て、斯道に經驗あり熟練せる技術者を雇使せざるべからず。依て政府は東洋銀行に謀りて、明治三年二月二日元香港造幣局長たりしキンドルを首長として外七名の外國人を雇入れ、造幣に關する工業のことを之に委托せしが、増員して後には外人の雇傭者二十名の多きに達し、内一二名を除きたる以外は總て英國人なり。其の就職期間は一定せず、邦人の熟練するもの出づるに及び、漸次解雇せられて減少し、明治二十二年一月まで在職せしものを最終として、以後は邦人のみにて經營せり。工場には鐵路を敷設して石炭・材木其の他の材料を運搬し、瓦斯を製して工場及び構内の街路に点燈し、硫酸製造所を設置して金銀精製用の硫酸を製造し、其の剩餘を活用せんが爲めに曹達製造所をも創設し、電信局と當局との間に電線を架設して通信に便し、金銀の試験は古來の試金石に依らずして天秤を以て微毛を測定し、洋式簿記法を採用して貸借を明にし、證據書・日計表等に依りて勘定を査定する等、文明國の學術的方法を採り、建物に石・煉瓦を用ひしは本邦に於ける最初の設備應用にして、官立私立を問はず當時他に類例なかりしかば、世人の驚歎せし所にして、其の工業の發達に貢獻せしは蓋し尠少ならず。

す。構内土地の總坪數は初の五萬五千五百貳拾壹坪にして、廳舎・工場・倉庫等の建坪は壹萬壹千參百八拾八坪餘に出で、局内分掌は地金局・分拆所・鎔金局・試験分拆局・極印局・燒印局・秤量局・器具貯藏局・彫刻所・機關所・銅細工所・轉爐所・鍛冶所・硫酸製造所・瓦斯製造所・骸炭製造所の七局九所なりしが、硫酸製造所及び曹達製造所は明治二十二年二月泉布觀と共に宮内省の所管に移れり。之が爲め現今の敷地は減じて參萬貳百七拾參坪餘、廳舎・工場・倉庫等の建坪は八千六拾壹坪餘となりしが、其の分掌も改革せられて、總務部(庶務課・地金課・會計課・警察課)・鑄造部(鑄解部・伸延場・伸銅場)・試驗部(極印場・彫刻場・製作場)・試金部(試驗精煉場)に分かたる。而して明治三年十月の創業より大正七年度までに製造せられたる各種貨幣は、金貨九億貳千八百參拾壹萬七千四百六圓・銀貨參億七千參百貳拾七萬五千五百八拾參圓・白銅貨壹千九萬六百參拾六圓・銅貨壹千貳百四拾壹萬八千五拾六圓・青銅貨參百拾九萬五千貳百五拾壹圓・合計拾參億貳千七百貳拾九萬六千九百參拾五圓なりといふ。

官 氏 名	任 命 年 月 日	退 任 年 月 日
造幣局知事 甲斐 九 郎	明治二年二月廿四日	明治三年二月 九日
造 幣 頭 井 上 聞 多	同 二年八月十八日	同 二年十月十二日
造 幣 頭 井 上 彌 吉	同 二年十月 十日	同 三年五月 三日

官名	氏名	任名年月日	退任年月日
造幣頭	井上聞多	明治三年五月十日	明治三年十一月十二日
造幣頭	馬渡俊邁	同三年五月四日	同四年八月五日
造幣頭	伊藤博文	同四年八月五日	同四年九月二十日
造幣頭	井上馨	同四年九月五日	同六年六月十七日
造幣權頭	馬渡俊邁	同四年八月五日	同五年四月廿四日
造幣權頭	益田孝	同五年四月八日	同五年六月十七日
造幣權頭	遠藤謹助	同六年六月十七日	
造幣權頭	石丸安世	同七年七月十七日	
造幣局長	石丸安世	同十年一月十七日	同十四年十一月十六日
造幣局長	大野直助	同十四年十一月十一日	同十四年十一月十六日
造幣局長	遠藤謹助	同十四年十一月十六日	
造幣局長	遠藤謹助	同十九年五月十二日	
造幣局長	遠藤謹助	同廿四年十二月廿四日	同廿六年六月三日
造幣局長	長谷川爲治	同廿六年十一月十日	大正二年四月廿五日

造幣局長 池袋秀太郎 大正二年四月廿五日 大正九年九月十六日
 造幣局長 多胡敬三郎 同九年九月十六日 現任

其の橋内は淀川に臨み、網島に對し、大阪城を南に仰ぎ、櫻の宮を隔て、生駒の青巒を東に眺め、形勝の區たるのみならず、無數の櫻樹を栽植せられたるを以て、花時に至れば萬朶の雲を爲し、期間を限りて一般人民に縦覽せしむるを例とせり、故に其の期間は觀賞者の足を運ぶもの毎日數萬の多きに及べり。花は天満橋筋三丁目即ち舊鈴鹿町なる藤堂藩屋敷にありしものを、延長補植せしものなりと。而して隣地の泉布觀は明治三年の建設にして當局の應接所たりしが、同五年六月先帝陛下の行幸に際し、其の行在所に充てさせられ、泉布觀の稱を賜へり、其の名は史記の「寶貨行如泉布」と云へるより出でしものなりといふ。太政大臣三條實美の勅を奉じて謹書せる泉布觀の額は今も同所に所藏せらる。同陛下は其の後同十年二月十四日、同三十一年八月十九日にも臨幸し給ひ、又同二十年二月十六日には照憲皇太后陛下、同二十四年十一月一日には英照皇太后陛下も臨啓あらせられたる名譽の紀念建物にして、已記の如く明治二十三年三月宮内省の所管に移り來りしが、大正五年十二月二十八日其の敷地四千參百五拾四坪貳合九勺及び建物・附屬物一切を、金拾參萬八千六百八拾四圓拾四錢にて、同省より北區野田町外九十三ヶ町に拂下げられ、今は大阪市北區役所の管理する所となる。

舊川崎東照宮は、元和二年松平下總守忠明の創建せし所なり。當時大坂の市民は豊臣氏追慕の念熾

舊川崎東照宮

泉布觀

なるものあり、依て之を忘れしむると共に、徳川の新政に浴するを謳歌せしめんが爲めの意に出でしものならんといふ。社殿は輪奐の美を盡し、妙心寺派京都建仁寺の末寺九昌院三江を招きて別當たらしめしが、其の建長寺と改められしは安永九年なり。初めは四月十七日に大祭を行ひて、三郷町民をして参詣せしめしも、安永八年に至り四月十六・七日、九月十六・七日の兩度となし、天保九年更に毎月十六・七日に改定せらる。社殿は其の後安永九年四月再建せられ、寛政八年九月より修葺ありて十二月二十一日に正遷宮、文化十年十月より修葺ありて翌十一年十一月十二日に正遷宮、天保二年九月より修葺ありて翌三年三月十三日に正遷宮ありしが、同八年大鹽の亂に砲撃せられて焼失せしかば、再建に着手して同十年四月十三日上棟式を行ひ、翌五月十三日に正遷宮あり。其の後は文久三年十月二十一日修繕に着手して、元治元年十一月二十一日正遷宮を行ひ、慶應元年四月更に修繕せらる。天保の再建には其の費用中に有志の獻金あり、慶應元年の修繕にも亦寄附を促せり。文化五年十一月三郷總年寄の書上に、天王寺・専念寺・建國寺・御宮御靈屋に差上候金幣・御香奠鳥目代を石掛り出銀の部に記すれば、其の金幣・香奠の鳥目代は之を三郷の石高に賦課せしものならん。安永八年九月二日を以て四月・九月の神事の節には、三郷町々に提燈差出方の口達あり、寛政九年四月十五日より神事ありて、同日より十九日まで五日間獻燈・挑灯を差出さしめらる。此の如くにして其の祭日には三郷町々の各戸は獻燈を差出すの風習を爲し、城代・定番以下幕吏の參拜は勿論、三郷町民のみならず近

郷近在より來賽者群集し、遂に浪華に於ける第一の紋日たるに至れり。慶應元年八月十日には、滯留中なりし將軍徳川家茂も參拜ありしが、明治の政變に際し長州藩兵の本營に充てられ、ついで廢止せらる。社地は豊臣氏時代に於ける織田有樂齋の別邸にして、家康の曾て遊びし所なりといふ。其の址は今の天満橋筋二丁目なる瀧川小學校の敷地に亘れり。

町名及び區畫の變遷表

舊名	明治八年 十二月廿六日	明治九年 九月三十日	明治十二年 二月二十一日	明治十三年 七月二日	明治十四年 八月二十九日	明治十七年 七月一日
川崎村の内	四大區三小區 新川崎町	四大區一小區	第一分區			
					第二聯合	第二戶長役場

第三聯合

(松ヶ枝尋常小學校設置負擔區域)

天満橋筋二丁目・同三丁目・同四丁目・空心町二丁目・金屋町二丁目・信保町二丁目・岩井町二丁目・壺屋町二丁目・河内町二丁目・松ヶ枝町(十ヶ町)

本聯合は東天満の内にあり。東は樋之口下之町・新川崎町、南は今井町・空心町一丁目・朝日町・信保町一丁目・岩井町一丁目・壺屋町一丁目・河内町一丁目・瀧川町に接し、北より西に亘りて天満橋筋五丁目・北同心町一丁目・與力町一丁目・南同心町一丁目・同二丁目・紅梅町・此花町二丁目・同一丁目に界す。もと北長柄四丁目・同五丁目・友古町・源八町・空心町・典藥町・板橋町・魚屋町・伏

見町・茶染町・帯屋町・東木挽町の十二ヶ町にして、後、北長柄四丁目は長柄町、同五丁目は鈴鹿町、魚屋町は岩井町、伏見町は唐崎町、茶染町は壺屋町、帯屋町は高島町、東木挽町は河内町と改稱し、何れも天満組に屬し來りしが、明治二年五月四日北大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際して悉く異動せり、即ち長柄町を天満橋筋二丁目、鈴鹿町を天満橋筋三丁目、友古町と源八町を合併して天満橋筋四丁目、空心町を空心町二丁目、典藥町を三分して其の東筋に板橋町の内を加へて金屋町二丁目、其の中筋(中典藥町の名あり)に板橋町の殘部及び岩井町の内を加へて信保町二丁目、其の西筋に唐崎町・及び岩井町の殘部を加へて岩井町二丁目、壺屋町に高島町の東筋を加へて壺屋町二丁目、河内町に高島町の西筋を加へて河内町二丁目と改稱せり。依て三町を減じて九ヶ町となりしが、同六年十一月十七日西は河内町筋東側より東は鐵砲同心屋敷筋東側迄の間に於ける、元東寺町前の内、元鐵砲同心屋敷跡及び元弓同心屋敷跡を編入して新に松ヶ枝町を作りしかば、一ヶ町を加へて現在の十ヶ町となれり。此の松ヶ枝町の内に入りし鐵砲同心屋敷跡及び東寺町前は、明治二年五月四日各一町に數へられて四番組に入り、同四年五月八日鐵砲同心屋敷跡はる組三番・東寺町前はに組三番の附屬地となり、同五年三月十七日鐵砲同心屋敷跡は第五區・東寺町前は第七區の附屬地となり、壺屋町二丁目の佛照寺は、同四年五月八日にはに組一番の附屬地たり。而して壺屋町には道者町の異名あり。

鐵砲同心屋敷跡

舊鐵砲同心屋敷跡及び東寺町前は、明和の頃より新建家の成りし所ならん。降て安政四年土地繁榮策の講せらるゝに及び、新に新規茶屋十軒を鐵砲同心屋敷跡に許可せられければ、同所は遊所を爲して青樓の間に絃歌の音を傳ふるに至れり、遊所は一に三軒屋とも呼びて世に知られたりしが、何れの時にか廢絶して、明治の初年にはなかりしといふ。

東本願寺天満別院

居城所在	氏名	知行高	所在地
伊勢津	藤堂和泉守高猷	參拾貳萬參千九百五拾石	鈴鹿町
武藏忍	松平下總守忠顯	拾萬石	長柄町
備中惣社	寄合衆 蒔田莊治郎	七千七百拾六石	鈴鹿町
尾張名古屋	尾張大納言齊莊	六拾萬九千五百石	唐崎町溝側

東本願寺天満別院は壺屋町二丁目にあり、阿彌陀佛を本尊とす。舊川崎本願寺の再興なり。本願寺十一世顯如上人の泉州貝塚にあるや、天正十三年五月秀吉は自ら地を検して寺地を天満に附與しければ、同上人は翌年六月より土功に着手し、七月十九日を以て御影堂の上棟式を行ひしもの、即ち川崎本願寺是れにして、一に天満御堂・天満川崎御堂又は天満本願寺とせるもあり。今の造幣局附近は其の所在地たりしならんといふ。當時は同門跡の居所として信徒の參拜、諸侯との往來も頻繁を極めたりしが、本願寺は同十九年八月京都の西六條に移轉しければ、後は留守職の住む所となる。慶長七年

本願寺の分れて東・西の二派となるに及び、東本願寺に屬し、同十三年留守職最勝寺道了は、境内狹隘なるを以て屋敷替を教如上人に伺ひしに、上人深く之を喜びて總門徒中に屋敷替の教書を下され、同十六年此に移轉再興して別院となる、即ち現在の所是れなり。俗に佛照寺と稱するは、佛照寺住職の來りて留守職たりしことあるに依れりと。然るに享保九年・安永六年・天保八年の三回頼焼に罹りて堂宇悉く烏有に歸し、今の堂宇は弘化二年京都本山の假本堂を移して再建せしものなり。本尊阿彌陀佛は舊石山本願寺の安置佛なりしと傳へ、宗祖大師の眞影を掲げらる。境内は貳千五百七拾五坪壹匁にして、四方に牆壁を繞らし、本堂・庫裏・廣間・東書院・西書院・茶所・鐘樓堂・太鼓樓・土藏及び門を存し、規模頗る廣大なり。而して其の喚鐘は舊三州八幡神宮寺の所藏せしものにして、家康の陣鐘たりしといふ。

本教寺

本教寺は天滿橋筋三丁目にあり、秋法山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大永二年願心の開創なり。元和元年五月兵火に罹りて焼失し、二世圓秀は寛永六年に之を再建したるも、天保七年二月再び焼失し、其の後祐雄は庫裏を・祐寛は本堂を、各檀家の協力に依りて再建せり。境内は貳百七拾壹坪七合八匁を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・長屋門を存す。

順教寺

順教寺は河内町二丁目にあり、龍保山と號し、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基淳智は天正十五年五月二十七日興正寺十七世顯尊上人の法弟となりて、慶長七年樓の岸に於て一寺を創立

し、寛永九年五月自費を以て津村南の町甚左衛門の屋敷を買求めて移り、享保九年三月二十一日類焼し、八世教海は本堂を再建し、九世教吟は寶曆六年三月檀家の協力を以て庫裏を再建し、明治二十一年一月三十一日東區備後町五丁目より當所に移りしが、同四十二年七月三十一日の大火に焼失して灰燼となり、同四十四年九月十八日庫裏・土藏を、大正三年一月十九日日本堂の再建成れり、境内は壹百五拾八坪なり。

大阪に於ける
火災の概
要

空心得二丁目は、明治四十二年に於ける謂ゆる北區大火の起りし所なり。同大火を記せんとするには、從來の重なる火災より記せざるべからず。從來に於ける火災の古きものは、慶長十二年四月の火災なるも、其の被害の程度は之を知るに由なし。寛文六年十二月七日雜喉場より出火して一旦鎮火したるも、翌八日戌の刻復た新町遊廓より發火し、其の火勢は猛烈を極めて翌日の巳の刻に及び、百四十ヶ二町・八千五百二十七軒を焼失して殆んど全市の四分の一を焦土と化せしむ。寶永五年十二月二十九日夜丑刻、道修町の淀屋橋筋よりの出火は、北は過書町・東は鑓屋町・南は平野町に及び、六十五ヶ町・千五百一軒・七千四百九十一竈を燒きて翌日の丑刻に鎮火し。享保元年七月四日夜子刻曾根崎村よりの出火は、堂島新地一丁目を除ける堂島全部を舐めて福島村に延焼し、竈數三千六百三十五軒・藏屋敷十三ヶ所・藏米と納屋米合せて八萬四千七百拾石餘を灰燼たらしむ。同九年三月二十一日の妙知焼は、同日午の刻堀江橋通三丁目なる妙知の家より出火して、翌二十二日の申刻まで繼續し、

古今未曾有の大火たりし状況は同町所屬西區第八聯合の條に記せるが如し。之が爲め焼失したるは町數四百八ヶ町・家數一萬千七百六十五軒・竈數六萬二千九百九十二・濱納屋千五百四十四・土藏千九十七ヶ所・公儀橋九ヶ所・町橋四十五ヶ所・藏屋敷三十二ヶ所、城代及び京橋口定番の下屋敷、西町奉行屋敷、破損奉行・鐵砲奉行・藏奉行の諸屋敷、寺院百三十六ヶ所・神社八ヶ所、問屋米屋の米拾壹萬千七百四拾石餘・麥八千八百八拾石餘・大豆壹萬參千九百五拾石餘・藏米拾參萬石餘にして、死者二百九十三人、外に市街民家の焼失せしもの三百六十二軒なりしといふ。延享三年十月九日西横堀順慶町よりの出火は、東は東横堀川まで・北は北久寶寺町まで、長さ十五町餘・幅三町餘を焼き。寶曆六年七月三十日瓦屋橋東詰よりの出火は、南瓦屋町及び寺町の一部を焼き、谷町筋立半町・柏原町に至りて鎮火し。安永六年十二月十九日堂島蜷橋北詰よりの出火は、東方に延びて堀川を越え、川崎に至りて止み、町數四十八ヶ町・竈數五千六百六軒を烏有に歸せしめ、佛照寺・天滿天神も其の災に罹れり。天明三年十二月十九日内平野町二丁目よりの出火は、西は松屋町筋より東は谷町二丁目に至りて、弓奉行屋敷・藏奉行屋敷を初め九ヶ町・千五百竈を焼き。同四年二月晦日曾根崎二丁目よりの出火は、南方堂島川迄延焼して十三ヶ町・千二百四十七竈を焼き。寛政元年十二月二十二日卯の刻南本町二丁目よりの出火、及び同日申の刻南久寶寺町一丁目よりの出火は、火勢相合して東は玉造に至るまで十町餘、北は追手筋より南は安堂寺橋筋に至る迄七町餘に延焼し、五十二ヶ町・五千四百六十八竈、及び

城代中屋敷・同家中屋敷・京橋口定番中屋敷・同家中屋敷・代官屋敷二ヶ所・南組總會所・銀座・櫛座・久寶寺橋等を舐めて、翌日の丑刻に鎮火し。同三年十月十日寅刻、伏見屋四郎兵衛町よりの出火は、翌日の卯刻まで繼續し・南北堀江・島之内を一掃して東西二十三町餘・南北五町餘に及び、八十七ヶ町・一萬三千三百八十二竈を焦土と化せしめ、三津寺・八幡宮・日本橋・毛綿屋橋・隆平橋・堀江橋等も其の災に罹る。同四年五月十六日の夜子刻七郎右衛門町二丁目よりの出火は、西南の大風に煽られて北船場・中の島を焼き、天滿に移りて北は與力町・東は天滿橋筋に至る間を舐め、八十九ヶ町・一萬五百四十二竈、及び藏屋敷十六ヶ所、東・西與力同心屋敷六十二軒、銅座屋敷・俵物會所・北組總會所・御靈社・天滿天神社・堀川戎社・寺院二十五ヶ所・天神橋・天神小橋・樽屋橋・堀川橋・淀屋橋・梅檀木橋・寺町橋・筋違橋・吳服橋等を烏有に歸せしむ。文政十年二月五日夜道頓堀の角芝居よりの出火は、千三百九十四竈を焼失せしが、股賑の場所柄なるを以て混雜甚だしく、大西芝居は恰も打出の際にて、死者十八名を出せり。天保年間に入りて火災多く、同五年七月十日夜子刻堂島新地北町よりの出火は、西南風に煽られて翌日の辰刻に及び、延焼二十九ヶ町・三ヶ村に亘り八百九十八軒・七千五百六十竈・神社四ヶ所・寺院三十ヶ所を焼き。同年十二月二十六日瓦屋橋東詰よりの出火は、東方に延びて札の辻町に達し。同六年十月二十一日安堂寺町二丁目上半よりの出火、及び翌十一月二十二日日本町橋東詰南よりの出火は、共に數ヶ町の延焼に止まりしが、同八年二月大鹽平八郎の劫

火は、同月十九日辰の刻頃より翌二十日の戌刻に及び、天満にありては堀川以東の全部、船場・上町にありては中橋筋以東上町まで、安土町及び内本町以北淀川に達するまで、東西七百六十五間・南北千十間の間に延焼せしかば、町數百十二ヶ町・家數三千三百八十九軒・竈數一萬二千五百七十八・明家千三百六軒・土藏四百十一ヶ所・納屋二百三十ヶ所・穴藏百三ヶ所・寺院十四ヶ所・東本願寺天満掛所・興正寺掛所・神社三ヶ所・紀州屋敷・尾州屋敷・藏屋敷五ヶ所・公儀橋二ヶ所・町橋三ヶ所・東組與力屋敷二十九軒・同心屋敷四十六軒・西組與力屋敷二十九軒・同心屋敷二十軒・破損奉行鈴木榮助役宅・代官池田岩之丞役宅・弓奉行組同心屋敷十七軒・鐵砲奉行組同心屋敷十軒・破損奉行組手代屋敷十軒・牢屋敷・天満組總會所等を灰燼たらしむ。同九年四月三日伊達町よりの出火は、同町より立賣堀川に至る十五町・千五百二十四竈を焼き。弘化三年十一月三日子刻曾根崎新地一丁目よりの出火は、西風に煽られて天満・北野・川崎に及び、翌四日の丑刻まで繼續して四十八ヶ町・三村・四千七十三竈を焼き。嘉永五年二月三日唐物町よりの出火は、約千三十竈を焼き。同年四月二十一日道頓堀角座附近よりの出火は、約千五百竈を焼き、同年十一月十九日北久寶寺町井池筋よりの出火は、約千三百竈を焼き。同年十二月五日東横堀川材木町濱よりの出火は、谷町筋に及びて約二千四百八十軒を焼失し。文久三年十一月二十一日夜戌刻、五幸町難波屋清吉借屋伊豆屋彌三郎方よりの失火は、折柄の西風に煽られて眞一文字に東方に擴がり、其の後風位の屢變れると共に所々に飛火しければ、非

常の大火となりて二十二日は終日燒續き、二十三日卯の上刻に至りて漸く鎮火せり、謂ゆる新町燒の大火にして、被害區域は西方西横堀より東方中道に至り、南方長堀川・空堀通より北方安土町・北新町に至り、船場にては東西五百七拾貳間・南北四百九拾壹間、上町にては東西千七拾壹間・南北六百參拾八間に及び、町數百四十四ヶ町・家數三千七百三十三軒・竈數一萬四千五百五十二軒・明借家一千六百四十六軒・火入土藏二百四十・同穴藏八・納屋六十三・道場二十一・橋梁四・神社三・寺院一は烏有となり、其の外瓦土取場・吉右衛門肝煎地・慶光院屋敷・常是屋敷・南組總會所・鐵砲奉行役宅一軒・金奉行役宅二軒・藏奉行役宅二軒・代官役宅一軒・御鐵砲組屋敷・金奉行組屋敷・藏奉行組屋敷・破損奉行組屋敷・坂本鉦之助屋敷・城代中屋敷・同五軒屋敷・京橋口定番組屋敷等も亦其の災に罹れり。是れ皆徳川時代に於ける重なる大火にして、其の明治後に起りしは、同二十三年九月五日午前三時四十五分新町通一丁目百十五番屋敷煎餅商堀口治平方よりの出火なり。同火は東北風を受けて新町通を西方玉造橋に突破延焼し、同十二時に至りて鎮火せしが、焼失せしは六ヶ町・千八百九十一戸・學校二・教會三・寺院二・製造工場三・劇場一・橋梁一・半燒民家七十戸なり。

當空町二丁目よりの火災は、即ち明治後第二次の大火災にして、同四十二年七月三十一日午前四時二十分、同町七十番地莫大小商玉田庄太郎方よりの出火なり。原因は前夜内庭に備付けありし照洋燈の仕末を老母に委ねて消火することを忘れ、家人と共に寢臥したるが爲の、照洋燈の火は風の爲めに

硝子製の油壺に移り、破裂落下して周囲の木片・商品等に燃え移りたるものなり。出火の報に接するや、市内各警察署の消防手は直に馳せ至りて消防に従事し、接續町村の消防組も來援し、師團も兵隊を派遣して之に力を添へしも、晴天二旬に亘りて家屋の乾燥甚しく、加ふるに東北の疾風に際せしかば、黄煙空に漲りて消防の効更になきのみならず、風力は益加はり、火勢は愈鋭く、燎原の勢を以て東より西に向ひて延焼し、東天満・西天満・堂島、曾根崎新地を経て上福島に出で、同所中天神の石垣より日本紡績株式會社の高塀に至りて、翌午前四時漸く鎮火せり。罹災面積は參拾六萬九千四百參拾八坪にして、東西の延長參拾町四拾間に及び、幅の狭き所は四拾間廣き所は五町に出で、罹災區域は五十一ヶ町に亘り、其の内老松町二丁目・同三丁目・若松町・眞砂町・絹笠町・曾根崎上一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・永樂町・堂島濱通一丁目・同二丁目・同三丁目・堂島中一丁目・同二丁目・堂島船大工町・堂島北町・裏町一丁目・同二丁目・同三丁目・曾根崎新地一丁目・同二丁目・同三丁目・上福島一丁目・同二丁目・同三丁目・上福島中一丁目・同二丁目・同三丁目・同三丁目の二十九ヶ町は全部焼失し、焼失戸數壹萬壹千參百六拾五戸に上り、建物の重なるものは大阪控訴院・大阪地方裁判所・北區役所・府立一等測候所・府立大阪商品陳列所・府立大阪工業試驗場・北警察署・松ヶ枝尋常小學校・西天満尋常小學校・府立堂島高等女學校・市立大阪高等商業學校・堂島尋常小學校・第一盈進高等小學校・第二上福島尋常小學校・堂島米穀取引所・大阪日報社・回生病院・安田倉庫・曾根崎警察署

の一部・府知事官舎・控訴院長官舎・檢事正官舎・北濱銀行堂島支店・藤田組本店・日本貯金銀行支店・お初天神・五百羅漢等なり。外に大江橋・蜆橋・櫻橋・難波小橋・堀川橋・曾根崎・橋助成橋・梅田橋・淨正橋・汐津橋・明島橋・中島橋・野中橋・廻江橋・鐵梅橋・鈴木橋・中岸橋・青柳橋・柳橋・西菰池橋・菰池橋の二十一橋も焼失せり。罹災の損害は非常の巨額に上りしならんも、其の詳細は之を計上するに由なし。罹災民の一時住家を失へるもの夥しく、悲惨の狀を極めたるも、大阪市及び大阪府を初め官民上下の間に於て、應急の手段を廻らして之が救護に努め、兩陛下よりは罹災者救恤の補助として、八月五日金壹萬貳千圓の御下賜あり、日根野侍從を特に御差遣あらせらる。同侍從は同月六日午前八時六分大阪驛着、御沙汰書を府知事に交付し、同日より翌七日にかけて罹災地を巡視し、且罹災民を慰問せらる。市内を初め各地より有志同情者の寄贈品多く、且同じく寄せられたる義捐金は、當時より同四十三年一月二十日に至るまでのものを合せて、内國の分七拾萬六百貳拾圓九拾八錢壹厘、外國の分參萬八千七百貳拾圓五拾五錢五厘、合計七拾參萬九千參百四拾壹圓五拾參錢六厘に上りしといふ。

町名及び區畫の變遷表

舊名	町名	明治二年	同四年	同五年三月	同八年	同九年	同十二年	同十三年	同十四年	同十七年
北長柄四丁目	長柄町	五月四日	五月八日	七日改正名	同	同	同	同	同	同
		十四番組	六組二番	天満橋筋二丁目	三區	四大區	四大區	第一分區	第二聯合	第三戶長

舊名	町名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 七日改正名	同日	同八年四月 十五日	同九年九月 十五日	同十二年 二月廿一日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿九日	同十七年 七月一日
同五丁目	鈴鹿町	十四番組	同組二番	同三丁目	三區	四大區 一小區	四大區 一小區	第一分畫	第二聯合	第三戶長 役場	
友古町		十四番組	同組二番		三區	四大區 一小區	四大區 一小區	第一分畫	第二聯合	第三戶長 役場	
源八町		十四番組	同組二番	同四丁目	三區	四大區 一小區	四大區 一小區	第一分畫	第二聯合	第三戶長 役場	
空心町		十四番組	同組三番	空心町二丁目	三區	四大區 一小區	四大區 一小區	第一分畫	第二聯合	第三戶長 役場	
板橋町		十四番組	同組三番	金屋町二丁目	五區	四大區 一小區	四大區 一小區	第一分畫	第二聯合	第三戶長 役場	
典藥町		十四番組	同組一番	信保町二丁目	五區	四大區 一小區	四大區 一小區	第一分畫	第二聯合	第三戶長 役場	
魚屋町	岩井町	十四番組	同組二番	岩井町二丁目	五區	四大區 一小區	四大區 一小區	第一分畫	第二聯合	第三戶長 役場	
伏見町	唐崎町	十四番組			五區	四大區 一小區	四大區 一小區	第一分畫	第二聯合	第三戶長 役場	
茶染町	壺屋町	四番組	同組二番	壺屋町二丁目	五區	四大區 一小區	四大區 一小區	第一分畫	第二聯合	第三戶長 役場	
帶屋町	高島町	四番組	同組一番		五區	四大區 一小區	四大區 一小區	第一分畫	第二聯合	第三戶長 役場	
東木挽町	河内町	四番組	同組一番	河内町二丁目 松ヶ枝町	五區	四大區 一小區	四大區 一小區	第一分畫	第二聯合	第三戶長 役場	

第四聯合

(管南尋常小學校
設置負擔區域)

此花町一丁目・市之町・天神橋筋二丁目・天神筋町・菅原町・鳴尾町・樽屋町・地下町
(八ヶ町)

本聯合は東天満の内にあり。南は淀川に沿ひ、西は天満堀川を限り、北は東堀川町・旅籠町・南森町・天神橋筋二丁目・此花町二丁目に接し、東は瀧川町に互れり。もと天満八丁目・同九丁目・同十丁目・同十丁目裏町・樽屋町(部)・天神筋町・宮の前町の七ヶ町なりしが、後、天満八丁目・同九丁目の兩町を天満八丁目・同九丁目・市の町の三ヶ町に分ち、樽屋町を兩分して其の一部(他の一部は城外(西樽屋町となる)を東樽屋町とし、宮の前町を地下町・宮の前町の兩町に分ち、天満十丁目を天満十一丁目・菅原町の兩町に分ちたる爲め、三ヶ町を増して十ヶ町となり、且天満十丁目裏町を鳴尾町と改稱し、何れも天満組に屬せしが、明治二年五月四日北大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、市の町・鳴尾町を除くの外は悉く異動せり、即ち天満八丁目を此花町一丁目、天満九丁目を天神筋町、東樽屋町に地下町の内を加へて樽屋町、地下町の殘部に天神筋町の南側を加へて地下町、宮の前町・天満十丁目・天神筋町の西側(天神筋町は六分して、他の四部は城外天神橋筋二丁目・南森町・旅籠町・東堀川町に入る)を加へて天神橋筋一丁目、菅原町の濱筋を菅原一番町、同裏町筋を菅原二番町、同字吹子屋町筋を菅原三番町と改稱せられしかば町數に異動なかりしが、同六年十一月十七日菅原一番町・同二番町・同三番町を合併してまた菅原町と改めし爲め、二ヶ町を減じて八ヶ町となり、是と同時に天満天神社地天神表門東の辻南西角を此花町一丁目に、同社地天

神表門前南東角・南西角を天神筋町に編入せらる、現在の各町是れなり。而して各町中には異名の存するものあり、即ち天満宮の表門前東西の街路には天神表門筋、天神表門筋の南にありて西に通ずる小巷には鏡小路、第二聯合の瀧川町より來りて西方天満堀川に達する市場裏側通の北の通には吹子屋町(單にふけ丁ともいふ)の異名を存す。

藏屋敷

居城所在	氏名	知行高	所在地
上野高崎	松下右京亮輝光	八万貳千石	天満九丁目

天満青物市場

天満青物市場は天神橋北詰東角、即ち天神橋筋一丁目・天神筋町・市の町・此花町一丁目より、第二聯合の瀧川町・河内町一丁目・壺屋町一丁目・龍田町に亙る一帯の河岸に沿へる所にありて、大阪三大市場の一なり。明應五年眞宗本願寺八世蓮如大坂の石山に一の坊舎を建て、天文元年八月二十四日十世證如は、江州觀音寺城主佐々木定頼及び京都日蓮宗徒の爲めに山科の本山を焼かれ、祖像を奉じて石山御坊に入りしかば、近國門徒の歸依する者陸續として踵を接し、茅舎竹籬の錯落たりし寒阪の地は、一變して忽ち村となり邑となり市街となりて蔬菜の需用起りければ、青物商人は來りて戸毎に販賣せしが、市街の膨大するに及び、本願寺門前に集まりて賣買取引するの習慣を生じ、延いて乾

物・烏魚の取引をも爲し自然問屋なるものを形成して青物市と稱せり、是れ市場の濫觴なり。本願寺の權勢益張りて附近を管領するに及び、青物商人は市場の開設を門主に乞ひて其の許可を得、遂に同坊の青物用達を爲すに至れり。後、天正八年顯如の石山御坊を退くに及びても、市場は依然として繼續し來りしが、秀吉の大坂城を築くに當り、市場は立退を命せられて京橋南詰土手下に移れり。其の地は淀屋今庵の邸地にして舟車の便に富みしかば、城下の繁榮するに伴ひて市場は益發達せり。然るに徳川氏に至り慶安四年其の地は御用地となりて收められ、代地を片原町に與へられしかば、直に之に移轉したるも、家主は其の賃金を高めて不當の利益を貪れるが爲め、問屋は此の法外なる賃借に堪へざるのみならず、京街道に當りて人馬の往來頻繁なる爲め、永遠市場を維持すべき所にあらざるを以て、天満の地に移轉せんことを出願し、承應二年七月晦日許可せられ、天神橋北詰東角濱通龍田町西角迄を以て市場の區域と定められたるもの、即ち現今の市場是れなり。當時移轉し來りし戸数は五十三戸にして、移轉と同時に市場創設の頃より附屬の賣買物たるが如くなりし川魚類のみは片原町に残り、煎雜魚・イカナゴの類は當市場に繼續し、魚鳥類は共に天満に移りしも、當市場と離れて天満七丁目附近に於て營業せしが、後、天神筋に移りて現今の天満魚市場となれり。

當時此の地は薄尾花の茂れる草原にして、對岸には蘆葦叢生し、冴え渡れる月に野犬の寂寞を破り、往來の人も少き所なりしが、市場の移轉後、諸般の設備をなして營業に着手し、幕府も將來の土地繁

榮を豫想して大に保護を加へしかば、土地は次第に繁榮し、問屋は接近郡村より移入し來れる蔬菜・果實・芋類・干物類其の他附屬品取扱の品物を悉く引受けて販賣しければ、全市蔬菜供給の唯一市場となり、幕府の保護は益厚く、明和九年正月十一日問屋四十名に株の免許ありしかば、問屋・仲買の區別は確定し、年行司外一名を選擧して仲間一般の事務を委任し、諸國荷主より輸入する蔬菜・乾物は必ず問屋に於て引受け、市立又は直組を以て之を賣却し、荷主より相當の手数料を請取り、仲買人は問屋より、小賣商人は仲買より買受け、仲買・小賣商人は荷主より直買せざることをなりて、相互の分限定まり、且當市場の利潤に垂涎せるものありて、新に市場を起さんとするもの前後輩出したるも、總て許可なかりしかば、獨占的營業となりて彌繁榮し、天保年中には問屋・仲買合せて百二十戸に上り、其の最も盛大を極めたるは安永年間にして、當時の諺にも當市場の薩摩芋一品と雜喉場一ヶ年の賣上金と同額なりしといへり、其の盛況以て想見すべし。然るに天保十三年老中水野越前守の意見に依り、全國の株制を解かれたるを以て、取引は各自の自由となり、仲買・小賣の別なく市場に入りて直に荷主と賣買を爲すに至りければ、市場の名聲は全く地に墜ちて、同業者中には自然私利に眩惑するもの輩出し、競賣は強賣となりて價格の標準を失し、倒産するもの續々として出で、終に問屋二十名・仲買八十名を減じ、市場は荒涼を極めしが、嘉永四年三月に至り、株制は舊に復せられて復た問屋・仲買・小賣、三商の結合を見るに至りしかば、商勢稍挽回するを得たるも、數年來の積習は一朝

にして一洗するを得ず、商品は各地に散じて直賣買をなすの状態なりしを以て、當市場より町奉行に訴ふるに、市場外に於ける市場同様の商業を營む者の取締を以てし、奉行所は違反者の氏名を調査召喚して之に説諭を加へ、其れ等の者を當市場の問屋・仲買人に加えせしめられしかば、問屋は三十餘名となり、仲買は百名以上となれり。尋で攝・河・播・泉の各郡村へ布達ありて、蔬菜の直賣買を禁じ、悉く當市場に搬出して賣買せしめられ、茲に初めて市場の規律は舊に復して、天保十三年以後の光景は一變せり。後、安政四年再び株制を解かれて、奸商は市場に入り、市場の規律紊れて衰兆を現はしたるも、翌五年四月直賣買廢止の令あり、ついで同六年更に直賣買嚴禁の警告ありしかば、直賣買は全く其の跡を絶ちて市況復活せり。爾來時に多少の餘弊を存して市場の規律を紊るものなきにあらざりしも、市場は舊習を遵守して能く之を制し、以て其の股賑を持續して慶應年間に及びしが、同年間干物取扱者は別に干物組合・古組合・新組合を設け、更に三者合併して干物商組合を組織して全然分離せり、今の天満裏街市場是れなり。而して青物市場は明治維新後に至り各所に設けられしかば、往時の隆盛は見るべからざるに至りしも、古來の餘勢を維持して仲間規則を設け、事務所を置きて營業しける内、偶内務省の低水工事の施行あるに際し、市場に沿へる河岸の埋立を願ひ、其の許可を得て之を埋立て、埋立地の内より護岸地を除きたる參千九百七坪參合五勺の地に對して占用權を得、其の上に市場の路面よりも參尺高く、鐵骨混凝土を以て床張を爲して家を建て、同時に仲間規則を改正し、且

生産組合法規定に依りて保證責任天満市場信用生産組合を組織し、大正五年四月十日大阪府の認可を得て之に移轉せり。其の埋立及び床張建家等に要したる金額は參拾參萬餘圓なりといふ。新設市場は參千貳拾坪五合の廣さを有し、東西二列に家を建てたる、家数は南側拾棟・北側拾壹棟・計貳拾壹棟にして、更に之を貳百四拾八戸に仕切りて店舗に充てしかば、區畫整然として清潔を極め、從來の市場は移轉と同時に市場を此の新設市場に限定せられて消滅せり。明治維新以後各所に市場の興りし爲め、前記の如く一時繁榮を殺がれたりしも、人口の激増は群小市場の供給を消化して尙足らざるにやありけん、近時再び景氣を恢復し來りて市況は活氣を呈し、一年中の賣上高は少くとも壹千五百萬圓の上に出づるならんといふ、今も尙青物市場の大宗なり。

天満菜市

劉冷窓

市聲清曉集沙灣 開肆青芹紫芋間 吾輩一生難學了 菜根隨處積成山

天満菜市

廣瀬旭莊

世習酒々趨修者 嘗新嘉吳鏡相誇 誇人欲賦苦無例 九月龍孫十月瓜

淨教寺

淨教寺は此花町一丁目にあり、紫雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺名は正しくは淨教西方往生極樂寺なり。本尊は丈貳尺許の立像にして、作者不詳なれども優秀の刻にて一千年以上のものなりといふ。慶長年中伊豫國の住人稻葉通正の次男正則なるもの、本願寺の教如法主

に歸依し、薙髮して慶誓と法名し、泉州の堺に一寺を建立せしもの即ち當寺の初めなり。寛永九年大坂の今橋五丁目に移り、正保二年更に移轉し、享保九年三月二十一日の大火に焼亡して、文政五年再建したるも、天保八年の大鹽の劫火に再び焼失せしかば、安政四年檀家の協力を以て之を再建せり。境内は壹百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・土藏・長屋門を存す。寶物に傳惠心僧都筆の來迎三尊佛あり。

町名及び區畫の變遷表

舊町名	新町名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 七日改正名	同日	同八年四月 月十日	同九年九月 月十日	同十二年 二月廿一日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿一日	同十七年 七月一日
天満八丁目	天満八丁目	四番組	に組二番	此花町一丁目	六區	四大區	二小區	第二分區			第三聯合 第四戶長 役場
市の町	市の町	五番組	に組一番	市の町	六區	四大區	二小區	第二分區			第三聯合 第四戶長 役場
同九丁目	天満九丁目	五番組	に組一番	天神筋町	六區	四大區	二小區	第二分區			第三聯合 第四戶長 役場
榎屋町	東榎屋町	十番組	へ組一番	榎屋町	六區	四大區	二小區	第二分區			第三聯合 第四戶長 役場
天神筋町	天神筋町	五番組	へ組二番	天神筋町	六區	四大區	二小區	第二分區			第三聯合 第四戶長 役場
宮の前町	地下一町	十番組	へ組二番	地下一町	六區	四大區	二小區	第二分區			第三聯合 第四戶長 役場
宮の前町	宮の前町	五番組	に組二番	天神橋筋一丁目	六區	四大區	二小區	第二分區			第三聯合 第四戶長 役場

舊名	町名	設置日	同	日	同	同	同	同	同
天満十丁目	五番組	明治二年五月四日	同	同	同	同	同	同	同
菅原町	五番組	同四年五月八日	同	同	同	同	同	同	同
天満十丁目	五番組	同五年三月七日改正名	同	同	同	同	同	同	同
菅原町	五番組	同八年四月十五日	同	同	同	同	同	同	同
天満十丁目	五番組	同九年九月十七日	同	同	同	同	同	同	同
菅原町	五番組	同十二年二月廿七日	同	同	同	同	同	同	同
天満十丁目	五番組	同十三年七月二日	同	同	同	同	同	同	同
菅原町	五番組	同十四年八月廿一日	同	同	同	同	同	同	同
天満十丁目	五番組	同十七年七月一日	同	同	同	同	同	同	同
菅原町	五番組		同	同	同	同	同	同	同

第五聯合

(堀川尋常小學設置負擔區域)

此花町二丁目・大工町・天神橋筋二丁目・同三丁目・同四丁目・南森町・北森町・旅籠町・東堀川町・綿屋町・末廣町・紅梅町(十二ヶ町)

本聯合は東天満の内にあり。南は此花町一丁目・天神筋町・天神橋筋一丁目・地下町に接し、東は澁川町・河内町二丁目・松ヶ枝町に界し、其れより東は東寺町・南同心町二丁目・與力町二丁目・北同心町二丁目・天神橋筋東一丁目・同二丁目に連り、西は天神橋筋西一丁目の東に沿ひて同西二丁目に亘り、北端は天神橋筋五丁目に接す。もと農人町・西木挽町・大工町・攝津國町・綿屋町・有馬町・北森町・夫婦町・池田町・南森町・新魚屋町・又次郎町・禰宜町・天神筋町(一)・旅籠町・越後町・

堀川町(部)の十七ヶ町なりしが、後、西木挽町は棕橋町、新魚屋町は魚屋町と改まり、禰宜町は又次町に合併せられて十六ヶ町となり、天満組に屬し來りしが、明治二年五月四日北大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際して悉く異動せり、即ち農人町に棕橋町の内を加へて此花町二丁目、大工町に棕橋町の残部を加へて大工町、攝津國町に綿屋町の内を加へて天神橋筋三丁目、綿屋町の残部に有馬町の内を加へて綿屋町、北森町に有馬町の残部を加へて北森町、夫婦町と池田町を合併して天神橋筋四丁目、南森町と魚屋町に又次郎の内・天神筋町の内を加へて南森町、天神筋町の内・又次郎町の内を加へて天神橋筋二丁目、旅籠町に越後町の内・天神筋町の内・又次郎町の残部を加へて旅籠町、越後町の残部に天神筋町の内(同町は六分して、他の二部は地下)・及び堀川町の内(同町は兩分して他の二部は西堀川町に入る)を加へて東堀川町と改稱せしかば、六ヶ町を減じて十ヶ町となれり。然るに同六年十一月十七日市郡境界の整理に際し、天神橋筋三丁目の附屬たる元組屋敷の南町・北町及び夫婦池は之を西成郡川崎村に編入し、宇夫婦橋南詰川崎村の内を天神橋筋三丁目に、同夫婦橋北詰川崎村の内を天神橋筋四丁目に、同七夕池川崎村の内及び天満天神社地此花町一丁目筋にて天神表門通より北南側並に同社地の内字的場並に禰宜町を此花町二丁目に、同社地大將軍社垣尻境界より北東西南側を大工町に各編入し、且河内町筋西側より西は天満社異門筋西側までの間に於ける元東寺町筋の内・同破損方屋敷跡・同大鏡寺前を編入し、舊名を廢して新に紅梅町を作り、元天満東寺町の内智源寺・蓮興寺・妙福寺の

従前の除地並に各寺地尻にある川崎村支配石塔地共・成正寺従前の除地及び宇寺裏通兩側より元與力町通を経て北は堀川・上の口川端までに至る川崎村の内を編入し、舊名を廢して同じく末廣町を作りしかば、町数は二ヶ町を増して十二ヶ町となれり、現在の各町是れなり。其の紅梅町の内に入りし大鏡寺前は、明治二年五月四日一ヶ町に數へられて十五番組たりしが、同四年五月八日ほ組二番の附屬地となり、同五年三月十七日第八區の附屬地となる。之と同時に同町に入りし元東寺町前は同所の一部にして、他の一部は松ヶ枝町に入れるを以て其の異動は松ヶ枝町の下に記せしが如し。又大工町に入りし天神社地は明治四年五月八日にはに組三番の附屬地たり。而して舊椋橋町には植木屋町、同天神筋町には柴屋町、天神小橋東詰一筋東の筋即ち東堀川町と旅籠町の境を爲せる南北筋には、狸小路の異名を存す。

天満宮

天満宮は大工町一番地にあり、菅原道眞を主神として、相殿に手力雄命・猿田彦命・野見宿禰・蛭子命を配祀せり。天満各町及び堂島・曾根崎新地・富島・雜喉場・本田・松島等の産土神にして、明治五年十一月府社に列せらる。社記に依れば、もと此の附近は長柄豊崎宮の御宇、王城鎮護の爲めに大將軍を奉祀せられたる大將軍の森と稱する神地にして、其の後村上天皇の天曆三年勅願に依りて更に社殿を創建し、天満宮を勸請せられてより神威赫灼世の崇敬加はり、社名の高まるに従ひ其の附近に互れる森林は社名に因みて天満森・天神森又は天神松原等の名を爲し、其の名は南北朝時代より足利

時代の末に至るまでの戦記に散見せり。漸次人家増殖して其の地の繁榮を加ふるに及び、森林は其の影を沒したるも、社名は更に天満の地名を爲せり。後水尾天皇の御宇に至り天満宮の御神影並に後陽成天皇宸翰天満宮の社號を御寄附あらせられ、寛永十八年舊木挽町即ち今の靈符筋以北の此花町二丁目筋以西なる松平下總守の居屋敷を當社に寄せらる。然るに享保九年の大火に罹りて社殿焼失し、再建舊に復したるも、天保八年二月大鹽平八郎の亂に際し、亂徒は無法にも大砲を寶藏に放ちしかば、本殿初め諸建物は悉く烏有と化し、後陽成天皇宸翰の神號は恙なかりしも、御神影を焼失したるを以て、執奏方を高辻家に届出で、更に神影御寄附の義を願出で、同十一年十一月光格天皇より神影を御寄附あらせらる。社殿は、焼失後再建の設計ありしも、飢饉の餘波を受けて果すを得ず、十年の久しきを経て之を遂ぐるを得たるも、當時幕府の令せし節儉の主意を守りて、社殿内部の裝飾等は尙充分なる能はず、荏苒星霜を經過し、明治三十四年に至り數年來の大修繕・建築初めて竣功を告げ、同年十月五日を以て正遷宮の式を擧げらる。其の建築には大に意匠を凝らして、費用は拾萬圓の巨額に達し、結構莊麗にして、未社に至るまで皆雅ならざるなく、正遷宮の擧式後數日の間は祭典を舉行し、大阪市の一般に互りて空前の殷賑を極めしといふ。

氏子區域 川崎町・白屋町・今井町・天満橋筋一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・天満橋筋西一丁目・同二丁目・

空心得一丁目・同二丁目・金屋町一丁目・同二丁目・朝日町・信保町一丁目・同二丁目・岩井町一丁目・同二丁目・龍田町・壺

堀町一丁目・同二丁目・河内町一丁目・同二丁目・瀧川町・此花町一丁目・同二丁目・市之町・天神新町・大工町・紅梅町・松ヶ枝町・南同心町一丁目・同二丁目・興力町一丁目・同二丁目・北同心町一丁目・同二丁目・天神橋筋一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・同六丁目・天神橋筋東一丁目・同二丁目・菅原町・鳴尾町・梅屋町・地下町・南森町・北森町・旅籠町・東堀川町・綿屋町・末廣町・樋の上町・若松町・真砂町・絹笠町・若松町一丁目・同二丁目・同三丁目・源藏町・西堀川町・伊勢町・富田町・木幡町・東梅ヶ枝野・四寺町一丁目・木庄黒崎町・堂島濱通一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・堂島中一丁目・同二丁目・堂島北町・堂島裏町一丁目・同二丁目・同三丁目・堂島船大工町・曾根崎新地一丁目・同二丁目・同三丁目・安治川上通一丁目・同二丁目・富島町(北區)・江戸堀南通五丁目・同下通五丁目・京町堀上通五丁目・京町堀通五丁目・江の子島上の町・同東の町・同西の町・本田二番町・同三番町・本田通一丁目・梅本町・松島町一丁目・同二丁目・仲の町一丁目・同二丁目・高砂町一丁目・同二丁目・花園町・三軒家上之町・今木町(北區)

社は創建の初めより深く世人に崇敬せられ、藤原敦基及び其の弟敦光は參拜して詩を賦せり、詩は後に掲記せるが如く本朝無題詩に收めらる。敦基及び敦光は明衡の子にして、兄弟とも正四位文章博士たり。敦基は堀河天皇の嘉承六年七月六十二歳を以て逝き(敦光は近衛天皇の天養元年九月二十八日八十三歳を以て歿す)しといへば、今より八百數拾年以前のことならん。之に依りて見れば社は當時已に世に顯はれ、名門・巨相の遠く節を曳きて參拜ありしものと思はる。爾來年を経るに従ひて、朝野の崇信益厚く、賽者は朝夕踵を接し、之が爲め社の内外は市を爲し來りしが、其の股賑雜鬧を極むるは今も尙市中の各社に冠たり。往時より社に奉仕せるは、神職として神原氏之に當り、其の下に寺井・渡邊・大道・大町・小谷・澤田等

の社家あり、慶安年間に至り神原氏病氣にて退身しければ、社家中より神主職を申請し、後水尾天皇の御宇筑紫安樂寺の別當職に菅家の息を以て補せられたるの舊例に依り、菅原東坊城長維卿の次男至長を滋岡主計頭となして當社の神主職に仰出され、刑部少輔に轉任し、高辻大納言豊長卿の猶子となりて引越し、滋岡氏相繼ぎて神主職を勤め來りしが、滋岡從長の大正三年病死後は、社家の長たる寺井種臣氏社司となりて祭祀の典を掌れり。而して社の祭典は毎月二十五日に之を行ひ、殊に七月二十五日の祭典は銚流祭と稱し、往時は淀川に銚を流し、其の銚の留りし所は豊業豊饒にして繁榮すといへるより此の稱起れりといふ。年中の大祭にして神輿は船にて淀川を下り、御旅所に渡御の式あり、陸上水面全く舟と人とを以て満たされ、其の股賑雜鬧蓋し天下稀に見るの盛觀にて、世人は單に之を天神祭と呼び、市中は勿論遠方より態々參詣拜觀するもの十數萬の多きに及べり。此の祭禮の狀況に關し攝津名所圖會に記する所あれば之を掲記すべし、但し同書は寛政年間に出でしものなれば、當時の狀況なりと知るべし。

近年西の方に巍々たる封疆を築て草木を植、末社を遷すもあり、四時詣入多く、社内の市店・觀物・輕口・囃・植木屋の鉢植・泉水の金魚・小山屋の料理、月毎の廿五日の群參晝夜道に滿り、銚流しの神事は六月廿五日也、朝より御迎船として福島の産子は、みやびやかに船を飾りて一様の浴衣を着し、櫓柏子揃へて難波橋に至り、種々の船印に吹ぬきを囀し、飾人形一様のゆかた・帷子に太鼓を拍て躍り狂ふ、神輿は難波橋より船に移し奉り、警固の役船前後に列し、音楽を奏して戎島の御旅所(福島の御旅所)へ渡御あり、祭禮の船行何れも玲瓏として浪花の美觀なり、數百の樓船川の面に所せく迄並び、陸には様敷を打て幕引はへ金屏立

わたして船廊の如し、諸侯第には家々の紋の挑灯をてらし、船遊びは三絃をならし、歌の聲うるはしく、花炮は星降り・昇り龍・水の面にかゞやき、市中の車樂・北新地の妓婦の邊物・頓狂狂言毘もなくありて、大坂第一の賑也、京師の祇園會・浪花の天満祭は聞くよりも見るが百倍なるべし。(武庫は九月廿五日也)

神輿の還幸は廿五日の夜五つ過の頃なり、此日は常に沙畫の八つ時に満て晩の五つ時にひる也、然れども毎年此の神事の日ばかり夜九つ時までも沙ひる事なく、川の流れ滔々とたへて船路を安く神輿を運御なし奉る、これを霞ひ沙といひならはしける、社域はもと廣かりしが、明治の初年上地せし爲め減縮したるも、尙參千九百拾七坪五合四勺五才の廣さを有し、本殿・幣殿・拜殿・向拜殿・神饌所・神樂所・神輿庫・鳳輦庫・什物庫・神馬舎及び社務所・參集所・事務室其の他の建物隣次相連り、大將軍社を初め八阪社・住吉社・神明社・八幡社・白太夫社・老松紅梅社・竈神社・宇賀神社・十二柱社・靈符社・白米社・吉備公社・六柱相殿社・蛭子遷殿等の末社は其の四圍に散點せり。大將軍社は八衢比古神・八衢比賣神・久那斗神・於富加牟津見神を祀り、前記大將軍森に祀られありし舊社にして、森の名は同社に因り、孝徳天皇の白雉年間難波長柄豊騎宮の異位に祀り給ひし鎮護神なりといふ。白雉年間勸請のことは神札に記して古來傳へ來りしが、天保八年の大火に焼失して今はなし。故に地主神として崇敬せられ、毎年一月一日の拂曉には其の廣前に於て祭典始をなし、其次に本社祭典を執行するを例とせり。又八阪神社は素盞雄命を祀り、もと地下町にありしが、後、此に移し祀れり。地下町・宮前町の兩町は當社地内門前の農家にして、氏子中最も由緒ある所なり、今に兩町より當社夏祭渡御のとき神輿の駕輿丁を勤め、軒提

天神水

梅翁の句碑

灯に地内と記せるも此の縁あるに依れり。而して天神水は表門内東側にあり、今は手洗所の水に使用せらる、千日寺の堀井の水・道頓堀の秋田屋の水・聚樂町の愛宕の水と共に稱せられて、大阪四所の清水と呼ばれし名泉なり。茶道家は用ひて賞翫し、大坂城代は江戸參觀に際し、途中の飲用水として之を携へしと。又文庫の前には梅翁の句碑ありて、浪華津にさく夜の雨や梅の春の句を刻せり。梅翁は西山宗因なり、宗因は曾て其の向榮庵を社内に結びしことあり、依て之に因みて門人一陽・素外の建てしものなりといふ。

本朝無類詩九月盡日陪天滿天神祠

藤原敦基

渡口社壇訪土民 説言天滿是大神 華榮便祝瑞籬菊 蒸禮近薦幽淵嶺 葉錦敗風秋盡夕 木綿鷗雪日晴辰 重巖松老無知歲
激浪花飛鎮駐春 城北靈祠頌仰德 河陽古廟更歌仁 村園遠近低頭至 報賽黃昏歸海濱
扮輪社下思丁寧 天氣蕭條地勝形 渡口潮添寒浪白 江干松老暮煙青 叢祠基址多經歲 樓斯官班昔應星 菊混紙錢化已碎
林歎錦徽葉將零 三秋徂景歸鷗踏 萬代祝言唱廟庭 蓬島李門尋累跡 寄望高仰德風聲

藤原敦光

文龜二年西宮家神退六百年

思辰攝州中島聖唐千百發句

種玉庵宗祇

あすも見ん松に大江の夕霞

詣天満之管廣迅筆書小詩聊充

贊禮蓋有思觀之舊詠因及茲

偶讀塵中聖才 元和天上一靈梅 花其文思實芳德 六百年來又幾回

天 神 會

藤原 肅

萬燈如畫鼓聲揚 迎送神與人殆狂 却愛三更船盡散 殘篝宛似夜漁涼

筱崎小竹

天 神 會

祠々神會鼓聲多 昨日稻何今座摩 別有壯觀天滿在 燈埋遊舫々埋河

橋本晚翠

天 滿 聖 廟

鈴木茶溪

讀居常慕九重天 日拜御衣思慘然 一縷餘燄長不滅 延爲香火萬堆烟

西山宗因

慶安二己丑春正月十一日天滿宮月次連歌再興

風をしたひ香をつく梅や千々の春

梅とまつおくのやしるは言すとも

なには津に咲く夜の雨や梅の春

熊谷直好

天 滿 祭 長 歌

國毎にくにつ社あり 里ごとに さと祭あれと 津の國の 難波壯士が 明らかれの 土もくほめと 踏とよみ 車引かへば
玉ほこの 道ゆき人は 行かれて 立たよひぬ 大川に 集へる舟は うけすゑん 水さへなきて たきあくる かみの影に

大空の 雲もこかれぬ そもくは いかなる神ぞ かしこきや 我守原の すかの實の 一本たちて なる道の なかの極み
と 天の下 まうし給ひて 天の原 滿たる光 千代までに かくそかまくやく あふかさらめや

天滿天神古語文 (舊本)

一、天滿木引町下總守居屋敷、北南五十五間五尺、西東三十五間、東北者道、南者丹羽左京殿屋敷、西者天神之松原堀限り、右之屋敷天神宮へ永代寄進被仕候事明白實正也、長屋之代者銀百枚之禮銀に而被道而相濟申候、於此屋敷以來出入申者於在之者、從此方相濟し可申候、爲其證文如件、

寛永十八年巳十月廿二日

しちや總三郎

天滿天神宮神主式部少輔殿

同社の東に沿へる、此花町二丁目に入りし舊社地の内、其の同一丁目筋にて天神表門筋の北なる西側の南は、神主邸の舊地にして、邸北には丹羽右京亮の藏屋敷のありし所なり。同藏屋敷は元祿年間の舊圖に見ゆるも、天保年間の地圖に見えざれば、其の間に異動せしものなるべし。其の北は舊木挽町にして、下總守の居屋敷たりしが、已に記せしが如く寛永十八年天滿宮に寄せられて禰宜邸設けられ、其の一部には的場の名を存せしも、後には前記諸地を通じて禰宜町と通稱せり。禰宜町の北部には鎮宅靈符神を祀り、其の地の入口には穴門の設けありしかば、其の地に存せし遊所の名を靈符と呼び、一に穴門とも俗稱し、別に袋谷の名あり、其の入口の一方口なるより起りし稱ならん。靈符の西

八 軒

新 宅

大 鏡 寺

に近く八軒あり、八軒は遊所の名なり、當初八軒の青樓ありしを以て此の名起れりといふ。社の裏門
 字新門(元禄十一年二月新門出来)なる今の國光席といへる浪華節定席の附近は即ち其の址にして、共に社地
 に存したるものなり。靈符・八軒の北に當りて復た新宅あり、東寺町前(即ち今の)の遊所にして、同東寺
 町前は明和年間に新建家の成りし所なるを以て此の名を爲せしなるべし、從て同遊所の起りは同年間
 以後なるべし。新宅の北に接して更に遊所あり、大鏡寺前は是れなり。大鏡寺前(即ち今の)は大鏡寺の前
 に當れる所なるを以て此の名を爲し、遊所も亦大鏡寺前を以て通稱せられたり。大鏡寺前・靈符・八軒
 は其の起りし年代詳ならず、安永二年の遊所名中に其の名見ゆれば、當時已に存せしを知るべし。後、
 天保十三年の整理を経たるも、安政四年土地繁榮策の講せらるゝに及び、天滿天神社地に三十軒・東
 寺町前に五十軒・大鏡寺前に五軒の新規茶屋を許可せられければ、何れも公許の遊所となりて相當の
 繁榮を爲せしが、其の中にありて靈符のみは他と趣を異にし、一人にして歌妓と娼婦を兼ねたるは新
 堀に同じ。然るに大鏡寺前は早く絶え、新宅は明治の初年に絶え、靈符と八軒は明治四年十月二十五
 日其の泊茶屋渡世を差止め、翌五年十月更に特定地外遊所の廢止に依りて廢絶せしも、靈符は長く其
 の遺影を留め、大正三年天滿宮の貴賓殿建築用敷地として買収の頃まで、待合茶屋敷軒を存せしとい
 ふ。

七夕池の址

七夕池は此花町二丁目にあり、池面約參拾坪許にして、池側には七夕神社あり、稻荷大神・稚日女

明星池の址

神を祀り、今を距る千三百年以前の頃よりありし神社なりと傳へて村社たりしが、明治四十年十二月
 中の島豊國神社の境内攝社白玉神社に合祀せられて今はなく、池も亦埋没せられて盈進高等小學校の
 敷地となる。

明星池の址は紅梅町の大鏡寺前にあり。池は廣さ四坪許の小池にして、平時には水なく、強雨に際
 して水の滞留せるのみなりしが、今は人家建設の巷となり、一基の石碑ありて明星池と刻せり。傳説
 に依れば菅神の初めて鎮座せられし所にして、其の明星池と稱するは、此の地の靈松に菅公明星と現
 はれて稍頭に下り、此の池水に映じ給ひしに基けりとなん。而して此の地は一に露の秋里の稱あれど
 も其の故は詳ならず。

末廣町の南部は東寺町より西寺町に達する寺町通にして、普通には東寺町を以て稱せられ、左記の
 寺院は其の北側に南面して駢列せり。

智 源 寺

智源寺は光明山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長九年教蓮社三譽上人智源
 和尚の創立なり。享保九年・寛政四年・天保五年の三回火災に罹りて焼失し、其の後有志の寄附を以
 て再建し來りしが、今の堂宇は大正四年六月一日竣工の新建なり。境内は參百八拾七坪六合にして、
 本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・門を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。

蓮 興 寺

蓮興寺は智源寺の西にあり、自成院と號し、日蓮宗興門派要法寺末にして妙法曼荼羅を本尊とす。

天正十二年檀徒と協力して玉泉院日尊聖人の開創せし所なり。文祿元年五月本山要法寺十四世法印日調聖人より今の寺號を授與せられ、二世日朝の代に至り檀徒彌増加し、剩え豊臣内府の顧命を蒙り、法威先代に卓越し、終に九間に七間の本堂を造立するに至る。其の後慶長末年の亂に暫く淡州に避けしが、鎮定の後再建し、享保九年三月二十一日・寛政四年五月十七日・天保五年七月十一日の三回類焼し、其の都度檀家の協力を以て再建せり。境内は五百拾參坪參合參勺を有し、本堂・庫裏・客殿・書院・座敷・鐘樓堂・土藏及び藥醫門を存す。

妙福寺は蓮興寺の西にあり、詮量山と號し、日蓮宗房州小湊誕生寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。元和二年四月宗祖の法孫日就の徒弟河内國柏原村三田七左衛門の男講演院日容上人の創立なり。享保九年三月二十一日及び寛政四年五月十七日・天保五年七月十一日の三回類焼に罹り、第八世日巖檀徒の協力に依りて再建せり。境内は七百參坪九合を有し、本堂・庫裏・書院・座敷・玄關・土藏・藥醫門を存す。外に清正堂・七面堂・毘沙門堂・釋迦堂あり。もと境内に正善院ありしが、明治三十二年四月二十四日北同心町二丁目に移轉して今はなし。墓地に畫家墨江武禪及び河内名所鑑の著者三田淨久の墓あり。

成正寺は妙福寺の西にあり、誦讀山と號し、日蓮宗久遠寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長九年三月權大僧都日秀上人の開基なり。日秀上人は豊太閤と親睦にして、曾て征韓の際に

妙福寺

墨江武禪の墓
三田淨久の墓
成正寺

貞觀寺の舊趾を改めて法華の寺と爲し、日秀之が祖となりしが、太閤は日秀に命じて戰旗に首題を書せしめて諸將に授與し、且凱旋を妙見に祈禱せしめ、凱旋後日秀祈禱の空しからざりしを喜び、親愛曩時に倍し、自像を畫工に描寫せしめて之を日秀に授與せり。堂前に存したる松樹は旗掛松と呼び、征韓の時に諸軍の樹下に憩ひて旗を梢頭に掛けしより此の名を爲し來りしが、往年火災に遇ひて焼亡せり。境内は四百拾九坪六合を有し、本堂・庫裏・客殿・玄關・土藏・藥醫門を存す。外に妙見堂あり。

大鹽平八郎の墓は成正寺の境内にあり。平八郎字は子起、中齋と號し、別に後素又は洗心洞主人の號あり。天滿興力にして、七歳のとき父佐兵衛を失ひ、祖父政之丞に育てられ、定町廻より目安役並に證文役を経て吟味役に進めり。性剛直銳明にして町奉行高井實徳に用ひられ、猾吏を斃し姦卒を誅し、妖婆の民心を煽誘するの害を除き、僞僧墮落の風を一新し、京都・奈良・堺の有司も之に倣ふに至りしかば、其の名聲遠近に響きしが、天保元年七月高井實徳の轉職と同時に職を辭し、家督を養子格之助に譲りて隱居せり、時に年三十八なり。陽明學者にして又佐分利流の槍術を善くし、文政八年三十三歳にして已に帷を垂れて學を講せしが、退職の後は専ら研學教授に従ひ、賴山陽と相交はり、山陽は中齋を稱して小陽明と爲し、中齋はまた我を知るものは山陽に若くものなしと稱せしといふ。

(平八郎の宅址は天滿橋筋二丁目なす舊長柄町を東に入りて角より二軒目の南側にて、俗に四軒と呼べり)然るに天保七年米穀登らず、翌八年に至り餓莩道に横はるの慘狀を呈せしければ、平八郎は傍觀するに忍びず、之を救濟せんが爲め、官に請ひ、富豪に説き、百

大鹽平八郎の墓

方救済の途を謀りしも、幕吏の施設は其の宜しきを失ひ、富豪の徒は藏屋敷の役人を誘ひ狹斜青樓に出入するのみにて、一顧の涙をも窮民に注がざりしかば、勃然として憤起し、發して暴動となり、終に敗れて身を油掛町なる美濃屋五郎兵衛の隠居に匿れしも、幕吏の知る所となるに及び、火を放ちて父子共に自殺せり。此の暴動に依り幕吏及び富豪の徒は覺醒して、初めて窮民の救済に深意を加ふるに至れり、蓋し此の幕吏及び富豪の徒の覺醒せしは、平八郎の死して其の意志を遂げしものならん。其の暴動は探るべからざるも、義氣は賞すべし、世の其の義氣を知るもの宜しく弔ふべし。

町名及び區畫の變遷表

舊名	町名	變遷	日	區畫	分區	役場
農人町	農人町	此花町二丁目	同八年四月三日	四小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
西木挽町	椋橋町	に組三番	同十二年同十三年	七小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
大工町	大工町	に組三番	同十四年八月廿一日	四小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
攝津國町	大工町	に組三番	同十七年七月一日	四小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
綿屋町	綿屋町	に組三番		四小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
有馬町	有馬町	に組三番		四小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場

町名	番組	變遷	日	區畫	分區	役場
北森町	十五番組	に組二番	同五年三月七日改正	八小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
夫婦町	十五番組	に組三番		八小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
池田町	十五番組	に組三番		八小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
南森町	十番組	に組二番		七小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
新魚屋町	十番組	に組二番		七小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
又次郎町	十番組	に組二番		七小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
又次郎町	十番組	に組二番		七小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
福宜町	五番組	に組二番		七小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
旅籠町	十番組	に組三番		七小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
越後町	十番組	に組三番		七小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
瀬川町	十番組	に組二番		七小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
末廣町	八番組	に組二番	六年十一月十七日	八小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場
紅梅町	八番組	に組二番	六年十一月十七日	八小區	第二分區	第三聯合 第五戶長 役場

第六聯合 (西天滿尋常小學校 設置負擔區域)

源藏町・西堀川町・伊勢町・富田町・木幡町・老松町一丁目・同二丁目・同三丁目・樋の上町・若松町・眞砂町・絹笠町(十二ヶ町)

本聯合は西天満の内にあり。南は淀川に沿ひ、西は堂島濱通一丁目・同船大工町・曾根崎新地一丁目・同永樂町・同上二丁目より、北は同上二丁目・西梅ヶ枝町・東梅ヶ枝町・西寺町一丁目に接し、天満堀川は其の東を限れり。もと源藏町・堀川町(一)・伊勢町・南富田町・北富田町・南木幡町・北木幡町・樽屋町(部)・小島町・住吉町・天満十一丁目・船大工町・堂島新地一丁目(部)の十三ヶ町なりしが、後、樽屋町は兩分して其の一部(他の一部は城外)を西樽屋町、天満十一丁目(北組)を樋の上町・天満十一丁目・同十一丁目下半の三町に分ちし爲め、二ヶ町を増して十五ヶ町となり、且住吉町を老松町と改稱し、何れも天満組に屬し來りしが、明治二年五月四日北大組に屬し、同四年五月四日堂島新地一丁目を堂島濱一丁目と改め、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、源藏町を除くの外は悉く異動せり、即ち堀川町の内(他の一部は東)に伊勢町の飛地を加へて西堀川町、伊勢町の飛地を除きたる分を伊勢町、南富田町・北富田町を合併して富田町、南木幡町と北木幡町を合併して木幡町、西樽屋町に小島町の内を加へて老松町一丁目、小島町の殘部を老松町二丁目、老松町を老松町三丁目、樋の上町を三分して樋の上一番町・同二番町・同三番町、天満十一丁目を三分して若松一番町・同二番町・同三番町、船大工町に天満十一丁目下半の内を加へて眞砂町、堂島濱一丁目を四分して其の川東

に天満十一丁目下半の殘部を加へて絹笠一番町、同中筋を絹笠二番町、同北側(他の一部は堂島濱)を絹笠三番町と改稱せしかば、三ヶ町を増して十八ヶ町となり、同六年十一月十七日市郡境界の整理あるに方り、北野町の内堀川戎社並に南隣の地及び川崎村の内堀川大溝側筋東西の地を西堀川町に、川崎村の内北は新門通南側より南は源藏町地尻迄の地を源藏町に、川崎村の内北は堀川橋筋南側より南は新門通北側迄の地及び北野村の内寺町橋通難波橋筋東南角並に西南角の地を伊勢町に、川崎村の内寺町橋通富田町筋南角の地を富田町に、元角力場・元砂原屋敷三ヶ所・元觀音寺屋敷及び川崎村の内元割餘地を木幡町に、字長池筋船大工町筋東北角なる曾根崎村の地所を眞砂町に、元絹笠町附屬曾根崎川上の口を絹笠町に編入し、且樋の上一番町・同二番町・同三番町を合併して樋の上町、若松一番町・同二番町・同三番町を合併して若松町、絹笠一番町・同二番町・同三番町を合併して絹笠町と改稱せしかば、町数は六ヶ町を減じて現在の十二ヶ町となれり。編入地中其の絹笠町の内に入りし曾根崎川上の口・木幡町に入りし觀音寺屋敷・及び同町の内に含まれたる三郷家請人引取小屋は、明治二年五月四日各一町に數へられて、曾根崎川上の口は十二番組・觀音寺屋敷及び三郷家請人引取小屋は十五番組たりしが、同四年五月八日曾根崎川上の口はぬ組一番の附屬地・觀音寺屋敷はる組三番の附屬地となり、同五年三月十七日曾根崎川上の口は十一區の附屬地・觀音寺屋敷は第九區の附屬地たり。同十四年十一月十一日町界變更の爲め、堂島船大工町一番地の三乃至十一迄を絹笠町に編入せらる。而

して南木幡町にはやくわんや町の異名あり。

絹笠町の内に入りし舊堂島新地一丁目は、第七聯合の條に記するが如く、貞享年間河村瑞軒の治河工事に伴ひて成りし新地に係り、復た舊曾根崎川の東岸に當れる安永四年の新築地にして、同五年十二月松安庄右衛門の毎年地代金壹貫八百八拾九匁を上納して引請經營せし所なり。舊難波神明社(夕日)に依れば、上古伊勢町の邊に孤島あり、弘仁十二年二月源融同島に伊勢兩宮を勸請せしかば、爾來同島を太神宮北の洲といひ、或は神明の鼻とも呼び、今の伊勢町及び木幡町の名は同社のありしより起れりと。尙老松町は、往時民家に老松ありて、俗に住吉大神の影向松と傳へ、樹下に住吉大神を祀れる老松神社ありしかば、住吉町の舊名起り、後復た老松町と改めしといふ。而して同老松町の南に接する樋の上町の難波橋北詰には、三軒屋の名あり。又絹笠町の舊鍋島藩藏屋敷附近(今の大阪控 訴訟の附近)は、白ゆもじの名所にして、明治二三年頃の浪華遊所歌にも、鍋島の白ゆもじと歌はれしは、復た其の地の變遷を知るの料たらん。

天満入堀川

天満入堀川は慶長三年之を開鑿し、大川より起りて舊監獄署門前に止りしが、淀川本流の爲め其の水流を妨げられて河水は腐敗し、飲用は勿論平素の使用にも差支ふるに至りしかば、天保年間の大饑饉に際し、細民の路頭に迷ふもの多かりしを以て、之が救助の方策として、同九年三月町奉行跡部良弼は、幕府の許可を得て西成郡國分寺村即ち今の樋之口上之町・同下之町の界より、延長七町五拾間・

幅員六間の水路を開鑿して、從來の天満入堀川に聯絡せしめ、同年十二月工事完成せり。然るに幾年の久しきに亘るに従ひ、川幅を填め或は水深を減じて、悪水停滯し、舟楫航運の便を失ひしかば、大阪市は明治三十年同川の測量を行ひ、改修の計畫を立て、同三十一年二月より工事に着手して、同三十三年七月竣工して今に至る、之に要せし總經費は、九萬九千六百六拾餘圓なりしといふ。

藏屋敷

居城所在	氏名	知行高	所在地
上野沼田	土岐伊豫守頼寧	參萬五千石	堀川町寺町橋西詰南
對馬府中	宗對馬守義和	拾萬石	天満十一丁目
攝津尼崎	松平遠江守忠榮	四萬石	同
豊後佐伯	毛利安房守高泰	貳萬石	同
奥州弘前	津輕大隅守順承	拾萬石	同
肥前佐賀	松平肥前守齊正	參拾五萬石	同
肥前小路	鍋島紀伊守直尙	七萬參千貳百五拾石	同

堀川神社

堀川神社は西堀川町にあり、蛭子大神を主神として、左右相殿に少彦名命・天太玉命を祀れり。社記に依れば、欽明天皇の御宇止美連吉雄夢に蛭子神の神託を蒙り、浪華堀江の蘆邊に一個の玉を拾得て、

御魂代と爲して、蛭子神を難波富島に祭り、止美氏の初めて祀りしに依り止美社と號し、一に瓊見社又は富社とも書し、世には富島の惠美須と稱す(社記の割書に云ふ、富島は利島とも書し、西成郡南濱村・三番村・光宮島蛭子大神の御神示に依りて、空。立寺村等の地を富島社といふ、大日寺文龜二年の傳記には、弘仁年中海此大日寺を創設せし由を録せりと)。然るに平治年間兵亂を避けて丹波國山家に移しまゐらせしが、後光嚴院の文和年中に至り、藤原吉次(神職松岸氏の祖)なるもの再び浪華に還座しまゐらせて、社殿を今の地に建て、祀り、少彦名命及び天太玉命は前後當社に配祀せられたりと。堀川蛭子神社と稱し來りしが、後今の社名に改め、明治四十年五月二十一日西寺町一丁目字ゴモク山の無格社稻生別魂板木神社(句題稻神、字實別魂神)、同年十一月八日泉南郡南近義村大字王子字鳴神の村社菅原神社(菅原遺蹟)を合祀し、菅原神社の合祀と同時に村社に列し、同四十二年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百貳拾六坪貳合六勺にして、本殿・幣殿・齋部庫・神樂所・社務所を存し、末社に淡島神社・大神宮・幸神宮・松尾神社・大國主神社・稻生神社あり。氏地なく崇敬者に依りて保護せらる、例祭は十一月二十日なり。

常圓寺

常圓寺は富田町にあり、照曜山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明四年淨光房頼純は越中國新川郡町袋郷越谷に圓照寺を創建せしが、天正年中本願寺に蕭牆の亂あるに際し、三世慶圓諫死せり。依て其の二子教順・空賢は遁れて親族なる當國川邊郡尼崎の建部氏に寄寓しけるに、慶長年中初めて東・西分派のことあり、二子は父志の已に成れるを喜び、教如法主に謁し、教順は住吉町に圓照寺を再興し、空賢は寛永元年當町に當寺を造營せり。然るに其の後享保・安永・天保・弘化の間屢火災に罹りて焼失し、文久二年二月檀家の協力に依りて再建し來りしに、明治四十二年七月三十一日の大火に復た全部焼失して灰燼となりければ、翌四十三年十月六日二十一番地より現在の三十六番地に移りて再建せり。境内は壹百六拾七坪を有し、本堂・向拜・庫裏・土藏を存す。

淨信寺

淨信寺は樋の上町にあり、至曉山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十一年の秋西成郡天満の源藏町に創立し、寛文二年十二月天満十一丁目酒屋九郎兵衛の宅地を買得して之に移り、延寶四年七月十七日天満南森町茨木屋友宣の宅地を買得して之に轉じ、享保十年三月十八日五世存照私費を以て天満樋の上町井川屋宇治良の宅地を買得して更に移轉し、文政五年三月十八日西隣なる播磨屋重兵衛の宅地を買添へて境内を擴張せしもの即ち當所なり。境内は壹百七拾四坪九合九勺を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏を存す。

大阪控訴院
大阪地方裁
判所・大阪
區裁判所

大阪控訴院及び大阪地方裁判所は若松町・眞砂町・絹笠町に跨れる敷地にあり、大阪區裁判所も同一建物なり。建物は煉瓦造亞鉛葺三階建にして、平坪壹千壹百八拾七坪八合壹勺八才を有し、之に平家建煉瓦造の貳百五拾九坪付屬せり。堂島川を挟みて中の島一丁目の大阪市公會堂・大阪府立圖書館・豐國神社に對し、同川の北岸に峙てる市中有數の大建築なり。聽訟の事務は明治の初年より大阪府に於て取扱はれ來りしが、同五年十月二十日太政官達を以て大阪府下に大阪裁判所を設置する旨を達せられ、同裁判所は翌六年一月北大組第十六區中の島一丁目八番地に設けられ、大阪府より其の取扱ひ

來りし聽訟斷獄の事務を引受け、同月十八日より開聽して事務の取扱を爲せしもの、是れ大阪に於ける裁判所の嚆矢にして大阪地方裁判所の起原なり。同裁判所は同七年九月二十二日に至り始審を爲すの權限を定められ、同八年五月四日上等裁判所の置かれて、府縣裁判所の裁判に服せざるもの、控訴を覆審せしめらるゝに及び、同月二十四日大阪上等裁判所の管轄を大阪・京都の二府・敦賀・滋賀・石川・三重・度會・奈良・和歌山・堺・兵庫・飾磨・岡山・北條・鳥取・豊岡・名東・高知・愛媛・小田・島根・濱田・廣島・山口の二十二縣と定め、同大阪上等裁判所は西大組第十七區西道頓堀二丁目に設けられ、同年七月四日より開聽して事務の取扱を爲せり、是れ大阪控訴院の起原なり。同年十二月十日大阪裁判所管内に第一・第二の支廳を設けらるゝこととなりて、同九年十二月七日其の第一支廳は第四大區十五小區の堂島濱通二丁目十六番地に、第二支廳は第五大區一小區二番組の天王寺村三百六十二番地に置かる。同年四月十八日大阪上等裁判所は第三大區二小區土佐堀四丁目に移轉し、同年九月十八日大阪裁判所の所轄は大阪府及び堺・和歌山の兩縣、大阪上等裁判所の所轄は大阪・京都・神戸・金澤・松山・高知・松江・岩國の八裁判所となる。同年十月二十一日堂島第一支廳を堂島區裁判所、天王寺第二支廳を天王寺區裁判所と改め、勸解を掌りて民事は金額百圓以内・刑事は懲役三年以下のものを處辨せしめらる、是れ區裁判所の初めなり。同月二十六日大阪裁判所管内に琉球藩を加へ、更に其の管内に堺・和歌山の二支廳及び奈良・田邊・堺・和歌山の四區裁判所を置かれ、同年

十二月四日堺縣に於て取扱ひ來りし民事事務は大阪裁判所に引渡され、同十年二月一月大阪裁判所堺支廳管内に五條區裁判所を置かれ、同十一年十一月十九日大阪裁判所々屬堂島區裁判所を本廳内に移して中之島區裁判所と改稱し、同十五年一月に至りて大阪上等裁判所は大阪控訴裁判所、大阪裁判所は大阪始審裁判所、區裁判所は治安裁判所と改稱せられ、中之島區裁判所は中之島治安裁判所となり、大阪裁判所々屬たりし各支廳は廢せられ、各裁判所の管轄區域に改正を加へらる。同十九年五月大阪控訴裁判所は更に大阪控訴院と改稱せられ、同二十三年一月に至り若松町に新築廳舎成りて、同月二十七日大阪控訴院・大阪始審裁判所共に新築廳舎に移轉し、中之島治安裁判所も之に移轉して、若松町治安裁判所と改稱せり、即ち現在の所是れなり。同年十一月一日裁判所構成法の實施と同時に、大阪始審裁判所は復た大阪地方裁判所と改稱せられ、治安裁判所も區裁判所と改められて、若松町治安裁判所は若松町區裁判所となりしが、同區裁判所は其の後西區土佐堀四丁目なる大阪控訴院の址に移轉して大阪區裁判所と稱せり。(因にいふ天王寺區裁判所は同三十二年二月十三日廢止せらる)然るに同二十九年一月四日大阪控訴院及び大阪地方裁判所は火災に罹りて燒毀しければ、控訴院は構内に假屋を營み、地方裁判所は假廳を大阪區裁判所構内に設けて其の事務を取扱ひ、再建に着手せられて同三十三年三月三十一日竣成し、大阪控訴院及び大阪地方裁判所とも之に移轉したりしが、同四十二年七月三十一日空心町二丁目よりの大火災に再び燒失せしかば、假廳舎を設けて事務の取扱を爲し、更に再建の工を起し、大正五年三月新

築落成し、五月二十一日之に移轉せるもの、即ち現在の廳舎是れなり。是れより先、同四十三年六月五日大阪區裁判所は西區土佐堀四丁目より此の地に移り、其の燒殘の障壁に屋根を設けたる假廳舎に事務を執りつゝありしが、本廳舎の落成するに及びて共に之に移轉せり。而して控訴院及び大阪地方裁判所とも、其の所轄は明治十五年一月の更正以來數次の改正あり、區裁判所も亦同じかりしも、現在に於ては大阪控訴院は大阪・京都・天津・奈良・和歌山・神戸・徳島・高知・高松の各地方裁判所の判決に對する控訴及び決定並に命令に對する抗告につきて裁判し、大阪地方裁判所は大阪府管内を所轄して、區裁判所の權限に屬せざる民事・刑事・非訟事件の第一審と區裁判所の裁判に對する控訴及び抗告を審判し、其の管内には當大阪區裁判所と堺・岸和田の二區裁判所、及び江戸堀・市岡・今宮・天王寺・上町・茨木・高槻・池田・豊中・地黃・根根莊・枚方・濱・甲可・八尾・玉川・富田林・三田市・長承寺・天津・南池田・佐野・尾崎の二十三ヶ所に區裁判所出張所ありて、區裁判所は訴額五百圓以下又は簡易手續に依れる民事訴訟及び戸籍其他非訟事件に付き、又刑事に於ては有期懲役以下の刑に該るべき犯罪にして豫審を経ざるものに付き第一審として審判し、其の出張所は専ら不動産・船舶・商業等の登記事務を取扱へり。

官	氏	名	就	任	退	任
大阪上等裁判所長	松	本	暢	明治八年五月十二日		明治九年九月廿六日

大阪上等裁判所長	尾	崎	忠	治	明治九年九月廿六日	明治十四年十月十五日	
大阪上等裁判所長	清	岡	公	張	明治十四年十月十五日	明治十六年一月廿九日	
大阪控訴院所長	兒	島	惟	謙	明治十六年一月廿九日	明治廿四年五月 六日	
大阪控訴院所長	北	島	治	房	明治廿四年五月 六日	明治卅一年六月廿八日	
大阪控訴院長	加	太	邦	憲	明治卅一年六月廿八日	明治卅七年十一月六日	
大阪控訴院長	古	莊	一	雄	明治卅七年十一月六日	大正二年四月廿二日	
大阪控訴院長	齋	藤	十	一	耶	大正二年四月廿二日	大正九年六月一日死亡
大阪控訴院長	水	上	長	次	耶	大正九年六月三十日	現任

舊老松神社

老松町三丁目二十七番地は老松神社のありし所なり。社は一に老松七柱大神と呼び、老松神・住吉四柱神・天照皇大神・御食津大神(老松稻荷大)を祀り、其の老松の二字を冠せしは老松のありしに依れり。老松は攝陽群談に「西成郡天満老松町の民家にあり、俗傳に云、住吉大神影向の松にて、往昔樹下に祠あり、仍て住吉と號す、枝葉を惜んで伐採の輩必罪あり、驚恐れて近歳石を疊み垣となして崇敬す、今老松町に轉す」と記せり。社の鎮座せし年代は詳ならざれども、古老の俗傳に依れば、神功皇后三韓征伐の後、筑紫より海路歸京のとき、玉船浪花崎に到りしに、風波起りて方向を失はんとせしかば、海岸の巨松に倚て碇泊し、風波鎮りて出帆あらせられ、紀伊國より恙く御歸京の後、其の巨松の下に

一社を建立し給ひしもの當社の初なり。降て豊臣秀吉の大坂城築設に依り、土地は漸次繁昌して市街を爲しければ、當社鎮座の緣故に依り住吉町の地名を爲せりと。社地はもと廣大なりしが、享保以來數度の類焼に罹りて老松を焼失し、土地は變改して終に廢社同様の姿となりしも、明治七年八月一日一社に列し、同町田中定七の所有地内に鎮座し、同十六年六月一日其の地續なる小林駒吉外十二名の共有地に移轉せしもの即ち此の三丁目二十七番地なり。然るに同四十年十月七日廢社となりて、神體は小林某の鎮守となれり。

町名及び區畫の變遷表

舊町名	町名	舊區	新區	變遷日
源藏町	源藏町	十一番組	九區	同五年三月七日改正名
堀川町	堀川町	十一番組	九區	同五年三月七日改正名
伊勢町	伊勢町	十一番組	九區	同五年三月七日改正名
南富田町	南富田町	十一番組	九區	同五年三月七日改正名
北富田町	北富田町	十一番組	九區	同五年三月七日改正名
南木幡町	南木幡町	十一番組	九區	同五年三月七日改正名
源藏町	源藏町	十一番組	九區	同八年四月十五日改正名
堀川町	堀川町	十一番組	九區	同八年四月十五日改正名
伊勢町	伊勢町	十一番組	九區	同八年四月十五日改正名
南富田町	南富田町	十一番組	九區	同八年四月十五日改正名
北富田町	北富田町	十一番組	九區	同八年四月十五日改正名
南木幡町	南木幡町	十一番組	九區	同八年四月十五日改正名
源藏町	源藏町	十一番組	九區	同十二年二月廿二日改正名
堀川町	堀川町	十一番組	九區	同十二年二月廿二日改正名
伊勢町	伊勢町	十一番組	九區	同十二年二月廿二日改正名
南富田町	南富田町	十一番組	九區	同十二年二月廿二日改正名
北富田町	北富田町	十一番組	九區	同十二年二月廿二日改正名
南木幡町	南木幡町	十一番組	九區	同十二年二月廿二日改正名
源藏町	源藏町	十一番組	九區	同十四年八月廿一日改正名
堀川町	堀川町	十一番組	九區	同十四年八月廿一日改正名
伊勢町	伊勢町	十一番組	九區	同十四年八月廿一日改正名
南富田町	南富田町	十一番組	九區	同十四年八月廿一日改正名
北富田町	北富田町	十一番組	九區	同十四年八月廿一日改正名
南木幡町	南木幡町	十一番組	九區	同十四年八月廿一日改正名

町名	區	區畫	役場
北木幡町	九區	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場
老松町一丁目	十區	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場
老松町二丁目	十區	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場
老松町三丁目	十區	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場
樋の上	十區	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場
若松一丁目	十區	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場
若松二丁目	十區	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場
若松三丁目	十區	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場
真砂町	十一區	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場
絹笠一丁目	十一區	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場
絹笠二丁目	十一區	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場
絹笠三丁目	十一區	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場
堂島新地一丁目	十二番組	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場
堂島一丁目	十二番組	四大區 三小區	第四聯合 第六戶長 役場

第三篇 國都市町村志 第一章 攝津國 第一節 大阪市 北區 一〇五五

第七聯合

(堂島尋常小學校
設置負擔區域)

本聯合は堂島川の北に沿ひ、東は絹笠町より北西に亘りて、曾根崎永楽町・曾根崎上四丁目・梅田町に接し、曾根崎川を以て上福島一丁目・同二丁目に對す。

堂島濱通一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・堂島中通一丁目・同二丁目・堂島北町・堂島裏町一丁目・同二丁目・同三丁目・堂島船大工町(十一ヶ町)

此の十一ヶ町の地は、もと蜷川と堂島川との間に挟まれたる堂島といへる沙洲なり。後、漸次人煙増殖するに及びて天満村と呼び、其の一部には堂島船大工町・堂島裏一丁目・同二丁目・彌左衛門町・永來太郎兵衛町の五ヶ町(古)を爲して天満組に屬し、永來太郎兵衛町は後單に永來町と改む。貞享年間河村瑞軒の河道修理に伴ひ新地生じければ堂島新地と呼び、元祿元年町割ありて堂島新地一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・同中一丁目・同中二丁目・同中三丁目・同北町・同裏町の十ヶ町を作りしが爲め十五ヶ町となる。此の新に成りし新地十ヶ町は、湊橋町・安治川南一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・安治川上一丁目・同二丁目・安治川北一丁目・同二丁目・同三丁目と併せて堂島新地二十町と呼ぶ。當初は北組・天満組の加郷たりしも、後天満組に入る。然るに其の堂島新地一丁目・同二丁目の地は從來天満船大工町及び堂島船大工町の船大工が船小屋を構へし所な

りしを以て、其の代地として汐津橋以西の洲渚を下附せられ、船大工等はその地の築立工事に従ひ、元祿三年九月地割成りて船小屋を構へ、延享元年十一月同所に其の西端の洲先を併せて新船町を作り、天満組に屬せしめらる、依て町數は一ヶ町を増して十六ヶ町となりしが、明和四年曾根崎川南岸に新築地成り、堂島新地五丁目新築地・同裏町新築地と稱して兩町に加へらる。かくて各町は何れも天満組に屬し來りしが、明治二年五月四日北大組に屬し、同四年五月八日堂島新地一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目を堂島濱一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目と改め、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、堂島裏一丁目を除くの外は悉く異動せり、即ち堂島濱二丁目に同一丁目の内(同町は四分して、他の三部は城外絹笠一・二・三番町となる)及び同三丁目の内を加へて堂島濱通一丁目、同三丁目の残部に同四丁目の内・同中三丁目の内・同裏町の内を加へて堂島濱通二丁目、同五丁目同四丁目の内・同裏町の内を加へて堂島濱通三丁目、堂島新船町を堂島濱通四丁目、堂島裏二丁目に永來町の内を加へて堂島裏二丁目、船大工町に永來町の残部・堂島新地北町の内を加へて堂島船大工町、堂島新地中一丁目同北町の内・同中二丁目の内を加へて堂島中一丁目、堂島新地中二丁目の残部に同中三丁目の残部を加へて堂島中二丁目、彌左衛門町内に堂島新地北町の内及び同新地裏町の内を加へて堂島北町、堂島新地裏町の残部に彌左衛門町の残部を加へて堂島裏三丁目と改稱せしかば、五ヶ町を減じて今の十一ヶ町をなし、同四十四年十一月十一日町界變更の爲め、堂島船大工町一番地の三乃至

十一迄を割きて絹笠町に、堂島船大工町一番地の十二乃至十五・三番地の五より六・堂島裏一丁目の三十四番地乃至五十七番地及び堂島船大工町三番地の六の南端より堂島裏一丁目三十四番地の南端に至る以北の道路を割きて曾根崎新地一丁目に、堂島裏一丁目の五十八番地乃至六十六番地・堂島裏二丁目五十番地の一・六十三番地の一乃至九十九番地・堂島裏一丁目六十六番地の南端より堂島裏二丁目六十三番地の南端に至る以北の道路・堂島裏二丁目七十三番地の南端より堂島裏二丁目七十四番地の南端に至る以北の下水敷・及び堂島裏二丁目三十八番地の三の南端より堂島裏三丁目四十四番地の南端に見透したる以北の道路の内堂島裏二丁目に屬すべき分を割きて曾根崎新地二丁目に、堂島裏三丁目三十八番地の三・四十四番地乃至七十番地・堂島裏三丁目四十四番地の南端より堂島裏二丁目三十八番地の三の南端に見透したる以北の道路の内堂島裏三丁目に屬すべき分・及び堂島裏三丁目五十九番地の南端より堂島裏三丁目六十番地の南端に至る以北の道路を割きて曾根崎新地三丁目に編入せらる。堂島濱通一丁目大江橋北詰の西を北に入る横町にはすだれ横町、堂島裏二丁目の十字街を爲せる所には萬字ヶ辻の異名あり。

堂島には一に新在家の名あり、當初部落の新に成れる時に起りし稱ならん。而して堂島の名に就ては其の起原に數説あり、往昔聖徳太子の四天王寺を玉造の岸に建立し給ふに當り、惡風波を動かし、洪水岸を崩し、諸材悉く漂流して此の島に着したるを以て、堂の島の名起り、後單に堂島と呼べるなりといひ。或はいふ、其の用材を置きし所なりと。又一説にはいふ、流水南北に分れて其の中にある島なるを以て、時人胴島と呼びしを、後轉じて堂島に作れるなりと。更に一説あり、堂島の名は小川宗吾の五花堂の名に因めりと。又其の西端なる今の堂島濱通四丁目には合羽島の名あり、其の名は寶曆年間合羽幸八なるもの官に請ふて此の洲を舁む、故に人呼んで合羽島と稱し、後、轉じて雨衣島に作る、蓋し邦俗雨衣を呼んで合羽といへるに依れりと。然れども一説にはいふ、昔此の洲に河童ありて老人小兒を捕へしが故に河童島と稱し、後合羽に改むと。又他の一説にはいふ、合羽は檜峽の稱、蓋し田蓑島に近きを以て名づけしものなりと。其の何れの眞なるかは前者と共に詳ならず。而して此の堂島は元祿元年新地町割の後、土地繁榮策として許されたる茶屋の、揚屋遊所に等しき業を営みしより、元祿の中頃には其の堂島新地北町・同裏町は遊女町の姿を爲し、同十年には米市場も此の新地に移り來りて漸次發展し、寶永五年の頃には青樓は北町・裏町のみならず、堂島新地一丁目乃至五丁目・同中一丁目乃至三丁目に散在して遊里を形造りしも、正徳より享保の初にかけて蜆川以北なる曾根崎新地に移り初めしが、享保十六年十二月米仲買に株を許し、ついで兩替屋に株を許されて其の地の純然たる商賈の街と變れるに及び、青樓の大部は同新地に移れり。安永二年の遊所名中に見ゆる中町は、此の堂島新地の中町にして、其の僅に残りし俤なりならん。四面川に沿ひて漕運の使に富みければ、諸藩の藏屋敷を設けたるは左記の如し。而して其の常安橋北詰なる舊中津藩の藏屋敷は、

堂島

合羽島

りといひ。或はいふ、其の用材を置きし所なりと。又一説にはいふ、流水南北に分れて其の中にある島なるを以て、時人胴島と呼びしを、後轉じて堂島に作れるなりと。更に一説あり、堂島の名は小川宗吾の五花堂の名に因めりと。又其の西端なる今の堂島濱通四丁目には合羽島の名あり、其の名は寶曆年間合羽幸八なるもの官に請ふて此の洲を舁む、故に人呼んで合羽島と稱し、後、轉じて雨衣島に作る、蓋し邦俗雨衣を呼んで合羽といへるに依れりと。然れども一説にはいふ、昔此の洲に河童ありて老人小兒を捕へしが故に河童島と稱し、後合羽に改むと。又他の一説にはいふ、合羽は檜峽の稱、蓋し田蓑島に近きを以て名づけしものなりと。其の何れの眞なるかは前者と共に詳ならず。而して此の堂島は元祿元年新地町割の後、土地繁榮策として許されたる茶屋の、揚屋遊所に等しき業を営みしより、元祿の中頃には其の堂島新地北町・同裏町は遊女町の姿を爲し、同十年には米市場も此の新地に移り來りて漸次發展し、寶永五年の頃には青樓は北町・裏町のみならず、堂島新地一丁目乃至五丁目・同中一丁目乃至三丁目に散在して遊里を形造りしも、正徳より享保の初にかけて蜆川以北なる曾根崎新地に移り初めしが、享保十六年十二月米仲買に株を許し、ついで兩替屋に株を許されて其の地の純然たる商賈の街と變れるに及び、青樓の大部は同新地に移れり。安永二年の遊所名中に見ゆる中町は、此の堂島新地の中町にして、其の僅に残りし俤なりならん。四面川に沿ひて漕運の使に富みければ、諸藩の藏屋敷を設けたるは左記の如し。而して其の常安橋北詰なる舊中津藩の藏屋敷は、

福澤諭吉翁
出生の地

大阪府全志

福澤諭吉翁出生の舊址にして、今に残れる古井の水は其の産湯に用ひしものなりといふ。

一〇六〇

居城所在	氏名	知行高	所在地
伊豫松山	松平隆岐守定毅	拾五萬石	難波小橋四詰
武藏忍	松平下總守忠國	拾萬石	堂島一丁目
豐前時枝	御小性組御番頭 小笠原加賀守長毅	五千石	永來町
備中岡田	伊東播磨守長寛	壹萬參百石	堂島中二丁目
肥後新田	細川能登守利用	參萬五千石	堂島四丁目
相模小田原	大久保加賀守忠愨	拾壹萬參千貳拾九石	同
備中足守	木下肥後守利愛	貳萬五千石	同
肥前大村	大村丹後守經顯	貳萬七千九百七拾石	同
伊勢桑名	松平和之進	拾壹萬石	同
筑後久留米	有馬芝蕃頭頼徳	貳拾壹萬石	堂島裏町
播磨三ヶ月	森越中守忠徳	壹萬五千石	堂島中三丁目
尾張名古屋	尾張大納言齊莊 <small>川</small>	六拾壹萬五千五百石	堂島五丁目
備中庭瀬	板倉攝津守勝貞	貳萬石	堂島裏町

大阪堂島米
穀取引所

越前丸岡	有馬日向守温經	五萬石	堂島中三丁目
越後長岡	牧野備前守忠雅	七萬四千石	梅田橋南詰
出羽秋田	廣島藩 上田主水	壹萬七千石	田養橋北詰
日向延岡	佐竹左京大夫義厚	貳拾萬五千八百石	堂島五丁目
豐前中津	内藤能登守政民	七萬石	同
越中富山	奥平九八郎昌昭	拾萬石	同
肥後人吉	松平出雲守利保	拾萬石	玉江橋北詰
豐後臼杵	相良遠江守長福	貳萬貳千百石	同
	稻葉富太郎	五萬六拾石	同

大阪堂島米穀取引所は堂島濱通一丁目にあり。徳川時代に於ける大坂三大市場の一にして、全國米穀取引所の始祖なり。而して其の起原は遠く天正年間にあり、同年中伏見の繁榮を極めし頃、山城國八幡の邊陲に與右衛門なる者あり、淀の長堤四十八町の修築を請負ひ、六千五百人の人夫を使役して數萬の利潤を得しかば、之を懐にして大坂に來り、大坂築城工事の用達となり、深く秀吉の寵眷を得て、地を北濱の大川町即ち今の淀屋橋南詰に與へられ、家を構へて商號を淀屋と名づけ、穎敏なる頭腦は常に商機を失せず、漸次巨利を博して十二棟の銀庫及び四十七棟の貨物庫を建て、之を呼ぶにいは順を以てせり。倉庫の内には種々の貨物を收められたるも、米・粟は十中の七八を占め、常に豐

臣氏の麾下に糧米を致し、敢て其の供給を怠らざりしを以て、黄金の雞を賞與せられ、又廣く需用に應じて門前に市を立て、盛に米・粟を賣買したりしかば、商人の來り集るもの極めて多く、茲に米市場の濫觴を爲すに至れり。豊臣氏亡びて徳川氏の治下となり、與右衛門死して其の子源右衛門家を繼ぎしが、幕府の眷顧益厚く、寛永・正保の頃より諸侯の廻米を引請けて之を賣却し、其の代銀を本國及び江戸邸に振込みて、國用及び江戸參觀交代の用途を辨じ、又手形を以て賣買するの慣行も起りて市場は益盛況を呈し、淀屋は藏元の首班として米商の全權を掌握せり。其の後、時に手形を以て米を賣買し、及び米市を立つることを禁せられたることあるも、市中の米商は皆淀屋に集りて賣買をなし、漸次米價の高下を競ひて、謂ゆる相場なるもの起り、元祿年中に至り初めて、米相場所は設けられ、三年越に預り切手賣の事も行はれ、米方年行司等の職司を置き、諸事嚴密なる規程を設定し、稍規模の見るべきものあるに至れり。當時淀屋は三代目辰五郎（一説にはいふ、辰五郎は五代目なりと）の時なりしが、鉅萬の富を重ねて漸次驕奢に流れ、同八・九年の交に至りて最も甚しく、遂に幕府を蔑如するの行爲ありしかば、改易せられて家は斷絶せり。淀屋は改易せられたるも、米商人等は市場の淀屋與右衛門に創建せられたるを思ひ、同家と米商とは相忘るべからざるの關係ありとなし、尙其の邸址に市場を開きて盛に賣買を爲し來りしが、時方に堂島新地の成りし際なりしを以て、同十年此の地に移りて賣買せり、即ち現在の所是れなり。然れども毎年正月四日の初相場に限り、米市場發祥の地を紀念せんが爲め、舊地

なる淀屋の邸址に市立を爲すを例とし、以て明治の後に至るまで繼續せり。

市場の此の堂島に移轉せし頃は、復た藏屋敷の盛に設けられたる時代なるを以て、諸國よりの入米を多からしめて堂島は繁榮を極め、遂に入札に付して米穀を賣買するの慣習を生じ、正徳・享保の頃に至りて江戸の三谷三左衛門・中島藏之助・冬木喜六なるもの、藏屋敷に所藏せる廻米の切手を以て賣渡し、商人は其の切手と引替に出米し、以て米價の平衡を保ち、商人に利便を與へんことを圖り、先づ仲賣人を置いて其の數を五百人と定め、賣買米壹石に付銀三分（或は三分な）の役銀を徴收し、其の幾分を冥加銀として幕府に納め、餘は米會所の所得となす方法を設定し、幕府の許可を得て堂島に米座爲替御用會所と稱するものを設立せり。然れども是れ畢竟現銀賣買なるを以て、諸藩の廻米一時に輻湊するときは、限りある米商に於て之を引請けて取引するの餘裕なく、諸藩・商人共に窮して其の融通を妨げ、商業の發達を阻害するの恐れあり。依て其の救濟策として備前屋權兵衛・柴屋長左衛門の二人は同業者と謀りて、之を賣繋ぎ買繋ぐべき方法を案出し、建物米と稱する名目を以て一定の標準を建て、正米の到着日を見越して現品授受の期間を定め、敷銀を入れて其の賣買を開始したるは、謂ゆる帳合米是れなり。此の場合に賣主若しくは買主は、一定の期間内に其の敷銀を委棄して賣買を解除するの慣習も起れり、即ち定期賣買の權輿なり。此の便法も初は振合相對にて其の限月迄に賣買を完済せしが、同業者の増加して賣買の頻繁なるに従ひ、振合相對にて結濟するは複雑にして且煩に堪

へざるを以て、新に支配人を置きて之に相當の報酬を支給し、帳合米に關する出納を一任すること、なれり、即ち謂ゆる遺來兩替屋にして、敷銀及び差引勘定等の衝に當り、資本融通の原動力をなし、後の米方兩替屋なり。此の延賣買の盛に行はるゝに従ひ、市況益々殷盛を極めたりしが、享保六年の凶歉に際し、仲買商人の間に紛議を生じ、同年八月謂ゆる新在家騒動起りければ、此の延賣買は停止せられ、翌七年藏屋敷よりの正米直買及び爲替御用會所共に停止せられ、同十二月千石以下の賣買は禁制せらるゝの風評あり、米商等相謀りて、同八年正月より藏米建物の名稱を設けて延賣買を開始せり、即ち建米の濫觴なり。然れども仲買人は先に停止せられたるものなるを以て疑悞の念を抱き、市況衰微せり。

同十年(一書には十一年に作る)江戸に於て紀國屋源兵衛・大坂屋利右衛門・野村屋甚兵衛等、大坂に米會所設立の許可を得て賣買を開始せしが、間もなくして禁止せられ、同十二年川口茂左衛門・中川清三郎・川口茂右衛門・久保田孫兵衛(一に久保孫兵衛に作る)等出願して米會所を再設したるも、後之を廢止し、同十四年(一十五年四)冬木善太郎(一に善五郎に作る)之を繼ぎて許可を得、北濱一丁目に米會所を設置せしが、冬木善太郎此の計畫を聽くと共に、堂島米商仲買人六百餘名の總代として河内屋儀兵衛・田邊屋藤右衛門・加島屋清兵衛は、江戸に至りて米商會所廢止の義を歎願し、同十五年三月滯在の資に窮して哀を加州侯に訴へ、同侯の傳達に依りて奉行所に召され、閣老以下大岡越前守等の審問を経て、帳合米賣買の許可

を得、同年八月十三日冬木善太郎の營業を停止せられしかば、堂島の米商仲買は安堵して延賣買を開始せり。然るに同十六年十月米價低落して其の底止する所を知らず、諸藩は經濟の道立たず、事態容易ならざるものあるを以て、町奉行は之を憂ひ、仲買人加島屋久右衛門・榊屋平作・津輕屋彦兵衛・北國屋太左衛門・俵屋喜兵衛・久寶寺屋太兵衛の六名を召して、米價を昇騰せしむるの方法及び取締上の意見を問ひ、六名は之に反對して米商仲買人の數を限り、諸藩藏米の拂下は總て入札法を以て仲買人に限り買受けしむるの制を立つるの適當なる旨を答へしかば、町奉行稻垣淡路守・松平日向守は之を江戸に傳達し、老中・寺社奉行・勘定奉行・町奉行の評定を経て、同年十二月に至り米商仲買株を四百五十一株と定めて株札(株札には大坂米仲買五字を捺印せり)を下附し、六名には米年寄を命じ、脇差を帯び社祿を着用することを許さる、蓋し同人等の答申に依りて制を改め、其の結果米價昂騰したるの功を賞せられたるものならん。當時兩替屋の風儀大に紊れ、米相場に影響を及ぼせるを以て、同十七年二月其の營業者を五十軒と定め、株制に改めて烙印を下附せられしかば、市場の基礎茲に定まれり。仲買株は其の後同年四月五百三十八株、同二十年七月三百六十二株を増加せられて、總計一千三百五十一株となりて各株札を下附せらる。

元文二年正米正銀取渡しの仕法始まる。此の仕法は毎年正月・五月・十月の三ヶ月を三期限と唱へ、正月よりの建物は四月に終り、五月よりの建物は十月中旬に終り、十月よりの建物は十二月に終り、

四月十七日と十月十七日との兩度に、米方年行司及び仲買人の投票を以て此の建物米を定むるものなり。其の期中に賣買を取組める者は、敷銀を添へて之を米方兩替に委託し、期限日に至りて其の建米たる正米の受渡をなし、之を爲さざる時は其の期中に買解・賣解を爲して其の取引を結了せり。此の期日の賣買全く結了するを立理と稱す。ついで寛保元年松浦河内守・佐々美濃守の兩奉行は、仲買株札及び烙印等を改し、享保十六・七年の兩年に於て米商・兩替屋共に株制に改めらる。當時にありては市場に關する事務は仲買年行司の自邸に於て取扱ひしが、明和八年に至り堂島船大工町蜆橋西詰に米會所を建設せり。天保十三年八月幕府は令を下して株制及び仲間組合の停止を命じたるも、市場の廢止にして行はれんか、米價及び諸物價の均衡を失し、其の影響する所少からざるを以て、此の市場のみは從來の如く取引を繼續し、素人も米方年行司に届出で、市場に出入し、諸藩拂下米の直賣買に與ることを得せしめられ、米方年行司に於て一切を管理し、享保以後の令達を確守して新古別な營業し、米方兩替屋も是に準據すべき旨を達せられ、同月十六日年行司及び兩替屋一同より堅く遵奉すべき請書を提出せり。嘉永六年正月に至り帳合米の作法漸く紊れ、文久三年に至りて益甚しく、石建立會は已に廢絶し、加ふるに比年米價の昂騰は正米と帳合米との價格を隔離せしめて、動もすれば掛繋ぐを得ず、米商中には退轉する者あり。依て仲買人等は之を憂ひ、同年七月方法を規定して石建立會を出願したるに、仲買人等の立案したる準則と共に許可せられければ、翌八月三日を以て其の

規程に據りて石建立會を開始し、以て幕府の末造に至れり。

然るに明治二年二月二十二日正米の賣買を除きては、空米石建・帳合とも禁止せられ、市場は自然廢せられたるを以て、米商等は正米一途の取引のみにては生計を立つる能はず、糊口の途に迷ふに至りしかば、武富磯吉・磯野小右衛門等は米會所の再興を計畫し、營業規則を設け、同三年十二月大藏省に出願して、同四年春之が許可を得たるを以て、同年四月一日會所を舊市場に設置し、定期米賣買の方法及び規程を制定し、難波倉米(攝津)を標準として立會を開始せり。市場は日を逐ふて繁榮に赴き、同六年三月油會所を合併して制度を改め、名を米油會所と稱せしが、同七年十月太政官布告第七號を以て株式取引條例の發布あり、ついで同十二月同第三百三十八號を以て、從來各地方に許可せられたる米油限月賣買を廢し、自今米穀賣買相場取引を爲さんとするものは、第七號條例の規程に依りて其の規則を會社組織に改め、所轄廳を経て大藏省に稟請して許可を受くべきこととなりしも、該條例の條項は實際に適せざる所あり、之に依りて其の組織を改むること能はざるを以て、従前の儘にして延期せられんことを請願し、同九年九月迄の許可を得たり。然るに同九年八月一日太政官第三百五號を以て米商會所條例の發布あり、同日内務省甲第二十九號布達を以て米商會所成規頒布せられて、内務省の主管に移れり。時は正に營業の満期に際したるを以て、鴻池善右衛門・三井元之助・磯野小右衛門等發起者となり、新條例の旨趣に依りて米商會所の創立を出願し、別に定款及び申合規則を定

めて稟請し、内務省の許可を得て、同年九月米油會所の組織を變更し、資本金七萬五千圓の株式組織となし、十一月二日を以て市場を開始せり。依て從來年行司又は米方頭取、及び從來兩替屋又は金方頭取等に於て處理したる事務の全部を同會所に移し、仲買人は悉く政府の認可を得るに至れり。同十年十二月二十八日内務・大藏兩省甲第四十三號布達を以て、市場は再び大藏省の主管に復し、同十四年四月第二十五號達を以て農商務省を置かれて市場は同省の管轄に轉ず。同二十一年五月取引所條例の發布ありて、米商會所は會員組織と變じたるも、新條例の下に成立を見るに至らず、從來の營業を繼續し來りしが、同二十六年三月法律第五號取引所法の公布ありて、米商會所條例は廢せられ、ついで同年七月勅令第七十四號を以て取引所の資本金・營業保證金・株式手數料・積立金及び賣買取引の方法に關する規程・並に仲買人免許料金額を定め、農商務省令第十三號を以て取引所法施行規則を定められたるを以て、同月十八日此の取引所法に依りて新設取引所に繼續の出願をなし、資本金拾五萬圓の株式會社となして、名稱を大阪堂島米穀取引所と改め、爾來漸次増資して今の資本金は貳百萬圓なり。

以上は沿革の梗概なるも、亦以て因由の久しきものあるを知るべし。其の久しきに亘れるの間に於ては、時勢の推移と年の豊凶に伴ひて、一盛一衰を免れざりしも、能く米穀の流通を助け、相場の權衡を取りて世の經濟に補益したるは、此の市場の効ならん。而して市場は大正の聖代を迎へて益其の

盛を極む。

堂島米市

廣瀬旭莊

分曹雜穀輸贏 一擲千金似羽輕 食貨大權歸賢豈 何人復唱古常平

堂島

鈴木茶溪

覆雨翻雲轉瞬中 世情走利疾於風 昨聞子貢乘高蓋 今見雙狐回也空

米市

橋本靜菴

物價低昂曠是由 匹夫權可敵公侯 走郵飛輻爭朝夜 東達吳州西薩州

大阪商業會議所

大阪商業會議所は堂島濱通二丁目にあり。其の由來を釋ぬるに、數百年來全國商業の中心として商業界に雄飛し來りし大阪は、明治維新の政變に依りて其の商業上の組織慣行を打破せられ、諸商株仲間には總て無構となりて、單に手廣く商業を營むを以て主義としければ、溫良着實の商人は五里霧中に彷徨し、奸商は機に乗じて狡策至らざる所なし、之が防遏の途を講ずるにあらずんば、商業の信用は終に地に墜ちて復た收むべからざるの虞あり。依て同六年市内の四區長は相謀り、重なる商業者に規約を設けしめて同業者の團結を勧誘し、茲に初めて同業組合を設け、府廳も之が成立を認めたり、是れ實に當府下に於ける明治維新後商株開放以來最初の同業組合なり。然るに組合中には玉石混淆の嫌ありて、未だ其の効果を見る能はず、規約は往々奸商に利用せられて、着實なる商人は反て時に其の陷弊に擠せられ、損害を蒙ること少からず、其の極終に商人等は退守の一方に傾き、復た進取すること

を知らず、商界は現金にあらざれば商品を渡さず、信用取引を望む者あるも一切之を謝絶し、商業上の徳義信用は頓に地を拂ひ、商業者の眼中信用の片影をも留めざるに至れり。此の趨勢にして數年を経過せんか、大阪の市内は或は一荒村と化し去らんも圖り難く、假令素封家の退守して幸に其の資産を維持し得る者あるも、市場の全體にして萎靡せば、秋獲後に於ける田圃中の案山子たるに過ぎざらん。是に於て有志家は率先奮起し、東奔西走屢會議を開き協議を盡し、同十一年五代友厚・中野梧一・藤田傳三郎・廣瀬宰平の諸氏之が主唱者となり、四區長及び同志の商業者と相謀り、大阪商法會議所設置の議を發表し、同年七月五代友厚外拾四名の連署を以て時の渡邊府知事に出願し、同年八月二十七日其の免許を得たり。依て九月二日第一回總會を西本願寺津村別院に開き、會合するもの五十五名、先づ役員の選舉を行ひ、五代友厚を會頭に、中野梧一を第一副會頭に、廣瀬宰平を第二會頭に、加藤祐一・芝川又平を理事に選舉し、次に府下商業上の利害得失を研究せんとするは、其の據る所なかるべからざるを以て、府下の重立たる商業を營む者は、第一に同業者一致團結して仲間組合を設け、便宜に申合規則を立て、以て同業者を代表し、及び同業者の輿論を集むるの道を設くるを目下の急務なりと議決せり。蓋し府下商工業の利害得失を審議し、便益の計畫を爲さんとするも、戸々に就き人々に論す能はざれば、必ずや據て以て共に計るの道を求めざるべからず、是れ主として此の同業仲間團結の方法を議決したる所以なり。同月内務省勸商局及び大阪府は、各一ヶ月金八拾參圓參拾參錢宛を

經費補助として下附せられ、同十月砂糖商の仲間組合を設け、其の申合規則を締結して公議を請求し來りたるを初めとして、仲間組合を設け規約を立て公議を請求するもの陸續たり。同十二年一月東區高麗橋通四丁目に當會議所を新設して移轉の式を行ひ、大阪府は此の移轉を祝し、爾後奮て商業を整理し公利を増進すべき旨を以て金千五百圓を下附せり。同十三年當會議所の事務漸く整頓し、諮問調査等のごと逐日頻繁となり、費用も亦多額を要するに依り、議員は各一名毎に壹ヶ月壹圓を醸出して費用に充つることに決し、同月より之を實行せり。同十四年六月當所議員を公選議員及び希望議員の二種に分ち、公選議員は府下の重立たる各商仲間より選舉し、其の仲間の委員として入會するものを指し、希望議員は商工業上篤志を以て自ら議員たらんことを望む者たり。同七月商務局及び大阪府より下附の補助金は廢止せられ、同十五年九月大阪府勸業課に於て勸業月報編纂の舉あるに付き、爾今其の材料調査の手當として毎月金五拾圓を下附せらるゝこととなりしが、同十六年七月より之を廢して、更に同月より當所補助として壹ヶ年金貳千五百圓宛毎年下附すべき旨を達せらる。同十八年九月二十五日會頭五代友厚東京に於て病歿せしかば、同年十一月藤田傳三郎を會頭に選舉し、同二十年より大阪府の補助金は五百圓を減じて年額貳千圓となる。同二十一年藤田傳三郎多病を以て辭退し、田中市兵衛繼ぎて會頭たり。同二十二年十一月家屋廢頽し且狹隘なるを以て、新築移轉の議を決し、其の敷地として北區堂島濱通二丁目舊營繕所内に於て壹千坪の拂下を出願したるが、八百貳拾壹坪九

合壹勺を壹坪壹圓七拾錢の割合を以て拂下の許可を得、翌二十三年二月以來新築圖面の調製其の他の準備に取掛り、四月建築豫算を議決せり。總額は貳萬壹千六百八拾貳圓五拾壹錢九厘にして、内七千圓は現在の地所家屋の賣却見積金、同八千六百八拾貳圓五拾壹錢九厘は銀行・會社・各組合・其の他有志の寄附金を以て之に充て、六千圓は大阪府に出願して同府の下附金三年分を一時に下附の許可を得たるものなり。依て同年五月請負者を定め七月二十九日起工式を舉行せり。然るに同年九月法律第八十一號を以て商業會議所條例を公布せられ、ついで農商務省令第十二號を以て同條例施行規則の發布ありしかば、當所の處分法を定むるの必要を生じ、同月總會を開きて當所は新會議所の設立を期して解散すること、新築工事・地所・家屋並に所有の財産・諸帳簿・器具等は新設商業會議所に引續ぐことを決議し、同年十月新會議所の設置成りければ、決議の通り解散して引續を了せり。

此の解散したる舊商法會議所は、法律の力を藉るものにあらずしも、商業界の變遷渾沌の際に當り、有志の組織に成りて能く適應處理し、大阪府廳を初の内務省・農商務省・大藏省・外務省・其の他官署・公衙の諮問に應じて、各般の事項を調査報告すると共に、諸方面に亘りて調査を遂げ、市内商業者を誘導啓發し、注意訓諭以て業務の圓滑に資し、以て商業の振張に補益し、間接には全國の財界に裨補せり、前記大阪府及び農商務省より下附金ありしは復た之が爲めなり。其の他一時の調査に對して報告の宜を得たるが爲め下附金のありしことあり、即ち明治十三年大藏省關稅局長の諮問に

係れる、海關稅規則改正に關する調査報告の如きは、頗る行届きたるものなりとて、同年十二月金五百圓の慰勞金を受け、同十五年三月參事院法制部よりの諮問に係れる、商法編纂參考の爲め商事習慣數十ヶ條の報告に對し、同八月其の手當として百五十圓を下附せられたるが如きは是れなり。かくて商法會議所は解散して大阪商業會議所となり、同二十四年三月新築落成して翌月之に移轉し、同二十七年三月田中會頭退任して浮田桂造其の後を繼ぎ、同氏退任して同二十八年四月土居通夫會頭となりたりしが、大正六年九月九日病歿せしを以て、同年十二月十四日今の山岡順太郎氏會頭となる。新會議所となりて以來復た茲に二十有九年を經過せるが、其の間明治三十五年三月二十五日法律第三十一號を以て商業會議所法の改正公布あり、同四十二年七月十日法律第四十三號及び大正五年四月二十七日法律第三十九號を以て一部に改正を加へられて、同法は益完備を加へ、會議所は法人として同法の規定に據り、時勢の發展に伴ひて能く其の本能を發揮し、以て我が大阪市の商工業界に貢獻せり。

大阪工業試驗所は堂島濱通四丁目なる合羽島の西端にあり。同所は明治二十二年府下の製造工業に學理を應用せしむるの必要なるを認め、試験室を大阪府廳内農商課の別室に設置して分拆試験を爲し、化學上の諮問に應答せしもの其の起原なり。同二十三年大阪商品陳列所の堂島濱通二丁目(今の知事官舎の所)に設置せらるゝに及び、之を同所に附屬せしめて其の取扱範圍を擴張せり。當時にありては當業者なほ其の手續に慣れず、且其の効用を知るもの多からざりしが爲め、依頼者少かりしを以て、擔任者は自

ら進んで諸種商品の分拆試験を爲し、其の成績を發表して世人の注意を喚起するに努めしに、其の効果は漸く顯はれ、同二十五年の頃よりは神戸・大阪兩港の輸出する礦物・肥料・其他品質の證明を要するものは、主として其の分拆表に依りて取引せられ、又品質の善惡に關して商人間に起れる紛議抗爭の多くは、其の證明鑑定を俟らて判決せらるゝに至れり。同二十八年以降諸般の工業勃興するに及び、原料品の分拆鑑定並に製造方法の説明を依頼するもの益増加せるを以て、簡易試験場と改稱し、更に業務を擴張して公衆の利便を圖りしが、幾干ならずして復た規模の狹隘を告げ、到底依頼者を満足せしむること能はず、加ふるに府下製造工業の發達は一層完全なる設備を要するものあり。依て同三十六年十月農商務省令地方工業試験場規程に據りて、大阪府立工業試験場と改稱獨立せしめ、別に試験室壹棟を増築し、且新に歐米より最新精巧の器械各種を購入し、堪能の技術者數名を増員し、以て從來の化學的分拆のみならず、器械的諸試験を執行し得るの設備を爲したりしが、同四十二年七月三十一日の大火に類焼したるを以て、敷地を此に定め、民有地參千七拾七坪四合七勺を貳萬六千壹百參拾九圓四拾七錢を以て買收したる外、埋立所有地五百拾參坪八合壹勺を得て、之が建築の設計を立て、同年八月土工及び建築に着手し、大正元年三月落成移轉せり。建築費は六萬四千九百四拾圓にして、器械・器具に支出の金額は三ヶ年繼續にて約拾八萬圓なりしといふ。同三年更に其の接續地參百七拾貳坪貳合四勺を、埋立て、増築せり。依て其の設備等は完備し、府下唯一の工業試験場とな

大阪市役所

り、分拆・鑑定・試験・検査等の依頼者は殆んど全國に亘るに至りしが、大正七年九月一日大阪府の手を離れ、農商務省の所管に轉じて名を今の如くに改めらる。

大阪市役所は同町にあり。明治二十一年四月十七日市制の發布あり、翌二十二年四月一日より大阪四區を區域として市制を施行せられたるもの即ち今の大阪市是れなり。然るに當時は特別市制の發布に依り、市長其の他の吏員を置かず、其の職務は大阪府知事其の他府廳の官吏之を行ひしが、同三十一年十月一日特例の廢止に依り、初めて市役所を開設し、市長其の他の吏員を置きて自治の市制を行へり。當時は未だ廳舎の設なかりしを以て、當分大阪府廳内に役所を置きて事務を取扱ひしも、翌三十二年十二月より西區江の子島上の町木津川橋東詰に假廳舎落成したるを以て、同月二十九日より之に移轉せしも、市の發展に伴ひて事務は益繁多となり、機關は膨脹し、廳舎狹隘を告ぐるに至れり。依て同四十二年七月三十一日の大火に焼失せる市立高等商業學校の址に假廳舎を建設するに決し、之が工事に着手し、同四十五年五月落成しければ、同月十八日を以て移轉せり、現在の廳舎是れなり。而して本廳舎は其の前年たる同四十四年二月二日市會の議決を経て、中の島一丁目所屬中の島公園に建設するに決し、目下其の工事中なれば、遠からず落成して之に移轉するならん。

五花堂の址

堂島裏一丁目舊堂島橋の西は、小川宗五の五花堂の址なりといふ。小川宗五は風流の人なり、京都より來りて此に居を構へ、梅・櫻・牡丹・蓮・菊の五種を其の庭に移植して之を愛翫し、扁して五花

舊名	町名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年 三月七日	同六年 三月五日	同七年 三月五日	同八年 三月五日	同九年 三月五日	同十年 三月五日	同十一年 三月五日	同十二年 三月五日	同十三年 三月五日	同十四年 三月五日	同十五年 三月五日	同十六年 三月五日	同十七年 三月五日
彌左衛門町	十三番組															
	三番															
	堂島北町															
	堂島裏三丁目															
	第五聯合															
	第七戶長															
	役場															

曾根崎新地一丁目・同二丁目・同三丁目（三ヶ町）

此の三ヶ町の地は、もと曾根崎川に沿へる西成郡曾根崎村の内なり。貞享元年より二年に亘りて成りし曾根崎川修治の後を承け、寶永年間開發せられて曾根崎新地と呼び、同五年二月新地の町割ありて、曾根崎新地一丁目・同二丁目・同三丁目に分たれ、大坂市街に入りて古町と同じく地子銀及び向ふ十五ヶ年間の課役を免せられ、且茶屋株・煮賣屋株・風呂屋株・湯屋株・旅籠屋株・芝居等を許可せられて、土地の繁榮を圖り、天滿組所屬となりて漸次發達し來りしが、明治二年五月四日北大組に屬し、同四十二年七月三十一日の大火後、出入橋以東の曾根崎川（一名蜷川又堂島）は埋立てられ、從來同川に架設したる綠橋（出入橋に近きもの）・助成橋・櫻橋・小橋・曾根崎橋・堂島橋（蜷川の異名あり）・難波小橋（川の川上なる）・難波小橋（川の川上なる）は其の形を没して堂島と聯接しければ、町界變更の要を生じて、同四十四年十一月十一日堂島船大工町一番地の十二乃至十五・三番地の五・三番地の六・堂島裏一丁目三十四番地乃至五十七番地・及び堂島船大工町三番地の六の南端より堂島裏一丁目三十四番地の南端に至る以北の道

路を曾根崎新地一丁目に、堂島裏一丁目の五十八番地乃至六十六番地・堂島裏二丁目五十番地の一・六十三番地乃至九十九番地・堂島裏二丁目六十六番地の南端より堂島裏二丁目六十三番地の南端に至る以北の道路・堂島裏二丁目七十三番地の南端より堂島裏二丁目七十四番地の南端に至る以北の下水敷・及び堂島裏二丁目三十八番地の三の南端より堂島裏三丁目四十四番地の南端に見透したる以北の道路の内堂島裏二丁目に屬すべき分を曾根崎新地二丁目に、堂島裏三丁目三十八番地の三・四十四番地乃至七十番地・堂島裏三丁目四十四番地の南端より堂島裏二丁目三十八番地の三の南端に見透したる以北の道路の内堂島裏三丁目に屬すべき分・及び堂島裏三丁目五十九番地の南端より堂島裏三丁目六十番地の南端に至る以北の道路を曾根崎新地三丁目に編入せられたり。而して曾根崎新地一丁目の舊堂島橋北詰東の内には「こつぱり町」（一に傳稱、町に作る）、同三丁目の西端なる出入橋の西詰北にはお龜谷の異名を存す。

曾根崎新地

新地の開發當時にありては寂寞の境たりしも、茶屋・風呂屋等の許可あるに及び、花立女・髪洗女の名義を以て揚屋・遊女（均しき營業を爲せしより、漸次遊所の巷を爲し來りしが、已に記せしが如く、蜷川以南なる堂島新地の遊所町より移り來れるものありて、正徳より享保の初に亘りて稍盛となり、享保十六年十二月堂島の米仲買に株を許され、ついで兩替屋にも株を許されて、同地の純然たる商業地と變ずるに及び、其の青樓の大部は當地に引移りて大繁昌の地と化せり。天保十三年末に飯盛

女附旅籠屋を許可し、翌年十月更に旅籠屋を泊茶屋・抱女を飯焼女と稱せしめ、泊茶屋の数を限らずして、飯焼女の数を四百三十一人と定められしかば、初めて公許の遊所地となれり。泊茶屋の中には新町の揚屋と同じく、藏屋敷に於ける留守居の銀主を養し、銀主の同留守居を接待せる「ふれまい茶屋」たりしものあり、河佐(河内屋佐平後の河内屋)・河久・三丸屋・綿屋・廣喜・住治等の如きは其れなりしといふ。其の堂島に近く接するを以て、米商の遠客を此に饗するもの多かりしは、特に繁榮助長の一因たりしならん。遊女は其の上位なるを「まんだ」といひ、下位なるを女中と呼べり。遊女中其の名を戯曲・小説等に留むるものを擧ぐれば、元祿年間に萬屋のお高・天満屋のお島・お初・平野屋の小かんあり。小かんは鍛工平兵衛と北野口に情死し。お初は元祿十六年四月十三日露天神の森に於て徳兵衛と情死せしを以て、同天神は是れよりお初天神と呼ばれ、近松門左衛門作の院本會根崎心中は妙文の名高し。お島は復た近松門左衛門作の心中二枚繪艸紙に唄はれ、其の長柄の市兵衛と情死せしは寶永二年十一月の中旬ならん。市兵衛は長柄堤に於て、お島は天満屋の二階に於て、其の情死を異所同刻に遂げしは風變りの情死といふべし。お高は老松町の鋸間津屋彌市と梅田の墓に情死せしかば紀海音作の梅田心中に描かる。享保年間に紀國屋の小春あり、享保十五年十月十四日の夜紙屋治兵衛と網島大長寺裏手に情死して、近松門左衛門作の院本天の網島に物せらる。元文年間には櫻風呂呂有馬屋喜兵衛抱の小萬(菊野)あり、能く客に接せしが、元文二年五月八日早田八右衛門の爲めに新地三丁目大和

屋重兵衛方にて殺され、同時に重兵衛夫婦及び二婢も其の害に遭ひければ、新地の五人斬と呼ばれ、早田は翌年二月十六日千日に梟せられ、歌舞伎作者並木五瓶は五大力戀絨に之を脚色せり。延享・寛延年間に於ける油屋喜兵衛の抱女かしくは容姿よく又諸藝に堪能なり、然れども酒癖多く、寶永二年二月二十九日兄の吉兵衛を殺したる罪科に問はれて、翌三月十八日二十七歳を以て千日に刑せられ、淺田一鳥・豊丈助等の八重霞浪花濱萩に描かる。青樓はもと三丁目・二丁目に多かりしが、漸次移動して今は舊蜆橋筋以東に及び、前記五人斬を以て有名なる三丁目の舊助成橋北角なる櫻屋のありし邊は、繁榮區域外となれり。遊所は復た他の遊所と同じく、其の場末に劣等遊所を存せり、即ちこつぱり及びお龜谷是れなり。安永二年の遊所中に骨堀町の名見ゆれば、當時已に骨堀に青樓の存したるを知るべし。然るにお龜谷はこつぱりに先んじて廢絶し、こつぱりは明治五年十月の整理に廢止せらる。爾來久しく異動なかりしが、同四十二年七月三十一日の大火に罹りて革新せり、即ち街路は整理せられ、家屋は新築せられて其の舊觀を改めしと同時に、翌四十三年三月末日限り其の貸座敷所在地たることを廢止せられければ、單に藝妓の居住を許可せられて、其の置屋及び其の貸席となれり、貸席は貸座敷の廢止に伴ひて藝妓招聘の青樓に付せし名稱なり、故に舊貸座敷は總て貸席(繁榮者に貸座敷者なり)となりて繼續せり。大正七年十二月三十一日現在調に依れば、藝妓置屋拾壹軒・貸席壹百五拾參軒にして、藝妓の数は八百貳拾五人を算す、其の盛況以て想見すべし。而して貸席中其の最も繁榮せるを河

内屋(三丁)・花善(一丁)・平鹿(二丁)・松糸(二丁)とす、松糸・平鹿は新興なれども、花善と河内屋は明治以前よりの繼續にして、河内屋は舊ふれまひ茶屋なり。又置屋にありては吉川(二丁)・大西(二丁)・梶川(一丁)繁榮せり、何れも明治以前よりの繼續にして、就中吉川は最も舊家なりといふ。

北里

橋本靜菴

樓外月明樓内雨 粉紅復新泣芙蓉 心如夜半天方曉 恨殺寒山寺裏鐘

北新地

田中華城

観川流碧照化粧 北里雪兒顏有香 月夜樓頭佳客列 侯家留管米家商

町名及び區畫の變遷表

舊名	町名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 志日改正名	同日	同八年四月 月十日	同九年九月 月十日	同十二年 二月十日	同十三年 七月二十日	同十四年 八月九日	同十七年 七月一日
曾根崎新地一丁目	十二番組	一組一番	會根崎新地一丁目	十二區	四大區	四大區	四大區	第四分區	第五聯合	第七戶長	役場
同二丁目	十二番組	一組一番	同二丁目	十二區	四大區	四大區	四大區	第四分區	第五聯合	第七戶長	役場
同三丁目	十二番組	一組一番	同三丁目	十二區	四大區	四大區	四大區	第四分區	第五聯合	第七戶長	役場

第八聯合

(中之島尋常小學校設置増設區域)

中の島一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・同六丁目・同七丁目・宗是

町・常安町・玉江町一丁目・同二丁目(十一ヶ町)

本聯合は中の島の一圓なり。大川の末に當り、土佐堀・堂島兩川の間に挟まれたる狭長の地にして、古圖に上中の島・下中の島と見ゆるものは是れなり、今も尙中の島三丁目に於て、北に中の島橋・南に秋月橋を架せる堀割を以て兩斷せらる。然れども同堀割が、往時に於ける兩島の分界なりしや否やは明ならず。もと上中の島町・肥後島町・築島町・久保島町・白子島町・西信町・常安請所・宗是町・武藏殿屋敷・常安裏町・塩屋六左衛門町・次郎兵衛町・小倉屋仁兵衛請所・庄村新四郎町の十四ヶ町なりしが、後、常安請所は常安町、武藏殿屋敷は本五分一町、小倉屋仁兵衛請所は小倉屋仁兵衛町と改む、各町とも北組所屬なり。貞享年間河村瑞軒の河道修理に依りて肥後島町の地先及び西端なる中津藩藏屋敷の西に新地成り、肥後島町地先の築地は肥後島町新地又は比丘尼橋築地と呼ばれ、肥後島町に加へらる。又西端の築地は湊橋新地と呼びしが、元祿元年同新地の一町に作られしは即ち湊橋町にして堂島新地二十町の内なり。當初は北組・天滿組の加郷たりしも、後、天滿組に入る。依て町数は一ヶ町を増して十五ヶ町となる。明和四年上中の島町の上の鼻なる山崎の先に築地成りたれば、俗に之を風引新地と緯名せり、其の心は鼻から鼻が出るといへるにありとなん。かくて何れも北組に屬し來りしが、明治二年五月四日北大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、宗是町を除くの外は悉く異動せり、即ち上中の島町を兩分して其の一部を中の島一丁目、他の一部に肥後島町。

築島町及び久保島町の内を加へて中の島二丁目、久保島町の残部に白子島町を加へて中の島三丁目、西信町に常安町の内を加へて中の島四丁目、常安町の残部を中の島五丁目、本五分一町に常安裏町の内を加へて常安町、鹽屋六左衛門町に常安裏町の内を加へて中の島六丁目、湊橋町を中の島七丁目、次郎兵衛町に常安裏町の残部を加へて玉江町一丁目、小倉屋仁兵衛町・庄村新四郎町に常安裏町の飛地を加へて玉江町二丁目と改稱せしかば、四ヶ町を減じて十一ヶ町となれり、現在の各町是れなり。其の附屬地にも亦異動せしものあり、即ち上中の島町一丁目に含まれたる山崎鼻の新築地は、明治二年五月四日には一町に數へられて七番組たり。同山崎鼻は明治の初年其の先端を築立て、東方に延長せし爲め、難波橋は中斷せられて南北兩橋となりしが、近時、内務省は河川の整理に依り更に其の東端を埋立て、今は天神橋の上手まで延長せり。各町中常安町は元和偃武の後、北濱十三人町の人淀屋常安の開拓して居りしより此の町名及び常安橋の名を爲し、肥後島町の名は加藤氏の館舎ありしを以て起れりといふ。宗是町には米子町・相模殿町等の異名を存す。而して本聯合の地は前記の如く四面環流の域にありて漕運の便に富めるを以て、徳川時代に於て諸藩は競ふて、藏屋敷を此の邊に置きければ、其の數の多きこと市中の各町に冠せり。

中島 晚眺

廣瀬旭莊

幕臣船室大鼓鳴 百夫塔橋瀨江行 方知西國諸侯至 倉邸門開列炬明

藏屋敷數	居城所在	氏名	知行高	所在地
備中成羽	交代寄合 山崎主役助義厚	五千石	上中の島町	
奥州仙臺	松平陸奥守慶邦	六拾貳萬五千六百石	同	
石見濱田	松平右近將監武成	六萬千石	同	
越前福井	松平越前守慶永	參拾貳萬石	同	
肥前唐津	小笠原佐渡守長國	六萬石	淀屋橋北詰東	
常陸水戸	水戸中納言齊昭	參拾五萬石	大江橋南詰	
肥前島原	松平主殿頭忠誠	七萬石	淀屋橋北詰西	
加賀金澤	加賀宰相齊泰	百貳萬貳千七百石	島原藏屋敷西	
伊豫松山	松平隠岐守定毅	拾五萬石	上中の島町	
出羽山形	秋元但馬守志朝	六萬石	肥後島町	
長門府中	毛利左京亮元運	五萬石	同	
豊後岡	中川修理大夫久昭	七萬四百四拾石	築島町	
豊後府内	松平左衛門附近説	貳萬千貳百石	同	
備前岡山	松平内藏頭慶政	參拾壹萬五千貳百石	同	

居城所在	氏名	知行高	所在地
肥前平戸	松平壹岐守曜	六萬千七百石	久保島町
伊豫大洲	加藤遠江守泰幹	六萬石	同
伊豫宇和島	伊達遠江守宗紀	拾萬石	同
筑前秋月	黒田甲斐守長元	五萬石	同
筑前福岡	松平美濃守齊薄 <small>田</small>	五拾貳萬石	白子島町
因播鳥取	松平因幡守慶行 <small>田</small>	參拾貳萬五千石	宗是町
豊後日出	木下左衛門佐俊敦	貳萬五千石	西信町
豊後森	久留島伊豫守通嘉	壹萬貳千五百石	同
伊豫今治	松平若狹守定保	參萬五千石	同
安藝廣島	松平安藝守齊肅 <small>野</small>	四拾貳萬六千石	木五分之一町
美濃大垣	戸田采女正氏正	拾萬石	常安裏町
筑後久留米	有馬主蕃頭頼徳	貳拾壹萬石	同
播磨明石	松平兵部大輔齊宜	壹萬石	常安町
周防岩國	吉川監物	六萬石	同
播磨姫路	酒井雅樂頭忠學	拾五萬石	常安橋北詰東

豊國神社

筑後柳川	立花左近將監繼備	拾壹萬九千六百石	同北詰西
讃岐高松	松平讃岐守頼胤	拾貳萬石	常安町
同	同	同	同
阿波徳島	松平阿波守齊裕 <small>野</small>	貳拾五萬七千九百石	越中橋北詰東
讃岐丸龜	京極長門守高期	五萬千五百拾貳石	同北詰
肥後熊本	細川越中守齊護	五拾四萬石	越中橋北詰西
肥前鹿島	鍋島安治郎	貳萬石	庄村新四郎町
豊後杵築	松平市正親良	參萬貳千石	常安町
美作津山	松平三河守齊民	拾萬石	同
播磨龍野	脇坂淡路守安宅	五萬千八拾九石	鹽屋六左衛門町
播磨安志	小笠原信濃守貞幹	壹萬石	常安裏町
豊前小倉	小笠原左京大夫忠微	拾五萬石	淡橋北詰東
伊豫西・修	松平左京大夫頼學	參萬石	淡橋町

豊國神社は中の島一丁目にあり。京都市下京區茶屋町豊國神社の別社なり、前關白太政大臣正一位豊中秀吉を主神として、前右大臣秀頼及び前大納言秀長を配祀せらる。秀吉は慶長三年八月十八日六十三歳を以て伏見城に薨じ、洛東の阿彌陀ヶ峯に葬られ、豊國山と號し、同四年四月十七日宣命使

参向して豊國大明神の神號宣下あり、山下に建てられたる社殿に齋祀せられ、同家よりは社領壹萬石を寄せ、輪奐宏壯を極めたりしも、元和以後頽廢して祭祀せられざりしが、明治元年王政の新なるに及び、同年閏四月六日左記の御沙汰書發せられて、大阪城外近傍に於て相當の地を撰みて社壇造營すべき旨を仰出され、同年五月十日の布告を以て更に豊國山廟祠御再興の旨を發布せられ、同年八月十八日神祇官をして墓前に奉祀せしめ、翌二年御用掛二人を置きて祭務を管掌せしめられ、同六年八月十四日別格官幣社に列せらる。然るに同八年四月九日京都府に社殿の造營を命じ、大阪には別社を創立し、攝社に準じて取計らふべき旨、時の教部大輔より通達ありければ、大阪の中心たる中の島一目を撰定し、官費を以て同十二年四月社殿の造營に着手せられ、同年十一月十八日落成し、同月二十八日を以て正遷宮の式を擧げられたるもの即ち當社の初めにして、同十五年六月八日秀頼・秀長を配祀せらる。同二十八年三月火災に罹りて神殿の屋根焼失せしかば、修繕に着手して同三十年七月竣成したるも、其の地は年を逐ふて周圍に粗造の高家は建てられ、晝夜喧噪甚しく、神威を褻瀆し、且失火の萬一を保し難き虞あるに至りしかば、同四十五年七月二十九日大阪府立圖書館の西部なる現在の所に移轉の工を起し、大正元年十一月十日竣成して同月十五日正遷宮の式を行はれ、舊地は後、中央公會堂の敷地となる。祭神秀吉は天下の亂を平定し、國威を海外に輝かせしのみならず、大阪城を築きて當市には深き關係を有せるを以て、市民上下の崇敬厚く、社頭は参拜者相踵げり。例祭及び新年

祭・新嘗祭とも、何れも京都本社の翌日に行はる、即ち本社の例祭は九月十八日なるを以て當社は其の翌十九日、祈年祭・新嘗祭は本社の祭日一定せざるを以て、本社に於て行はれたる日の翌日に行はれ、夏祭は私祭として七月十八日に行はる。境内は壹千四百九拾參坪八合五勺にして、本殿の外に祝詞舎・中門・拜殿・社務所・神庫・神饌受附所・崇敬者集會所等相駢び、末社に白玉稻荷社あり。末社白玉稻荷はもと當社の舊地附近なる藏屋敷に祭られたりしと、藏屋敷の取毀たるに際し、仲仕頭なる淡路町一丁目野崎喜三郎の自邸に移し置きけるを、明治十四年十二月十九日當社境内に遷座したるものにて、同四十年十月十五日此花町二丁目二十番地無格社七夕稻荷神社（雜日女命）を同末社に合祀せらる。石の鳥居は社殿の正面なる南の入口及び北の入口に建てられ、北の鳥居を入れる西側なる高き臺石の上に豊公の銅像を置かる。同銅像は明治三十六年大阪に第五回内國勸業博覽會の開設あるに際し、市内綠綬褒章帶有者十二人（井上淺次郎・井上貞治郎・五百井長平・春元重助・新田長次郎・岡島千代造）同褒章の受領を紀念せんが爲めに鑄造して、大阪城址に建てられたるものなりしが、後、當所中の島公園内噴水塔の上に移し、其の地の大阪市廳舎敷地となるに及びて更に當境内に移されしものなり。

明治元年閏四月六日の御沙汰書

神祇局并大阪裁判所

有功を顯し有罪を討つ經國之大綱、況や國家に大勳勞有之候者表して顯すこと無之節は、何を以て天下を勳勳可被遊哉、豊臣大

第三篇 岡郡市町村志

第一章

攝津國

第一節

大阪市

北區

一〇八九

開闢に起り一臂を擡て天下之難を定め、上古列聖之御偉業を繼述し奉り、皇威を海外に宣へ數百年之後猶彼をして寒心せしむ、其の國家に大勳ある今古に超越する者と可申、抑武臣國家に功ある皆廟食其旁に酬ひ、當時既に神號を追諡せられ候處、不幸にして天其家に祚せず、一朝傾覆し、源家康繼て出子孫相受け其宗祠之宏壯前古無比、豐太閤之大勳を以て却て晦没に委し、其鬼神と較んとするに及候段深歎思食候折柄、今般朝憲復古萬機一新之際如此之廢典舉ざるべからず、加之字内各國相雄飛する之時に當り、豐太閤其人如き英智雄略之人を被爲得度被思食依て新に祠宇を造爲し、其大勳偉烈を表顯し、萬世不朽に被爲垂度被仰出候、列侯及士庶豐太閤の恩義を蒙り候もの不少、宜しく共に合力し舊徳に可報旨御沙汰候事、

閏 四 月

別紙之通被仰出候に付ては、大坂城外近傍に於て相應之地を撰び社壇造營被仰出候、且天下有志之者御手傳教度儀申出候得者御差許に相成候間、於裁物所早々程能可取計様被仰出候事、

同年五月十日布告

先般浪華より大駕凱旋之節、豐太閤之社御建立被仰出候、抑太閤は撥亂反正翼戴糾合其功績古今に亘り、加之皇威を海外に赫耀し、實運を振起し、萬世人心之模範と相成候段、深御稱譽被遊、先年致敗毀候豊國山之廟更に御再興被仰出候、依つては當時其恩顧を受候後裔は勿論、其英風を仰欽景慕之輩御手傳顯出候者は御差許に相成候間、天下之衆庶能此旨を得候様御沙汰候事、

同社の東に接して大阪府立圖書館あり。大阪府に於ける唯一の圖書館にして、南區鯉谷東の町の富豪住友吉左衛門氏の寄附なり。明治三十二年大阪府に於て教育施設の大計畫あるに際し、大阪府に圖書館を建つるの必要を認めて之を其の一に加へ、翌三十二年二月の臨時府會に提案されたるも、財源に限あるを以て其の豫算は約五萬圓に過ぎざりしが、之を聞きたる同家に於ては、一は多端なる市部

大阪府立圖書館

府費の一部を補ひ、二には府民の爲めに最も有益なる此の盛舉を贊助せんとの趣旨を以て、同年二月建物一式(大約拾五萬圓)及び圖書購入基金五萬圓の寄附を出願しければ、同府は其の財政を補益するのみならず、其の施設に貢献する所少からざる爲め、富豪の一大美學なりとして之を採納せり。依て同家は同年九月建物の建築に着手し、同三十七年二月落成せしを以て、大阪府は其の引渡を受け、同月二十五日開館式を挙げ、翌三月一日より圖書の閲覽を開始せり。總建坪は貳百四拾九坪八合貳勺にして、外面に花崗石・裏積に煉瓦・床梁に鐵材を用ひて建築し、全體の構造は三層より成れり。第一層は製本室・荷解室・食堂並に喫煙室・物置・便所等、第二層は玄關・廣間・新聞雜誌閱覽室・應接室・事務室等、第三層は紀念室・普通閱覽室・特別閱覽室・女子閱覽室・少年閱覽室等に配置せられ、建築總費額は貳拾萬四千圓に達せしといふ。大阪府は寄附者の寄附せる圖書購入基金と、同額の金額を支出して基金と爲し、かつ毎年館費を支出し、特別會計の下に之を管理せり。藏書の数に年と共に多きを加へて、大正十年三月末調に依れば、和漢書拾貳萬八千九百貳拾參冊・洋書壹萬貳千四百拾六冊に達し、閲覽人員も亦年を逐ふて増加し、同九年度中の人員は貳拾萬七千壹百拾五人に及べり、其の文化の進歩に貢献するの大なるを推想すべし。然るに男爵住友吉左衛門氏は、閲覽者逐年増加して館舍著しく狹隘を告げ、多數の閲覽者を收容すること能はざるに至れるは學界の慶事なり、相當の増築を爲し、且設備の擴張を圖り、以て一般閲覽者の利用上に支障なからしむるは緊要のことなり、曩に建物

及び基金を寄附したるの縁故もあればとて、大正六年十二月二十七日更に豫算金參拾萬圓を以て館舎を増築して寄附せんことを出願し、府は之を採納せり。住友家の此の寄附は前回に引繼げる美舉にして篤志の繼承なり。他日竣工の曉には來館者の收容力は今日に倍加し、其の學界に補益するの効は更に一層の大を加ふるならん。

中央公會堂

同館の東に接して中央公會堂あり。南區安堂寺橋通二丁目岩本榮之助氏の寄附に係る壹百萬圓より成れり。同氏は其の父の株式仲買人と爲りてより四十有餘年の刻苦勤勞に依りて、一家を爲したる後を繼ぎたる爲め、其の紀念として遺訓に基き、公共事業に寄附せんとの志を懷きし折柄、明治四十二年の秋米國太平洋沿岸聯合商業會議所の招待に應じ、本邦實業家代表者の渡米團に加はりて渡米せし縁に依り、其の團長たりし男爵澁澤榮一翁に其の使途を一任しければ、翁は大に其の學を贊し、同十四年三月八日來阪して時の大阪府知事高崎親章・同大阪市長植村俊平の兩氏を初め、土居通夫・村山龍平・本山彦一・加藤恒忠・片岡直輝・永田仁助・中橋徳五郎・小山健三・岩下清周・濱崎永三郎・栗山寛一の諸氏に參會を求めて之を發表し、且此の諸氏に使途の撰定を謀りしに、衆議は大阪市に公會堂を建築して之を寄附するの適當なるを認めしかば、財團法人として之を經營するに決し、同年八月十一日登記手續を了へ、理事・監事・顧問・評議員等を置き、大阪市に交渉して敷地を此に定め、建物は指名懸賞競技に付し、其の當選したる工學士岡田信一郎氏の設計に依りて計畫し、辰野工學博

士建築顧問と爲り、大正二年三月九日地鎮祭を行ひ、同年六月二十八日より工事に着手し、同七年十月三十一日竣工せしを以て、翌十一月十七日財團法人より大阪市に引繼の式を了せり。其の構造は耐震耐火にして、様式は復興式中の准バラディヤン式なり。鐵骨・石材・煉瓦造の二階建にして、總建坪數は貳千參百九拾壹坪の廣さを有し、堅牢美觀、一階に大會場・二階に貴賓室・大食堂・中食堂を設くるの外、尙各階及び地下室に大小多數の室を置かる。貴賓室には善美の裝飾を施し、大食堂には五百人の椅子・卓子を備へ、大會堂は參千人を收容し得べし。市は之が使用條例を定めて公私の集會に公開しければ、從來完全なる公會堂のなきに苦みし公衆の集會は、開館以來此に行はれて永く寄附者の惠に浴するに至れり。二階正面玄關左側に銅製の壁記は掲げらる。

大阪市公會堂岩本榮之助君所捐資而管建也、君本市人夙饒先業以商致富、常思盡力公益顯父母名、嘗遊米國觀其俗、樂輸濟業唯恐不逮、意乃決遂捐金壹百萬圓以建斯堂、市會可之、因和地於中之島、大正二年六月起工七年十月告成、層樓複閣規制宏、軒檻連延室堂周飾、於是市人之會集燕樂咸得其所、其惠澤也遠且大矣、乃叙梗概照示來茲、

大正七年十一月

大阪市長 池上 四郎

中の島公園

中の島公園は、前記豊國神社四周の地にして、大阪市の經營に係れり。猫額大の廣さに過ぎざりしも、青松は楚々として全園に扶植せられ、垂柳は其の間に梟々として水風を受け、藤棚は架せられ、噴水池は設けられ、四邊に四阿・共同床几等を設置して、公衆の遊覽に供せられしが、淀川の低水工

事に依りて埋立てられたる山崎鼻以東天神橋上手までの地を、市は内務省より使用の許可を得て之に設備を加へ、以て同公園に接続しければ、塵寰の裡に軼掌せる士女の來りて其の俗腸を洗ふもの群集せり。然るに從來より存したる其の豊國神社西部なる貳千七百參拾坪は、明治四十四年二月二日の市會に於て大阪市役所廳舎建築敷地に議決せられ、翌四十五年四月建築設計を廣く懸賞に依りて募集し、大正六年六月工事實施の本設計に着手し、一等當選者小川陽吉氏の設計を基礎とし、之を現時の市政状態に考へ、且將來の擴張を慮りて其の規模を擴張し、同年十二月準備工事に着手し、同七年四月十三日を以て地鎮祭を施行し、目下其の工事中にあり。建物は高さ七拾六尺・鐵骨混凝土、構造は六階建、建坪は壹千壹百五拾坪・延坪數六千貳百五拾坪にして、工費約貳百七拾萬圓、竣工は大正十年三月の豫定なりといふ。されば市中に比類なき堅牢宏壯の市廳舎は近く現出し、堂島・土佐堀兩川岸頭更に一大偉觀を添ふるならん。

株式會社大阪朝日新聞社は中の島三丁目にあり、帝國に於ける新聞界の權威なり。明治十二年大阪の人木村騰の主唱により、同氏嚴父の出資を受け、津田貞を主幹として、同年一月二十日に發行せしを其の第一號とす。西區江戸堀南通一丁目にありて、舊き格子構の家屋に米國製手摺印刷機一臺を据置き、總振假名入の小新聞たりしも、同年六月同區京町堀通一丁目に移轉改築して稍其の外觀は装はれ、紙面も漸次改良せられたりしが、同十八年六月に至りて現在の所に移轉せり。其の地は舊宇和島

藩藏屋敷の跡にして、當時尙其の建物を存せしかば、其の建物に修理を加へて經營しけるに、社運は漸次發展し、同二十二年六月一日に至りて東京に東京朝日新聞を創刊して双翼の關係を爲し、發行部數大に増加しければ、同二十五年より佛國式輪轉機を使用し、同二十八年大阪・東京の兩社經濟共通の組織を改めて、大阪を村山合名大阪朝日新聞社、東京を村山合名東京朝日新聞社と稱へ、前者の資本金を拾參萬五千圓、後者の資本金を七萬五千圓とせられしも、同四十一年三月復た兩社を合併して合資會社の組織に改め、朝日新聞合資會社と稱へ、大阪を本店・東京を支店と爲し、無限責任社員村山龍平・上野理一兩氏の外に、有限責任社員村山於藤・上野精一の兩氏を加へて六拾萬圓の資本金となる。然るに社の發展に伴ひ、建物の狹隘且不便を感ずるに至りしを以て、新築するに決し、大正三年設計成りければ、敷地を壹千七百貳拾坪に擴張し、建築工事に着手して同五年十月落成せり。様式は英國の様式に最近最も進歩したる亞米利加の復興式を加味し、出來得る限り細部を日本的含蓄と調和を保たしめられたる、耐震耐火鐵骨鐵筋混凝土構造なり。高さは軒高第一階床上より六十五尺・四階建にして其の上に五階を成せる六十五尺の高塔を置かる。貳百九拾貳坪の建坪なれども、其の延坪數は壹千壹百參拾五坪五合を有し、其の設計顧問は工學博士日比忠彦・同武田五一の兩氏なり。同時に延坪壹百貳拾壹坪五合の三階建工場・五百七拾九坪五合の平家建工場・四拾七坪五合の附屬家も新築せられて相連る。設計に注意を加へられたる建物なるを以て、通風・採光の宜しきを得たるは勿論、

最新式の諸設備は隈なく施されて、各擔任部員操業上の敏活に資せらる、現在の建物是れなり。同八年八月一日其の組織は變更せられて、現在の如く株式會社大阪朝日新聞社と改め、資本金を壹百五十萬圓に増額せらる、其の大阪の本店にして東京の支店たるは従前の如し。而して朝日の題名は旭日昇天萬象惟明の義に依りて名づけられしものなりといふ。其の題名は空しからず、創刊以來の發展は旭日冲天の勢なりといふべく、紙面は擴張を加へられ來りしが、大正二年十月十一日より朝刊八頁・夕刊四頁の大新聞となり、其の後なほ段數・行數に改正を加へ、擴張せられて現今の紙面となる。其の發刊は市内版と地方版とに分れ、地方版は更に九州・四國・岡山・廣島・山口・和歌山・大和・愛知・山陰・北陸・東海第一・東海第二に分たれ、尙其の外に京都附録・神戸附録を増刊し、隨時に號外を發行し、日曜附録としてグラフィック添付の計畫あり。讀者は内地は勿論、滿・韓・樺太・臺灣を初め、世界の各地に及べり。創刊當時より着實穩健に社會の進連に適應し來りて、政黨政派に屬せざるを以て、其の論説も穩健着實、報道は極めて敏速なれども浮誇の弊なく、記事の撰擇に注意せられて小事に齷齪たらず、世界の各方面に互りて、通信機關の完備せるは當社の誇りとせる所、紙面の常に活躍充實せるは世人の洽く知れる所にして、挺然木鐸界の重鎮となれり。且社は復た内外人の野球戰・登山會・各種講演會・英語雄辯會・お伽講演會等の開催に盡力して社會を益せるのみならず、國民に外國觀光の便を與へんが爲めに催したる明治四十一年に於ける世界一週會の如き、帝國飛行界

の進歩に資せんが爲めに、主催者となりて同四十四年三月米人マース氏の飛行を城東練兵場に催したるが如き、國家的のことに盡力せり。而して従業者は時によりて増減あるべきも、支店東京朝日新聞の分を除きたる本店の大正八年末に於ける人員は、壹千六拾人に上れりといふ。

鶴の松反
び鶴の松

鶴の松は玉江町一丁目にあり、枝葉繁茂し老幹盤舞して千載の齡を檀にし、其の狀鶴の將に飛翔せんとするに似たるを以て此の名あり。慶長年中福島正則の其の所領安藝國に入らんとせし時、伏見より携へ來りて自邸の側に移植せし二株の内にして、他の一は龜の松(一に龜形松とも云ふ)と呼び、常安町の河岸なる今の大阪醫科大學病院の北手にありて、枝極長く四方に垂れ、其の形の蛸の遊泳せるに似たるを以て俗に蛸の松とも稱せられ、淺野侯は其の藩地より特に扶持米拾石を宛て、保護培養せしめしが、明治維新後に至り保護者を欠きしに依り、大阪市費を以て肥料を施し來りしも、其の効空しくして枯死し、名木の一として鶴の松のみ高等工業學校内に取入れられて、同校本館南西角に存せしが、復た明治四十年九月九日に摧折して、貳拾八圓七拾六錢を以て商人の手に引取られしは惜むべし。

蛸 松

竹鼻 櫻山

龍委蟠屈幾千秋 日夜蒼髯鬱碧流 霞蓋宛如海和尚 不妨今日繫漁舟

大阪醫科大學は常安町より中の島四丁目に跨り、徳川時代に於ける藝州廣島藩及び伊豫今治藩の藏屋敷のありし所にして、廣島藩の藏屋敷は慶長年間に於ける福島正則の邸址ならん。而して當大學の

大阪醫科大
學

濫觴を繚ぬるに、明治二年七月十九日政府は、鈴木町なる舊代官屋敷に醫學所及び病院を設置せしが、同五年秋に至り、文部省は學制の改革に際して之を廢止しければ、有志者は大に病院設置の必要を感じ、鴻池・住友・芝川の諸氏を初の三百餘名相謀りて醜金し、之を寄託して大阪府の設置となされんことを同府に請へり。依て大阪府は其の請を容れ、西本願寺掛所の一部を借り受けて設備を爲し、文部省に交渉して前記醫學所及び病院用たりし器具等を讓受け、翌六年二月より病院を開きて大阪府病院と稱し、翌三月同病院に教授局なるものを置きて、開業醫及び其の子弟を集めて教授せり、即ち當大學の起原にして高橋正純之が長たり。當時教授局に來學せるものは、三百餘名の多きに上りしといふ。かくて次第に發展せしかば北區常安町に地を相して病院の新築に着手し、同十二年落成して之に移轉し、四月一日開院式を行へり。即ち現在の所にして、大阪公立病院と稱せしが、同十三年三月府立大阪病院と改稱し、同時に其の教授局を病院より分離して府立醫學學校と稱し、同十四年一月吉田顯三命せられて病院長兼學校長となる。蘭型醫術は改められて英語科を設け、同十五年十一月學校は甲種醫學學校となりて、其の卒業生は直に開業免狀を授與せらるゝの特權を得、從來の實質は漸く變化して學校を主とするの勢を馴致し、同二十一年大阪病院は終に學校の附屬とせられて、學校は大阪醫學學校と稱し、同二十二年七月清野勇は學校長兼病院長となる。英語科は廢せられて獨逸語科を置き、看護婦養成所を新設し、學科を増加し、日本科の外に豫科を設け、敷地を擴張し、新築・増築を爲して専

ら内容の充實を圖り、同三十四年六月三日大阪府立醫學學校・同病院と改稱し、同三十五年五月現在の學長醫學博士佐多愛彦氏は學校長兼病院長となりて來任し、翌三十六年九月二十二日更に大阪府立高等醫學學校と改稱し、専門學校令に基きて規則を改正し、十月一日より病院を大阪府立高等醫學學校病院と改め、卒業生に初めて大阪醫學學校得業士の稱號を授け、同三十七年四月教諭二名を獨逸に留學せしめて、爾後毎年の例となる。同三十九年に至り更に校舎・病室の大擴張案を立て、豫算金六拾五萬圓を以て繼續事業と爲し、同四十一年より之が工事に着手せしが、學校の發展は日に著しく、同四十二年十一月十日以後の卒業生に對しては大阪高等醫學學校醫學士の稱號を得せしむること、なる。而して同四十五年校舎・病院共に落成しければ其の七月一日落成式を挙げ、教授・治療共に一層其の歩を進むるに至る。大正三年二月二十三日校則の改正を行ひ、豫科の修業年限を延長して高等學校大學豫科と帝國大學醫科大學の課程を并せたるものと同等たらしむ。是れより先、當校は設備及び教團の實力を充實し、以て大學たるの承認を求め來りけるに、文部大臣の承認する所となりて、同四年十月二十八日専門學校令に依りて府立大阪醫科大學と改稱せられ、卒業生を大阪醫科大學醫學士と稱せしめらる。此の大學に昇格の希望は當校十二年來の懸案たりしものなりといふ。然るに同六年二月十九日午後一時四十分、病院に入院せる患者の外來附添看護婦が吸入器の使用を誤りたる爲め火を失し、僅々二時間にして同病院及び學校の本部・豫科教室の全部灰燼と化しければ、其の残れる本科教室に於て

生徒に授業し、患者に診療を加ふると共に、直に再建の議を決し、病院敷地には對岸なる堂島濱通三丁目の官有地・府有地の全部を充て、豫科を分離して郡部に移し、現在の所は全部之を本科敷地に充てんとするの大計畫を立て、其の豫算を金貳百萬圓と定め、先づ其の燒跡に假病院を建設して、大正七年一月以降順次患者を收容し、豊能郡北豊島村大字石橋の待兼山に、參萬四千貳百九拾九坪の地を買収し、豫科の校舎を新築して同八年十月一日より之に移轉せしが、本病院舎は大正七年五月より工事に着手せられて今其の進行中にあり。同病院舎落成の上は、現在の假病院を撤却して、更に豫算案を立て本科校舎の建營に着手せらるべければ、遠からずして輪奐宏壯の建物は堂島川の岸頭に聳ゆるならん。かくて其の事變ありしに拘らず、校運は旭日冲天の勢を以て發展し、同八年三月二十五日卒業生は單に醫學士と稱せしめらるゝことに決し、帝國大學卒業生と名實相等しきものと認められしが、學校は同年十一月二十二日前年發布せる新大學令に依りて認定せられ、大阪醫科大學と改稱して完全なる最高學府に列せり、是れ當大學の大學となる迄に於ける沿革の大要なり。學長・教授以下職員全部の異身同體となりて學生の教授及び患者の治療に全力を注ぎしは、他に多く其の比を見ざるの美風にして、其の漸次發展して大學となりし基因も、亦此に存せるなるべし。而して當大學は別に他の官公立諸大學に其の例を見ざる財團法人を管理せり、即ち財團法人竹尾結核研究所・同鹽見理化學研究所・同山口厚生病院是れなり。竹尾結核研究所は、大正四年十月三日東區南本町三丁目竹尾治右衛

竹尾結核研究所
鹽見理化學研究所

鹽見理化學研究所

山口厚生病院

門氏が、結核研究所を設立して當校に委託管理せしめんが爲め、私財五拾萬圓を提供せしに基けるもにて、堂島濱通三丁目なる當大學附屬病院建設地の側に建設せらる。鹽見理化學研究所は、本校卒業生兵庫縣武庫郡住吉村鹽見政次氏が、大正五年十月六日理化學研究所設置の資に充て以て母校の發展に資せんが爲め、所有財産の半額たる壹百萬圓を寄附せるに基けるものにして、建設場所は今其の撰定中なるも、所員數名は已に同資金に依りて研究の爲め海外に派遣せらる。又山口厚生病院は、大正七年四月四日東區備後町四丁目山口玄洞氏が、同病院設置の爲め其の資として私財五拾萬圓(後八萬圓追加)を提供せしに基けるものにて、堂島濱通三丁目なる當大學附屬病院建設地の一部に建築せられんとして目下其の設計中にあり。何れも篤志家の美學に成れる公益事業にして、其の委託を受けて之が管理に當れる當大學の名譽たると共に、慈悲の治療は施され、且學界の難問題たる結核及び理化學は之に依りて遺憾なく研究せられ得べければ、其の學界に貢獻するの大なるは蓋し測知すべからざるものあらん。

町名及び區畫の變遷表

舊名	町名	名	明治二年	同四年	同五年三月	同日	同八年四月	同九年五月	同十二年	同十三年	同十四年	同十七年
上中の島町	七番組	組一番	五月四日	五月八日	志日改正名	同日	同八年四月	同九年五月	同十二年	同十三年	同十四年	同十七年
		中の島一丁目										
		十六區										
		四小區										
		五小區										
		第六分畫										
		第六聯合										
		第八戶長										
		役場										

舊名	町名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 七日改正	同日	同八年 四月廿日	同九年 五月廿日	同十二年 二月一日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿日	同十七年 七月一日
肥後島町	七番組	七番組	七番組	同	十六區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場
築島町	七番組	七番組	七番組	同	十六區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場
久保島町	七番組	七番組	七番組	同	十七區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場
白子島町	七番組	七番組	七番組	同	十七區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場
西信町	七番組	七番組	七番組	同	十七區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場
常安請所	常安町	七番組	七番組	同	十八區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場
宗是町	七番組	七番組	七番組	同	十七區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場
武藏殿屋敷	本五分一町	七番組	七番組	同	十七區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場
	常安裏町	七番組	七番組	同	十七區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場
	鹽屋六左衛門町	八番組	八番組	同	十八區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場
	次郎兵衛町	八番組	八番組	同	十八區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場
	小倉屋仁兵衛町	八番組	八番組	同	十八區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場
	庄村新四郎町	八番組	八番組	同	十八區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場

第九聯合

(蘆分尋常小學校
設置負擔區域)

安治川上通一丁目・同二丁目・北安治川通一丁目・同二丁目・同三丁目(五ヶ町)

本聯合は安治川の北岸に沿へる帯の如き狭長の地なり。南は同川を隔て、川口町・富島町・南安治川通一丁目・同二丁目・同三丁目に對し、東は下福島三丁目、北は西野田十六町・同兼平町・安井町・西九條上之町・同下之町、西は北安治川通四丁目に接す。貞享元年二月河村瑞軒の九條島を開墾して新川(新堀川と)を通せしに伴ひ、其の兩岸に成りし新地の同川北岸にあるものなり。元祿元年町割のあるに及び新堀一丁目・同二丁目・新川北一丁目・同二丁目・同三丁目と稱したりしが、同十一年四月に至り、新川を安治川、川端の町名を安治川と命名せられしかば、新堀一丁目・同二丁目は安治川上一丁目・同二丁目・新川北一丁目・同北二丁目・同北三丁目は安治川北一丁目・同二丁目・同三丁目と改めらる。安治川新地と呼ばれ堂島新地二十町の内にして、當初は北組・天満組の加郷なりしも、後天満組に屬し來りしが、明治二年五月四日北大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、安治川北三丁目を除くの外は悉く異動せり、即ち安治川上一丁目に同上二丁目の内を加へて安治

淡橋町	八番組	八番組	中の島七丁	十八區	四大區	四大區	五小區	第六分畫	第六聯合	第八戶長 役場
-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	------	------	------------

川通上一丁目、同上二丁目の残部を安治川通上一丁目、安治川北一丁目を兩分して其の一部を安治川通北一丁目、同北一丁目の残部を同北二丁目に加へて安治川通北二丁目、安治川北三丁目を安治川通北三丁目と改稱し、同四十五年二月八日更に安治川通上一丁目・同上二丁目を安治川通上一丁目・同二丁目、安治川通北一丁目・同二丁目・同三丁目を北安治川通一丁目・同二丁目・同三丁目と改稱せらる、現在の各町是れなり。

安治川の開通以前にありては、諸國入津の船舶は傳法港に於て、其の貨物を小舟に積換へ、逆川を溯り富島・古川兩町の間を過ぎて大坂に入りしを以て、傳法は當時海船入泊の要津たりしも、一たび安治川の開通せらるゝに及び、諸國入津の船舶は直に此の新川に依りて大坂市に入るに至りしかば、盛衰忽ち轉じて繁榮を極めし傳法は衰退して、其の船番所の廢止せられたるに反し、本地及び南岸の地は入津船舶輻湊し、從來四貫島にありし船番所を、北一丁目の岸頭に移され、川には帆船林立し、陸には旅舎・問屋等櫛比の巷となり、遂に木津川口と大坂に於ける二大咽喉を爲し、しかも其の盛況は木津川口を凌ぐに至れり。

新地開發の際に於ては其の繁榮策として、茶屋株・風呂屋株・煮賣屋株及び芝居の興行を許可せられしかば、享保の頃に至り、茶屋は茶立女・風呂屋は髪洗女等を置きて、揚屋遊女の形を爲し、初めは上一丁目のみなりしも、文化の初めに及びては下二丁目にも之を置き、其の盛なること上一丁目の上に

安治川の開通に依りて轉換せる航路の影響

出で、天保十三年末に至り、曾根崎新地・道頓堀等と共に飯盛女附旅籠屋を許可し、翌年十月更に旅籠屋を泊茶屋・抱女を飯焼女と稱せしめ、泊茶屋の数を限らずして飯焼女の惣人員を貳百參拾貳人と定められしかば、遂に一派の脂粉場を爲し、船舶入津の地たるを以て、船員・舟子は此に群集しければ、いよ／＼繁榮して世に新堀を以て稱せらるゝに至れり。明治維新の後に及び漸次衰微に傾き、同二十七八年の頃には僅に一兩軒を残すのみとなりて、自然消滅せり。而して此の新堀は他の遊里と異なりて歌妓と娼婦とを兼ね、且其の長ずる者を古瀬と呼び、少なるものを新造と呼べり、新造の稱は新造船の意に出で、古瀬の名は水に因り。此の語は此の地の專稱なりしが、後遂に他の遊里にも用ひられしといふ。

新 塚

發崎 武江

燈火如花俯水流 倚欄媚媚媚含羞 妾心無轉重於錠 夜々不離江上舟

新 塚

竹鼻 櫻山

江流影俯百樓臺 解語花於風面開 誰言客弄烟波去 却是烟波弄客來

町名及び區畫の變遷表

舊 名	町 名	新 名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 七日改正名	同八年 四月五日	同九年 三月十日	同十二年 二月廿二日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿九日	同十七年 七月一日
新堀一丁目	安治川上一丁目	九番町	九番町	九番町	九番町	九番町	九番町	九番町	九番町	九番町	九番町
		安治川通上	安治川通上	安治川通上	安治川通上	安治川通上	安治川通上	安治川通上	安治川通上	安治川通上	安治川通上
		十九區	十九區	十九區	十九區	十九區	十九區	十九區	十九區	十九區	十九區
		四大區	四大區	四大區	四大區	四大區	四大區	四大區	四大區	四大區	四大區
		六小區	六小區	六小區	六小區	六小區	六小區	六小區	六小區	六小區	六小區
		第六分區	第六分區	第六分區	第六分區	第六分區	第六分區	第六分區	第六分區	第六分區	第六分區
		第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合
		第九戶長	第九戶長	第九戶長	第九戶長	第九戶長	第九戶長	第九戶長	第九戶長	第九戶長	第九戶長

舊名	町名	名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 志日改正名	同日	同六年 三月五日	同九年 三月五日	同十二年 二月廿二日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿九日	同十七年 七月一日
同 二丁目	同 上二丁目	九番組	九番組	九番組	九番組	十九區	四大區	四大區	四大區	四大區	第六分書	第十聯合 役場
新川北二丁目	同 北二丁目	九番組	九番組	九番組	九番組	十九區	四大區	四大區	四大區	四大區	第六分書	第九聯合 役場
同 北二丁目	同 北二丁目	九番組	九番組	九番組	九番組	十九區	四大區	四大區	四大區	四大區	第六分書	第七聯合 役場
同 北三丁目	同 北三丁目	九番組	九番組	九番組	九番組	十九區	四大區	四大區	四大區	四大區	第六分書	第九聯合 役場

備考 安治川通上一丁目・二丁目を安治川上通一丁目・二丁目、安治川通北一丁目乃至三丁目を北安治川通一丁目乃至三丁目と明治四十五年二月十四日改稱せられたるは前記の如くなるも、表記し得ざるにつき此に附記す。

第十聯合

(安治川尋常小學
校設置負擔區域)

本聯合は安治川の南岸に沿ひ、同川を隔て、第九聯合の五ヶ町に對す。また狭長の地にして東は川口町・本田一番町・同二番町より南に亘りて同三番町・本田通二丁目・同三丁目・九條北通三丁目・同四丁目・同中通四丁目・北境川町・南境川町・市岡町を経て、西は池山町に接せり。

南安治川通一丁目・同二丁目・同三丁目(三ヶ町)

此の三ヶ町の地は第九聯合の五ヶ町と共に、貞享元年二月河村瑞軒の九條島を開鑿して、新川を通せしに伴ひ、其の兩岸に成りし新地の同川南岸にあるものなり。元祿元年町割のあるに及び、新川南

一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目と稱したりしが、同十一年四月に至り新川を安治川、川端の町名を安治川と命名せられしかば、安治川南一丁目・同南二丁目・同南三丁目・同南四丁目と改めらる。安治川新地と呼ばれ、堂島新地二十町の内に於て、當初は北組・天満組の加郷たりしも、後天満組に屬し來りしが、明治二年五月四日北大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、安治川南一丁目に同南二丁目の内を加へて安治川通南一丁目、同南二丁目の残部に同南三丁目の内を加へて安治川通南二丁目、同南三丁目の残部に同南四丁目を加へて安治川通南三丁目と改稱し、同十四年二月八日更に安治川通南一丁目・同二丁目・同三丁目を南安治川通一丁目・同二丁目・同三丁目と改稱せらる、現在の町名是れなり。

町名及び區畫の變遷表

舊名	町名	名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 志日改正名	同日	同六年 三月五日	同九年 三月五日	同十二年 二月廿二日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿九日	同十七年 七月一日
新川南一丁目	安治川南一丁目	九番組	九番組	九番組	九番組	二十區	四大區	四大區	四大區	四大區	第六分書	第八聯合 役場
同 南二丁目	同 南二丁目	九番組	九番組	九番組	九番組	二十區	四大區	四大區	四大區	四大區	第六分書	第十聯合 役場
同 南三丁目	同 南三丁目	九番組	九番組	九番組	九番組	二十區	四大區	四大區	四大區	四大區	第六分書	第八聯合 役場
同 南四丁目	同 南四丁目	九番組	九番組	九番組	九番組	二十區	四大區	四大區	四大區	四大區	第六分書	第十聯合 役場

備 考 安治川通南一丁目乃至三丁目、明治四十五年二月八日南安治川通一丁目乃至三丁目と改稱せられたるは前記の如くなるも、表記し得ざるにつき此に附記す。

古川町

本町の地はもと九條島の傍なる「かりがね島」と呼びし所なり。元祿十一年開發せられし堀江新地三十三町の内に於て、古川新地の稱あり。町名を古川一丁目・同二丁目に分ち、當初は北組・南組の加郷たりしも、同十六年十一月天満組に屬し來りしが、明治二年五月四日北大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、兩町を合併して單に古川町と改め、同六年十一月十七日古川橋筋の上手新道路即ち親和橋筋を限る古川以南の地を、西大組第二十二區(本田通一丁目乃至三丁目)に編入せられて現況となれり。而して町名は古川の南に沿へるを以て其の名を爲し、古川は安治川開鑿以前に於ける舊河道なるを以て、新川に對するの稱ならん。

今は古川の中津橋より南方電車道に貫通する街路あれども、そは明治以後の開通に係り、以前は中津橋の南詰東西通及び二筋目の西に入る街路のみにて、其れより裏川のがたゞ橋(今裏川に埋立てられて橋なし)に至る間には三條の路次を存して、其の中津橋筋に當れるを抜路次と唱へ、抜路次の西なるを二つ裏・三つ裏と稱せり。而して此の路次は遊所を爲して羅生門又はドクロと呼べり。品格劣等、風習險惡、通行人あれば不意に手を出して其の袂を曳き、強めて遊興せしめずんば已まず、其の畏るべきはなほ茨

羅生門

木童子が東寺の羅生門に潜みて萬夫を攫めるがごとし、故に通行せんとするものは渡邊綱の勇氣と膽力を張らざるべからず、羅生門の名を得しは之が爲めなり。又ドクロは川魚の名なり、石垣又は古杭の間に身を寄せ、釣者來りて綸を垂るれば、忽然躍出で、釣餌を含み、己が石垣又は古杭の間に隠れ去りて釣者を苦むるは、此の地の娼婦が不意に通行人を捉へて之を暗室に誘ひ、以て其の財布を空しうせしむると似たるものあり、是れドクロの名を爲せし所以ならん。天保十三年の禁止令に接したるも、其の後間もなく舊に復し、明治の初年には二十軒足らずの青樓を存し、其の名の奇なると風習の劣惡なるとを以て廣く世に聞えたり。然るに明治二年八月十四日從來の營業者に株を差免して公許されしも、同四年十月限り松島遊廓に引移らしめられて廢絶せり。

町名及び區畫の變遷表

舊 名 町	名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 志日改正名	同八年四月 月五日	同九年九月 月五日	同十二年 二月廿二日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿九日	同十七年 七月一日
かりがね島	古川一丁目	九番組	九組四番	古川町	廿四區	廿六區	第六分畫	第八聯合	第十戶長	役場
同二丁目	九番組	九組四番	古川町	廿四區	廿六區	第六分畫	第八聯合	第十戶長	役場	

富島町

本町の地は、もと安治川と古川との間に介在せる大佛島と呼びし所なり。元祿十一年開發せられし

堀江新地三十三町の内にして、富島新地の稱あり。町名を富島町一丁目・同二丁目に分ち、當初は北組・南組の加郷たりしも、同十六年十一月十七日天満組に屬し、明和元年古川に沿ひし所に築地成りて本地に合す。明治二年五月四日北大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、兩町を合併して單に富島町と稱せらる。而して舊名の大佛島といへるは、貞享の初め南都東大寺大佛殿再建の大勸進として、沙門龍松院公慶來りて此の島に小室を結び、後其身は去りて東都に勸進し、此には從僧無伯を置きて西國方より入津の諸船及び京都・大坂・堺・近郷近在を勸め、檀越の輩此に會合して其の力を盡して法施を集めしより此の名を爲し、また此の島に居りて勸進せし爲めに莫大の淨財集り、其の目的を遂ぐるの富を得たりしかば、富島とも稱するに至りしといふ。

居城所在	氏名	知行高	所在地
長門 萩	松平大膳大夫慶親	參拾六萬九千石	富島二丁目

安治川の開通以來、其の北岸に沿へる第九聯合の五ヶ町と南岸なる本聯合の地は、船舶の輻湊する所となりて、木津川と共に大坂に於ける二大咽喉となりしは、已に第九聯合の條に記せしが如し。而して地の利を得たる此の區域は年を逐ふて益繁榮し、特に西洋型船の航行するに及び、木津川は和船の入津場となり、安治川は西洋型船の入津場たるの傾きを生せしかば、舊時に倍して貨客の一大吞吐

川口

大阪税關

波止場

場となり、其の最も要衝に當れるは富島町にして、俗に川口と呼べり、川口は安治川口の略稱なり。大阪税關を初め、商船會社・其他船問屋・運送店等は此に櫛比し、旅客の集散・貨物の發着は晝夜絶ゆることなく、埠頭は常に人と貨物の山を爲して、繁榮雜鬧を極む。而して大阪税關は、明治元年三月六日此の地に運上所を設けて、川口運上所と稱し、同五月一日開局せしもの其の起原にして、同年六月大阪府に合せしが、同五年六月租稅寮の管轄に移りて大阪税關と改められ、先年築港埠頭に移りしも出張所を此に置かる。又波止場は明治三年に設けて公共の用に供せしものは其の濫觴なり。

- 安治川口即事 長州侯元義
- 南去北來船作叢 津梁架得曲如弓 濕雲半破天収雨 各自蓬窓祈便風
- 尼崎儼舟入坂 額山陽
- 風飄塵花亂櫓聲 一支塞港半時程 忽然轉舵大江口 舟傍萬櫓林底行
- 安治川夜望 竹鼻纒山
- 兩岸紅燈十萬樓 長川點綴彩星流 橋東歌湧橋西笛 中有公侯打鼓舟
- 安治川夜景 筱崎小竹
- 秋潮没岸夜烟生 宿泊檣頭片月明 買客應忘離國遠 娼樓幾處起絃聲
- 舟達浪華 日高如瀾
- 日上登高砂 日傾達浪華 潮枯轉難回 風怒浪滋加 舟泊數千艘 櫓風幾萬家 氣鋒須更動 東海路猶餘

大阪商船株式會社

大阪商船株式會社は明治十七年五月一日の創立なり。已記の如く慶應三年十二月七日開市場となり、翌明治元年七月十五日開港場となりて以來、航運業は長足の進歩を爲し、同十年の西南役に際して隆盛を極めたりしも、役後船舶過剩の傾向を生じ、延いて同業者間の競争は年と共に激烈を極め、同十二年の交に至りては、關西各港間を航海せる汽船は百十餘隻を算し、所有者數も亦七十餘名の多きに上れり。之が爲め互に荷客の爭奪を常とし、汽機は極度に濫使せられ、運賃は低落し、發航期の變易常なく、斯業の信用全く地を拂ふに至れるも、積弊の固結するところ救済するに策なかりしかば、船主を糾合して企業のコトを計り、廣瀬宰平外數名の斡旋に依り、數十の船主相倚り九拾貳隻・壹萬七千噸の汽船を纏めて、資本金壹百貳拾萬圓の株式組織とせしもの即ち當社の起原なり。依て大阪を基點として四國・九州・中國の沿岸に亘る十八線の航路に従事して、關西航運業開發の端緒を開きしも、尙加入せざる船主少からずして、依然競争の態度を持續し、徒に失費多くして收益之に伴はず、船體は老齡使用に堪へ難く、改修・補足の急を告ぐるに至れるも、船舶の改修・補足は經濟の能くする所にあらず、しかも通商交通の便を増進せんとするには片時も猶豫し得べからざりしを以て、政府に具陳して其の保護を仰ぎたるに、同二十一年より向ふ八ヶ年間、一萬三千噸の船舶改修の爲め毎年五萬圓の補助金を下附せられ、且郵便物航送料として、同期間中更に毎年五萬圓の補助を得ること、

なりしかば、業務の整理と船舶の改修とを計りて基礎確立し來れる折柄、同二十七八年戰役に際して社運發展の途に就き、ついで同三十七八年の戰役に際して更に發展し、大正三年七月以來の歐州戰亂に依りて一層著しき發展を爲し、大正八年六月末に於ては、内海近海航路は勿論、遠きは南北亞米利加・南洋・濠洲・印度・亞弗利加及び歐洲等に於ける主要地に亘りて四十八線の定期航路を經營し、所有船舶は壹百貳拾七隻・參拾貳萬五千七拾貳噸餘、小蒸汽船及び石油發動機船參拾隻・八百五拾七噸餘を算し、新造未成の船舶八隻・約六萬噸、同發動機船貳隻・四噸の外に、借入船二十四隻・五萬五千八百拾九噸を使用し、支店二十八・出張員事務所十五・代理店及び荷客取扱店は二百四十餘ヶ所に及び、資本金は五千萬圓に達し、大正七年度中の収入は壹億六千七百八拾七萬壹千四百四拾圓にして、支出金を除きて八千七百貳拾萬七千八百拾參圓の純益金を收め、年六割の配當を爲し、保險積立金・修繕積立金・準備積立金・配當平均準備金・事業擴張資金・船價整理資金・建築準備積立金・海陸員退職手當金及び繰越金を加へて六千六百參萬四千四百四拾貳圓を存し、日本郵船株式會社に次ぎて帝國に於ける海上交通運輸の主要機關を爲せり。

河村瑞軒の紀功碑は、町の西端國津橋の東なる安治川の埠頭にあり。大阪府今日の繁榮は同氏治河の功に負ふ所少からざるを以て、其の功績を表彰せんが爲め、大正四年府知事大久保利武の發意に依り、沿岸有志の醴金を以て、同年八月之が建設に着手し、同年十二月竣成せり、碑石は先年安治川の

河村瑞軒の
紀功碑

て、都島村は其の存在を失へり。而して本地は大阪市に入りて北區に屬し、都島大字善源寺と稱し、同三十三年四月一日更に善源寺町と改稱せらる。

心宗寺
産土神社の
駒繫楠
領主及び區
畫の變遷

心宗寺は字宮の前にあり、以字山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基空性は當地の人なり、寶文四年五月本願寺寂如法主の直弟となり、諸人の協力を以て創建し、文政六年二月二十五世圓乘は檀家の助力に依りて之を再建せり。九拾壹坪の境内に、本堂・庫裏・門を存す。而して其の所在地を宮の前といへるは、隣接地に産土神社のありしに依る。社は應神天皇を祀り、明治五年村社に列したりしが、同四十二年七月九日中野町の郷社櫻宮に合祀せられて今はなきも、其の舊境内なる老楠は、四圍に石柵を繞らされて今もあり。里傳に依れば、此の附近は源賴光の居住せし所に於て、社は長徳年間其の勸請に係り、楠は復た其の自ら植ゑしものなりと爲し、里民は神木として尊重し、駒繫楠と呼べり、渡邊綱の馬を繫ぎしより此の名ありと、稀なる大木にして周圍四丈壹尺・高さ壹百尺の餘に出で、枝幹四方に伸び、樹陰は炎天三伏の候に際し、土民の午睡場たるの觀ありしが、近時工場勃興の爲め煤煙に襲はれて、其の繁茂舊の如くならざるは惜むべし。

本地は延寶七年三月徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となり、同三月一日兵庫裁判所の支配に移り、同五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日更に兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月復た大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第三區二番組に屬し、同八年四月三十日第五大區三小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區三小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第十四分畫に屬し、同十三年七月二日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

善源寺村	六〇七・〇〇〇	五、〇六七	四七三	三、〇三三	四六六	五九、六三三	六九三
舊稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿五年七月 一日現在反別	明治廿五年七月 一日現在人口

澤上江町

本町の地はもと關郡たりしが、後東成郡に屬し、板並莊の内にして澤上江村と稱す。今の澤上江と書せるは、萍を澤に誤れるものにして、尙「かすがえ」と訓せり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、都島村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日大阪市に編入せられて北區に屬し都島大字澤上江と稱せしが、同三十三年四月一日更に澤上江町と改稱せらる。

十五神社は字東にあり、天照皇大神・應神天皇・宇賀御魂神・三十川大神・布留大神・生野大神・松尾大神・小守大神・春日大神・加茂大神・白山大神・大原大神・廣田大神・住吉大神・熊野大神の十五神を合祀せり。由緒は詳ならず。傳説には云ふ、後白河法皇の母恩寺に御幸あらせられしとき、

十五神社

鎮護神として祀り給ひし所なりと。明治五年村社に列し、大正四年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百拾七坪にして、本殿の外に拜殿・社務所を存す。氏地は本町全部にして、例祭は十月二十日なり。

母恩寺

母恩寺は字寺の前にあり、法皇山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊は丈三尺にして恵心僧都の作なりと傳ふ。仁安三年三月十五日後白河法皇の、御母待賢門院御菩提の爲めに開創し給ひし古刹にして、寺名は母后報恩の意に出でしものなりといふ。當時は大伽藍にして寺域の廣さ殆んど一村に及び、寺領として數ヶ所の莊園を寄せられ、寺中には十二の坊舎を有し、皇女之が住職に當られしが、天正年間に至りて兵燹に罹り、興廢數回を重ねて漸次衰頽し、二三尼僧の住せるのみて、時には無住たりしこともありしが、今は五百坪の境内に本堂・裏堂・庫裏・客殿・御供所・表門及び辨天堂を存し、寺中としては奥之坊あり、頽勢已に沮止せられ、依然尼僧住持せり。堂後には老楠鬱蒼し、辨天堂の前には蓮池ありて、開花の交には來賞するもの多し。

鶴塚

鶴塚は東方にあり、もと母恩寺の境内にして、母恩寺の鶴塚と呼べり。同寺鶴塚の由來記に依れば、近衛天皇の仁平三年源頼政勅を奉じて一の怪物を射殺せり、是れ即ち鶴なり、依て洛中洛外を引廻したる後、之を袋に盛りうつぼぶねに乗せて淀川に流せしに、此の地の渚に止まりしかば、其の祟を宥めんが爲め、土中に埋めて鶴塚と稱せり。頼政の放ちし矢の根といへるもの母恩寺に存し、塚上には

一株の楠樹あり。

領主及び區畫の變遷

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、其の後の管轄及び區畫の變遷は、善源寺町に同じ。

澤上江村	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日 町制施行 一日現在人口	町制施行 當時の人口	明治五年十月一日 現在反別 一日現在人口	六六二
	舊	六六二	六六二	六六二	六六二	
	新	六六二	六六二	六六二	六六二	

中野町

本町の地はもと關郡たりしが、後東成郡に屬し榎並莊の内にして中野村と稱す。明治二十二年四月一日町制の施行に際し、都島村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日大阪市に編入せられて北區に屬し、都島大字中野と稱せしが、同三十三年四月一日更に中野町と改稱せらる。字地に宮脇といへるあり。淀川は西邊を通じ、對岸へは淀川橋を以て新川崎町に通じ、源八渡を以て樋之口下之町に達す。橋は先年の創設に係り、渡は中野渡にして一に源八渡ともいふ、天滿の舊源八町に通ずるを以て此の名あり。

源八渡(中野渡)

櫻宮

櫻宮は淀川堤防上の字宮脇にあり、天照皇大神を祀れり。建設の年代は詳ならざるも、もと東成郡野田村の内字宮田といへる所に鎮座ありしが、同所は其の創建の地なりといふ。後、慶長十八年の冬再建せられしも、元和六年大和川の洪水に依り、社殿流出して本地なる社有地に漂着しければ、其の地に社殿を建て、祀りしも、低地なりしを以て寶曆六年更に今の地に遷座し給へり。然るに明治十八年

の洪水に際して社殿大破し、同二十四年再建せられたるもの現在の社殿是れなり。明治五年郷社に列し、同三十九年十二月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十年十一月十三日北野兎我野町の無格社若宮八幡神社(應神天皇・仁徳天皇・皇・菟道稚郎子命)・同四十一年五月二十九日東成郡鯉江町大字新喜多字島崎の村社新喜多神社(仁徳天皇)・同四十二年六月二日同郡城北村大字毛馬字溝口の同八幡大神宮(應神天皇)・同年七月九日善源寺町字八幡の産土神社(應神天皇)を合祀せらる。合祀社中に於ける若宮八幡神社は、社記に依れば聖徳太子の初めて其の地に祭り給ひし舊社にして、河原左大臣源融の貞觀年間太融寺を建立あるに際し、中島庄の黎民眼疾を患ふるもの多く、同公も亦眼疾ありける折柄、八幡大神の靈告に依りて同社祭神に參拜ありしに、眼病忽ち平癒したるを以て、喜びの餘り目神と書したる大額を奉納せられ、石の鳥居に掲げらる、故に世人目神社と稱するに至れり、攝津名所圖會に目神八幡神と記せるは即ち當社にして、曆應年中以來數度の類焼に罹り、神寶・舊記等悉く烏有と化せり、宮地はもと壹町四方にて、祭式は春・夏・秋の三季に擧げられ、京都の御室御所より神饌料の供御あり、神殿には菊の御紋章附の提燈壹對を寄せられて、明治維新前まで繼續せりと。又毛馬の八幡大神宮は、同社記に依れば貞觀元年八月南都大安寺の行教和尚、宇佐八幡宮よりの歸路、暴風雨の爲め殿川洪水漲りて浪波高かりしかば、毛馬村の地に上陸して茅屋に入り、以て風雨を凌ぎたるも容易に息まざりしかば、神籬を立て、八幡大神に懇禱ありしに、神感ありて次第に鎮靜せり。依て同和尚は舟に乗りて上洛し、奏問の結果男山

に八幡社の鎮座ありければ、里民同和尚の神籬を立てし大樹の下に社殿を建立し、同八幡大神を勸請して産土八幡宮と崇敬し來りしものなりといふ。境内は五百五拾坪參合六勺にして、本殿の外に拜殿・神樂所・繪馬舎・社務所を存し、末社に菅原神社・相殿社・稻荷神社あり。氏地は本町及び東野田町・網島町・相生町・野田町・新喜多町・善源寺町・東成郡鯉江町大字新喜多・同郡城北村大字毛馬にして、例祭は七月二十六日なり。

櫻宮堤防

社は淀川の清流を隔て、西北は新川崎町の造幣局及び泉布觀を望み、東は曠野遠く連りて遙に生駒・飯盛の翠巒に對し、南は大阪城樓を樹木參差の間に仰ぎ、風光の美しいふべからず。殊に其の堤防には櫻樹ありて、彌生の花盛に至れば、對岸の木村堤と其の艶を競ひ、花影は淀川の清流に浮び、其の景響ふるに物なかりしが、造幣局建設の際伐採せられて舊時の觀を失ひしも、なほ開花の季に至れば遊子は群を爲せり。又菜花の候には、附近の田圃は一面の黄金界と化し、中秋の觀月には前川に銀波を湧かし、後堤に虫聲唧々、嚴冬の積雪には滿野水晶界となりて四時の景備れり。其の地は復た水豊臣秀吉は汲みて點茶の料となさしめ、爾來雅人の賞し來りしものなりといふ。然るに河川整理の爲め此の灣を失ひ、今は只田能村直人の建てし青灣の銘ある標石を留むるのみ。

夏之日櫻社朝望

月射江心遊釣船 孤亭斜在網洲前 耕牛隔柳過煙岸 菓盤出森飛水田 列岳風回開宿霧 層城樹密接涼天 此時若使丹青寫
倚檻同遊亦共傳

春夜櫻祠即事

落花江水欲流春 皎々空中孤月輪 如此春江花月夜 何堪酒醒對離人

櫻祠

兩岸輕風花又花 礪烟掩樹浩無涯 一川蕩々泛香去 遍遶浪華十萬家

櫻祠

晚維輕柳倚垂楊 領得波塘五月涼 一飽旗亭宿葉飯 吟詩口吻有餘香

色かばる下葉よりこぞ散にけれ櫻の宮の秋の初かせ

船よせてあくまで春は遊ばなん櫻の宮の花の木のもこ

ちりながら流れもやらて網島にかゝる櫻の宮の春風

花に風かゝるく来てふけ酒の泡

藤井竹外

竹鼻巖山

夜崎小竹

直好

國美

正裕

嵐雪

淨光寺

淨光寺は部落内にあり、紫雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならずれども、本堂の棟札に寶永七年三月廿七日と記すれば同年ならんか。境内は壹百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏及び小門を存す。

高槻島水源

大阪市上水道櫻宮水源地の址は淀川の左岸にあり。其の區域は本地及び大字澤上江に亘れる四萬七

千四百八坪の面積にして、大阪市營上水道最初の水源地なり。其の此の地に水源地を設けて上水道の敷設せられしは、良好の飲料水を市民に供給し、兼て其の高壓力を利用して火災消防の完全を期するにあり。由來大阪市街地の多くは、淀川の末流に當れる沖積地なるを以て、飲料に適する清水に乏しく、明治二十六年四月より同二十七年三月に至る調査に依は、全市の井水は參萬八千七百七個の多きに上れるも、其の内飲料に適するものは僅に壹千八百參拾八個に過ぎざりしといへば、飲料水不良の爲め市民の衛生は害せられ、傳染病の流行は免れ得ざりしならん。依て大阪府は明治十三年宮内省より下賜せられたる衛生資金を以て、上水道工事の計畫に着手せんとしたるも、其の事業の偉大なる、殊に高壓力の如きは、當時本邦創始の技術なりしを以て、之が決行を見る能はざりしが、明治十九年虎列拉病の大流行を極むるに及び、府知事建野郷三は水道敷設の忽諸に附すべからざるを慮り、時の神奈川縣備工師英國工兵大佐エツチ・バーマーを招請して水道敷設の計畫を託し、バーマーは同年十月より翌二十年五月に亘りて之れが調査を遂げ、一部の計畫報告書を提出しけるに、建野府知事は其の計畫を是とし、工費貳百五拾萬圓を公借金として汎く民間に募集することとし、政府に稟請して其の實施を期したりしも、當時大阪市内は明治十八年に於ける大洪水并に惡疫流行の後を承けて、財界未だ恢復せざりし際なりしかば、機運熟せず、復た遂に其の實施を見るに及ばずして止り。

然るに、明治二十三年九月再び虎列拉病は全市を襲ひ、同月三日復た西區の新村に大火災ありしか

ば、衛生及び防火の両面より、上水道敷設の急は市民の間に高唱せられ、大阪私立衛生會々頭西村拾三は、同月十六日會員并に賛成員貳百拾參名を代表して、大阪市上下水道改良工事急施希望の建議書を市參事會に提出し、市參事會は直に同建議を納れ、先づ上水道敷設の議を決し、明治二十四年度より向ふ三ヶ年間の繼續事業として總工費貳百五拾萬圓の豫算案を編成し、同年九月二十五日市會の決議を経て、同月二十六日内務大臣に呈願し、同年十月三日認可せられ、ついで工費中に國庫より七拾五萬圓を補助(明治二十四年より向ふ十五年間毎年五萬圓宛)する旨を達せられしかば、同補助金、及び設計變更に依れる更正議案、及び之に伴ふ諸案を市會に提出し、市會の決議を経て内務大臣の認可を得、用地買収・用品購入・其の他諸般の準備を整へ、同二十五年八月一日大阪城内貯水池の工事に着手し、同年九月二十三日當水源池の工事を起し、同二十六年八月送水管の敷設に着手し、工程豫定の如く進みて、同二十八年十月三十一日全部竣工し、同年十一月十三日を以て通水式を挙げたるもの、是れ大阪に於ける上水道敷設の嚆矢なり、工費總額は貳百五拾六萬參千貳百七拾圓四錢なりしといふ。其の設備は水源地に長さ參百參拾尺・幅貳百四拾尺・水深平均拾六尺の沈澱池四個、長さ壹百八拾貳尺・幅壹百五拾壹尺深さ七尺四寸の瀘過池八個を設け、二基の取水塔・參臺の取水唧筒・五臺の送水唧筒を置き、唧筒力を以て唧筒室を距る壹萬參千尺にして、唧筒吸水井の水面以上壹百貳拾尺の高さを有する大阪城天守臺下東側の貯水池に送水せらる。其の送水管は送水唧筒より大手門外辨室までは貳拾六吋管二條、同辨室

よりは參拾吋管一條となりて貯水池に達し、同貯水池に入りたる水は更に自然流下に依り、參拾六吋配水管一條によりて再び辨室に入り、同辨室より貳拾四吋管一條・貳拾貳吋管二條・貳拾吋管一條・計四條の市内配水本管となり、以下街路を過ぐるに従ひて各遞減し、貳拾貳吋・貳拾吋・拾六吋・拾四吋となる。配水本管は配水支管を分ちて、配水支管は拾貳吋・拾吋・九吋・八吋・六吋・五吋・參吋半の七種なり。配水管の總延長は八拾貳里貳拾貳町貳拾參間餘にして、約五拾間毎に防火栓を設置し、以て火災の防禦に備へらる。依て市民は甫めて純良なる飲料水と、高壓力を有する防火用水を得て、生命の危険を救済せられ、財産の安固を確保せらるゝに至れり。

其の給水量は、明治二十四年末の現在人口四拾八萬參千壹百七拾八人を基礎として、六拾壹萬人に給水するの程度に止め、他日の必要に依りて更に八拾萬人の需用に應ずべき擴張の餘裕を存したりしが、同三十年四月一日接續町村の編入に依りて、人口は八拾貳萬壹千貳百參拾五人を算しければ、其の擴張の餘裕あるを利用して、配水管増設の計畫を爲し、工費豫算金八拾六萬八千參百六圓八拾貳錢七厘を計上し、明治三十三年度より同三十五年度に至る三ヶ年度繼續事業とし、同三十二年十二月二十二日市會の協賛を求め、同三十三年三月三日内務大臣の認可を得て、直に準備に着手したるに、前年以來ベスト病流行の兆ありし爲め、之が豫防策として竣成期を明治三十四年十二月末に繰上ぐべき其の筋の内命に接し、且一面大阪私立衛生會より速成の建議書を提出して之を促しければ、竣成期を

短縮するに決し、其の結果拾萬四千參百四圓壹錢の工費増額を要し、更に其の更止豫算に對する市會の決議を經、内務大臣に認可せられて八萬貳千圓の國庫補助を得、工事に着手して豫定の如く明治三十四年十二月初旬全部竣成せり。其の敷設したる鐵管は拾貳吋・拾吋・八吋・六吋・五吋・四吋・參吋半の七種、延長參拾五里參拾壹町四拾七間にして、工費決算額は八拾八萬壹千九百參拾壹圓拾九錢八厘なり。之が爲め市内給水管の延長は、初期敷設以後年々幾分増設せるものを併せて壹百貳拾里餘を算し、新市も舊市と同じく給水せられ、其の給水量は八拾萬人の需用に應じたりしも、市内人口の増加は年と共に其の率を増進し、明治三十五年より夏季の給水に不足を告げ、同年以後年々斷水の已むなきに至りければ、水源地擴張の議起り、明治四十年に至りて西成郡西中島村大字柴島に水源地を設定するの議決し、同四十一年一月より工事に着手せられたるも、其の竣成するまでには數年の歳月を要し、其の間人口は年々増加して益給水の不足を生ずべきを以て、之が應急處置として同四十一年十二月十八日内務大臣の許可を得、同四十一年度及び同四十二年度に於て、水道繰越金及び給水料中より工費を支出し、當水源地唧筒室より城内貯水池に至る間に、新に拾六吋送水管一條を増設し、同時に水源地にも應急装置を施し、明治四十二年六月二十日を以て全部竣成せり、其の工費決算額は六萬四千九百參拾八圓六拾參錢貳厘なり。其の結果給水量増加し、同年中の斷水は前年度即ち明治四十一年の二百六十二回に比し、僅に六十七回に止まるを得しが、當水源地に於ても亦之に應じ、工費五

拾九萬七百參拾圓六拾參錢七厘を投じて、長さ參百六拾尺・幅參百參拾尺・深さ拾六尺の沈澱池壹個、長さ壹百八拾貳尺・幅壹百五拾壹尺・深さ七尺四寸の濾過池貳個、長さ參百五拾尺・幅壹百八拾貳尺・深さ八尺の濾過池壹個、送水唧筒四臺の増設、及び取水唧筒參臺の取替・同貳臺の増設、汽鑿六臺の増設・同拾臺の取替、煙突貳基の増設を爲せり。然るに當水源地は創始以來已に年月を經過したる結果、設備漸く頽廢し、河水は沿岸工場の勃興に依りて水質を害し、水源地として適當ならざるに至りしを以て、柴島水源地の設備加はるを機とし、大正四年より休止し、大正九年十二月二十五日に至りて遂に廢止せらる。然れども大阪市に於ける最初の水源地たりしを以て、櫻宮水源地の名は市民の腦裏に深く印象せり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初の新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月復た大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第三區一番組に屬し、同八年四月三十日第五大區三小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區三小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第十四分畫に屬し、同十三年七月二日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

領主及び區畫の變遷

舊	稱	舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿年七月 一日現在反別	明治廿年七月 一日現在人口
中	野	村	三六九六〇	三六九六〇	三六九六〇	一七六	三六九六〇	三六九六〇	三六九六〇	三六九六〇

北野聯合

(北野川崎常小學校設置負担區域)

本聯合は北區の北部にあり。東は淀川に沿ひ、南は新川崎町・天満橋筋四丁目・空心町二丁目・松ヶ枝町・紅梅町・天神橋筋三丁目・同四丁目・末廣町・綿屋町・西堀川町・富田町・木幡町・老松町二丁目・同三丁目・曾根崎上一丁目・同上 丁目・同中一丁目・同中二丁目・東梅田町・梅田町に接し、西は北梅田町より北に亘りて西成郡鷺洲町の浦江・中津町の下三番・豊崎町の本庄及び南長柄に界せり。

- 東寺町・南同心町一丁目・同二丁目・與力町一丁目・同二丁目・北同心町一丁目・同二丁目・天満橋筋五丁目・天満橋筋西一丁目・同二丁目・天神橋筋五丁目・同六丁目・天神橋筋東一丁目・同二丁目・天神橋筋西一丁目・同二丁目・西寺町一丁目・東梅ヶ枝町 (十八ヶ町)

此の十八ヶ町の地は、もと西成郡豊崎村大字川崎の内なり。明治三十年四月一日同大字の内字西流

山惡水路以南の地を大阪市に編入せられしもの即ち本地にして、其餘は依然西成郡豊崎村にあり。故に大阪市の編入せられし以前の領主及び區畫の變遷等は、同大字の條に記する所の如し。而して本地は、大阪市の編入せられて北區に屬し、西成川崎と稱せしが、同三十三年四月一日從來の地名を廢し、更に地區を按排して新に町名を設定せり、即ち字東寺町及び同寺町の反別貳町貳反七畝貳拾四歩を區域として東寺町、字南町東の反別貳町貳反參畝拾九歩を區域として南同心町一丁目、字南町西の反別壹町八反九畝貳拾六歩を區域として南同心町二丁目、字西町東の反別參町參反八畝貳拾歩を區域として與力町一丁目、字西町の反別參町壹畝參歩を區域として與力町二丁目、字北町東の反別貳町參反七畝七歩を區域として北同心町一丁目、字北町西・同夫婦池の反別參町參反壹畝拾歩を區域として北同心町二丁目、字外島・同源八・同花の蔭・同花蔭の反別貳町六反壹畝貳拾貳歩を區域として天満橋筋五丁目、字南小家場・同南小屋場・同東小家場・同東小屋場の反別四町貳反九畝貳歩を區域として天満橋筋西一丁目、字觀音寺・同七村の反別參町五反八畝拾九歩を區域として天満橋筋西二丁目、字西小家場・同天滿山の反別貳町壹反四畝貳拾貳歩を區域として天神橋筋東一丁目、字池田町東裏・同白壁の反別參町四反貳畝九歩を區域として天神橋筋東二丁目、字新宅の反別八反四畝貳拾四歩を區域として天神橋筋五丁目、字六十間・同六拾間・同北太夫殿・同西流山の反別五町六反八畝貳拾貳歩を區域として天神橋筋六丁目、字陣屋前・同陣屋敷・同堀留の反別七町壹反貳畝拾歩を區域として天神橋

筒西一丁目、字池田町西裏 同新宅西・同新難波地・同南太夫殿の反別五町八反九畝壹歩を區域として
天神橋筋西二丁目、字アドエ・同アトエ・同北野口・同藏人の反別壹町五反九畝貳拾八歩を區域とし
て西寺町一丁目、字梅ヶ枝・同砂原・同才田の反別參町貳反參畝六歩を區域として東梅ヶ枝町と改稱
せらる、現在の各町是れなり。

各町の内には所屬地の異動せるものあり、即ち東梅ヶ枝町の内なる字砂原はもと砂原屋敷と稱し、
天明八年天満組に屬して一町を爲したりしが、明治二年五月四日同町の内なる字才田の舊檜村屋敷及
び五箇所請負地・天神橋筋西一丁目の内なる堀川堤・北同心町二丁目の内なる舊夫婦池の四ヶ所も共
に一町に數へられて、砂原屋敷・檜村屋敷・五箇所請負地は十一番組、堀川堤・夫婦池は十五番組た
り。然るに同四年五月八日ともに町數より省かれて、砂原屋敷・檜村屋敷・五箇所請負地はと組三番
の附屬地、堀川堤はと組二番の附屬地、夫婦池はは組三番の附屬地となり、同五年三月十七日砂原屋
敷・檜村屋敷・五箇所請負地・堀川堤は第九區の附屬地、夫婦池は第八區の附屬地たり。同六年十一
月十七日市郡境界の定めらるゝに及び、砂原屋敷・五箇所請負地・夫婦池は川崎村に入りしも、檜村
屋敷のみは、西寺町の内なる冷雲院・幡龍寺・大林寺・西福寺・龍淵寺と共に北野村に編入せられし
が、其の交換せられて川崎村に入りしは明治十九年の頃なり。而して砂原屋敷は豊臣氏時代には小堀
遠江守の邸内にして數寄雅觀を極め、花の井は當時花事に用ひし清水なりといふ。明治四十一年十月

砂原屋敷
檜村屋敷
五箇所請負
地
堀川堤
夫婦池

天満山

葎原墓地

十二日天満橋筋西四丁目の天神社に合祀せられし稻荷神社も此に祭られ、徳川時代の末期には角力場
ありて、之に隣れる檜村屋敷の能舞臺に對せり。檜村屋敷は安永二年の遊所名中に其の名見ゆれば、
當時遊所のありし所なるべし。

天神橋筋東一丁目の字天満山は長吏の居りし四個所の一にして、南同心町一丁目・同二丁目・與力
町一丁目・同二丁目・北同心町一丁目・同二丁目は町奉行所屬與力同心の邸地たり。東寺町及び西寺
町一丁目は、西寺町二丁目に亘りて後に記するが如く、元和の初年に諸寺院を集められたる天満村に
當り、同寺院の移轉と同時に、天満の各町に介在せる墓地を移轉せられしは、天神橋六丁目の葎原墓地
是れなり。墓は大坂七墓の一に數へられ來りしも、他に移轉せられて今はなし。而して同所は復た新
町に移りて傾城町の一となりし吉原町の舊地ならん。

藏屋敷

居城所在	氏名	知行高	所在
	(寄合衆能勢熊之助が)	四千八石	夫婦池

東寺町及び西寺町一丁目は、西方西寺町二丁目に亘れる寺院地にして、元和の初年一向宗の末寺を
除き、市中及び接近村落に散在せる諸寺院を、小橋村・東西高津村、及び天満村に集められし時の天
満村にして、今も尙左記の如くに寺院櫛比せり。故に今便宜の爲め各町別に之を掲記せん。

専念寺

靈屋

岸田素屋の墓

大信寺

東寺町

専念寺は同町の東端にあり、聚松山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十一年三月五日大坂松江町に於て眞蓮社天譽滴翠和尚の創建なり。元和二年當所に移りしが、享保九年・寛政四年・天保八年の三回火災に罹りて焼失し、現今の堂宇は天保の災後十七世大眞の再建なり。境内は四百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・藥醫門を存す。外に藥師堂及び靈屋あり。靈屋は承應二年將軍秀忠(台徳院)の二十三回忌に當り、城代小野出羽守・定番保科彈正忠・安部攝津守・町奉行松平隼人正・曾我丹波守より江戸に申立で、其の下知に依り當寺三世雪溪に命じて建てし所なり。此の靈屋あるが爲め、當寺は其の再建・修繕等の折には、三郷及び町續の在方へ相對勸化を許され、靈屋は特に大切に取扱はれて、其の修繕費等は同じく勸化せられ、三郷惣年寄の參拜は年中行事と一となれり。文化五年十一月三郷惣年寄よりの書上に、天王寺・専念寺・建長寺・御宮・御靈屋へ差上ぐる金幣御香奠の鳥目代を、石掛出銀の部に記するを以て見れば、香奠の鳥目代は之を三郷の石高に賦課せしものなるを知るべし。先代將軍の年忌法要は當寺に於て營まれ、徳川幕府と深き因縁の所にして、慶應元年長州征伐の際には、老中松平宗秀當寺に宿せり。墓地に岸田素屋の墓あり、素屋は正風俳諧に於ける近來の大家なり。

大信寺は専念寺の西にあり、妙法山本覺院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十年三月朔眞譽上人の開創なり。當時は備前島にありしが、元和五年二世林譽當所に移轉し、天保八年二月類焼に罹り、安政三年檀中の寄財を以て再建せり。境内は貳百拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・表門を存す。

運潮寺は大信寺の西にあり、榮補山歸命院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿四年五月天満川崎に於て運潮の開創せし所なり。今も其の地を寺屋敷といへり。後、天神裏門筋に移り慶長十九年大坂亂の節、本尊及び諸具を携へて京都の歸命院に去りしも、元和三年諸寺院屋敷配領の時、大坂に歸りて當所に移る、三世閑譽の代なり。天保八年二月類焼に罹りて、記録等に至るまで亡失し、其の後漸次堂宇を再建して今に至る。境内は參百八拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・鐘樓・表門を存す。

龍海寺は運潮寺の西にあり、蓬萊山と號し、越前府中の曹洞宗金剛院末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。所傳に依れば、龜州宗鶴和尚の開基・豊臣秀吉の創立なり。天正年間秀吉の柴田勝家と戦ひて越前の府中を通行せし際、當時金剛院住職たりし龜州は之を迎へて茶並に蕎麥を供せしかば、其の縁故によりて凱陣の歸路同院に一泊し、爾來寵遇淺からざりしが、大坂築城の後、秀吉は天正十二年四月二十五日當所に堂宇を創立して龜州を開基と爲し、寺號を龍海寺と附して自筆の額を納め、龜州は秋葉三尺坊を信仰せしを以て、常に之を火防和尚と呼べり。徳川時代に於て當寺より年々大坂城内・兩

運潮寺

龍海寺

町奉行所・諸劇場等へ秋葉三尺坊火防の寶牘を配布するを例と爲せしは、此の因由ありしに依れり。龜州は當寺に住すること四十年の久しきに亘りしが、元和九年九月十三日示寂せり。然れども舊記及び秀吉自筆の額等は、享保・天保兩度の火災に堂宇と共に焼亡して今はなし。境内は四百參拾四坪を有し、本堂・庫裏・客室・傳廊下・藥醫門、及び鎮守堂・地藏堂・吒枳尼天堂を存す。本堂・庫裏は大正三年十月十二日落成の再建なり。

瑞光寺

瑞光寺は龍海寺の西にあり、祥雲山と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦如來を本尊とす。寛永三年分外禪師の開創なり。其の後屢類焼に罹り、傳記焼亡して寺歴詳ならず、文久三年二月十世遂庵檀家と協力して之を再建せり。境内は壹百八拾八坪を有し。本堂・庫裏・玄關・土藏・藥醫門を存す。

長徳寺

長徳寺は瑞光寺の西にあり、峯林山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月詳ならず。元和二年三月五日開基圓譽周珍和尚天滿橋北詰札の辻より當所に移轉し、天保八年二月類焼に罹り、檀中の協力にて再建せり。境内は貳百七坪を有し。本堂・庫裏・書院・土藏・門を存す。外に地藏堂あり。

九品寺

九品寺は長徳寺の西にあり、増輝山無量壽院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。僧正行基の開創にして禪宗なりしが、天正十一年三月住職念譽上人淨土宗に改む。天保八年二月類焼に罹りて焼失し、檀家の協力を以て再建せり。境内は參百九拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關

を存す。墓地に二東生梯及び五井持軒の墓あり、持軒は蘭州の父なり。

二東生梯・五井持軒墓
寶珠院

寶珠院は九品寺の西にあり、菅原山天滿寺と號し、眞言宗御室派仁和寺末にして大日如來を本尊とす。縁起に依れば弘仁年中空海の開基なり、同年中空海の紀伊國伊都郡高野山章創の頃、平安城の東寺より往來するに際し、暫く此の地に安居して駄都秘法を練習せし所にして、後、其の十弟子の一人たる室生山堅惠阿闍梨跡を追慕し來りて駄都法を修し、菅原道眞は其の靈地たるを以て清和天皇に奏請したるに、天皇は東・西天滿郷を以て寺領に寄せ給ひ、後、後小松天皇も此の因由を聞召されて、應永三年二月朔當國豐島郡及び大和國添上郡の莊園を寄せ給ひしが、星霜相重り幾變遷して今に至る。境内は四百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏・上書院・書院・廊下・土藏・表門を存す。外に鎮守堂・觀音堂・辨天堂・地藏堂あり。

栗東寺

栗東寺は寶珠院の西にあり、寶樹山と號し、鹿兒島曹洞宗福昌寺末にして釋迦如來を本尊とす。天正十八年福昌寺二十四世東屋清春和尚の創建なり。天保八年二月類焼に罹り、古記録等焼失して寺歴詳ならず。其の後檀家の喜捨財を以て再建せり。境内は參百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・座敷・經藏・寶庫・藥醫門及び開山堂・觀音堂・鎮守堂を存す。墓地に混沌詩社の一人たる葛子琴の墓あり。

葛子琴の墓
天徳寺
筱崎三島・同小竹・同

天徳寺は栗東寺の西にあり、仙境山と號し、曹洞宗總持寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。天正元年總持寺二世峩山の末孫龍室秀曇大和尚の創建なり。天保八年二月類焼に罹り、古記焼失して寺歴詳

竹蔭及び後
藤松陰・同
箕山・同桐
坪・今泉芝
軒の墓

ならず。其の後檀家の喜捨財を以て再建せり。境内は參百九拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏・藥醫門、及び大師堂・十一面堂を存す。墓地に彼崎三島・同小竹・同竹陰・後藤松陰・同箕山・同桐坪・今泉芝軒の墓あり。

善導寺

善導寺は天徳寺の西にあり、悟眞山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿元年五月心蓮社傳譽上人の開創なり。天保八年二月十九日焼失し、檀徒の協力を以て再建せり。境内は參百九拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・鐘樓・表門を存す。外に觀音堂・鎮守堂・藥師堂あり。

超泉寺

超泉寺は善導寺の西にあり、岸龜山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿三年四月八日他力の寄財を以て勝譽清林の開創なり。天保八年二月十九日類焼に罹りて焼失し、弘化四年檀中の寄財を以て再建せり。境内は貳百九拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・藥醫門を存す。外に地藏堂・觀音堂あり。

大鏡寺

大鏡寺は超泉寺の西にあり、明耀山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿二年三蓮社心譽上人の開創なり。天保五年七月・同八年二月の兩度火災に罹りて焼失し、檀徒の協力を以て之を再建せり。境内は五百四拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・座敷・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

西寺町一丁目

冷雲院

冷雲院は同町の東端字アトエにあり、松景山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿四年光蓮社靈譽上人義空和尚の開創なり。天保五年類焼に罹り、同十二年十五世神譽檀家の寄財を以て再營し、弘化年中十六世三譽更に本堂を再建せり。境内は五百拾參坪を有し、本堂・庫裏・信徒集會所・土藏を存す。外に地藏堂あり。

幡龍寺

幡龍寺は冷雲院の西にあり、感應山瑞雲院と號し、淨土宗金戒光明寺の末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月詳ならず。元和元年正月順應之を中興再建し來りしが、天保五年七月類焼に罹りて古記録を失ひ寺歴詳ならざれども、往時は長相寺と稱したりしを、後今の寺名に改めしと傳ふ。境内は貳百參拾貳坪八合六勺を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・藥醫門・長屋門を存す。外に觀音堂あり。

大林寺

大林寺は幡龍寺の西にあり、松高山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長元年檀家の協力を以て寶譽上人の開創なり。享保九年三月・寛政四年五月の兩度回祿に罹り、其の都度再建したるも、天保五年七月復た火災に罹りて灰燼となり、今の堂宇は其の翌六年五月十世猛譽の檀家と協力して造營せしものなり。境内は四百八拾五坪貳合八勺を有し、本堂・庫裏・玄關・書院・小書院・土藏・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。

西福寺

西福寺は大林寺の西字藏人にあり、易往山淨土院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊と

す。幡隨意上人の弟子魯念和尚の創立なり。同和尚は相州三浦の人にて、大助義明の末裔なり、慶長十七年師上人西肥邪宗退治の事を終りて、同年二月下旬大坂に歸り、舊知の家に止宿せし際、魯念に向ひて、此の地は日本一繁榮の所なれば、汝は此に留りて本願の深旨を弘通すべく、之が爲めには一寺を建立して易往山淨土院西福寺と名づくべしとありしかば、魯念は師の命に従ひて同年三月草廬を結び、千日の念佛を修し、本願の深意を勸のけるに、聽法歸依する者漸次多きを加へ、念佛するもの益増加せり。然るに元和の役後、諸宗諸僧の市中に雜居することを禁せられ、地を當所に與へられ、永く除地たるの命に接したるを以て、此に移轉し、爾來法燈相承けて今に至る。境内は五百五拾六坪參勺を有し、本堂・庫裏・座敷・小座敷・樓鐘堂・藥醫門を存す。外に福知堂あり。

西山宗因の墓

西山宗因の墓は同西福寺内にあり。宗因は肥後加藤家の臣にして、名は豊一・通稱は二耶・宗因は其の號なり。外に西翁・梅翁・梅花翁・野梅翁・一幽子・忘吾齋・向榮庵・有芳庵等の號あり。初め連歌を昌琢に學び、俳諧は荒木田守武の風を慕ひ、又紹純の門に入り、後、一家の格調を創始せり。天滿天神社内に向榮庵を結び、俳諧を以て世に鳴れり。其の俳諧は檀林風と稱し、新句意を尙び、洒脱の辭を用ひて一世を披靡せしめ、其の歿後二年即ち貞享元年江戸に開きし芭蕉の正風に對して、海内の俳壇を二分せり。著述の俳書に二十日草・四人法師・十會集・たうからし百韻・雨吟集・獨吟集・ひるかみ等あり。又畫を善くして筆致洒脱せり。妻は法眼探幽の女なり。天和二年三月二十八日七

森狙仙・同周峯の墓

十八歳を以て歿し、遺骸は江戸谷中日暮里の養源寺に葬らる。此の碑は貞享二年其の子宗春の建設にして、表面に實省宗因法師觀光昌察處士と刻せり。井原西鶴・岡西惟中・前川由平・田代松意・菅野谷高政等は、其の門に出でし秀才なり。又森狙仙・同周峯兄弟の墓あり、一鳳の建設なり。一鳳は徹山の後を承け、徹山は狙仙の義子なり、何れも其の位牌を同寺に存す。狙仙・周峯・徹山・一鳳共に浪華丹青界の巨擘なり。

朝夕の人	もめ	つら	しけ	さの	春	宗	因
夏の夜	や東	はなし	に月	は西	同		
花て候	名を	は申	すま	ひの	袖	同	

龍淵寺

龍淵寺は西福寺の西にあり、松濤山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十九年二月傳譽上人の開創なり。天保五年七月回祿に遭ひ、安政五年に至りて、十三世進譽檀越の喜捨財を以て之を再建せり。境内は參百五拾貳坪を有し、本堂・拜堂・庫裏・座敷・玄關・土藏・藥醫門・高麗門を存す。

夫婦橋

夫婦橋は北同心町二丁目の西部にありて、天滿堀川に架せり。橋は一小橋に過ぎざれども、天保九年同川の開鑿に際し、其の河道に當りて舊形を失ひし夫婦池の名を紀念せるものなり。而して此の舊夫婦池の名の起原に就ては兩説あり、一説にはもと朝來池と稱する池ありしが、耕作の用水たるに依

り其の水を汲むことを禁止せられたる爲め、後其の傍に復た一池を掘りて兩池となりしかば、土人之を夫婦池と呼べりと云ひ、他の一説には、昔榮秀といふ土民あり、其の子なきを愁ひ、神佛に祈りしも更に感應なかりし爲め、尙之を悲しみ、諸國の神社佛閣を行脚し、年月を重ねて歸り來らざりしかば、其の妻は家にありて頻りに之を案じ煩ひ、遂に家を出で、此の池に投じて死しぬ、然るに程なくして夫は歸り來りしが、之を聞きて復た妻の跡を追ふて池に沈めり、依て時人之を夫婦池と號し、後其の中に道を作りし爲め分れて兩池となれりと。其の何れの正なるかは詳ならず。

日羅塚のありしは北同心町一丁目の東端突當りなり、舊同心市川氏邸内の一部にして、塚は八坪許の裡に一間四方位の小高き土饅頭を存したりしが、市川氏の退轉すると共に他人の有となりて塚も漸次廢壞し、大正八年の夏に至りて遂に貸家建設地となり、現今女髮結の住へる貸家は即ち同塚のありし所なり。日羅は敏達天皇御宇の人にして、其の生涯は左に掲記せる日本書紀に詳なり。今其の要を摘記せんに、日羅は葦北國造阿梨斯登の子にして、百濟にありしが、賢にして勇なるを以て、天皇は新羅の爲めに滅されたる任那復興の策を問ひ給はんが爲め、十二年七月使を遣はして之を召還し給ひ、日羅は御下問に奉答する所ありしが、百濟王の命に依りて日羅を送還し來れる正使恩率・副使德爾は、使命を終へて將に其の國に歸らんとするに臨み、其の隨行し來れる德爾等に語るに利を以てして、日羅を殺さしむ。德爾等は日羅を殺さんと欲すれども、日羅の身の光り火焰の如くなるものありしかば

日羅塚

恐れて果さざりしも、つひに十二月晦其の光を失ふを窺ふて之を殺せり。天皇詔して之を小郡の西畔なる丘前に葬らしめ給ひ、且、日羅を殺せし德爾等を縛し、使を葦北に遣はして日羅の眷族を召し、德爾等を賜ひ、其の請に任せて罪を決せしめ給ひぬ。依て眷族のものは受けて德爾等を殺し、之を彌賣島に投じ、日羅の墓を葦北に移し葬れりと、即ち此の塚は最初、日羅の葬られし所ならん。今肥後國葦北郡に久多良木村あり、舊名を百濟來と呼び、日羅を葬りし所なりといふ。

日本書紀

敏達天皇 十二年秋七月丁酉朔詔曰、屬我先考天皇之世、新羅滅內宮家之國、先考天皇謀復任那不果而崩不成其志、是以

朕當奉助神謀復興任那、今在百濟火葦北國造阿梨斯登子達羅日羅賢而有勇故朕欲與其人相謀、乃遣紀國造押勝與吉備海部直羽島、喚日羅於百濟、冬十月紀國造押勝等還自百濟、復命於朝曰、百濟國主奉惜日羅不肯聽上、是歲復遣吉備海部直羽島召日羅於百濟、羽島既之百濟、欲先私見日羅、獨自向家門底、俄而有家裏來韓婦、用韓語言、以汝之根入我根內即入家去、羽島便覺其意隨後而入、於是日羅迎來把手使坐於座、密告之曰、僕竊聞之、百濟國主奉疑天朝奉遣臣後留而弗還、所以奉惜不肯奉進、宜宣勅時現嚴猛色催急召焉、羽島乃依其計而召日羅、於是百濟國主怖畏天朝不敢違勅奉遣以日羅、恩率・德爾・余怒・哥奴知・參宮柁師德慈・次千德水手等若干人、日羅等行到吉備兒島屯倉、朝廷遣大伴糖手子連而慰勞焉、復遣大夫等於難波館使訪日羅、是時日羅被甲乘馬到門底下、乃進廳前進退跪拜、歎恨而曰、於檢限宮御富天皇之世、我君大伴金村大連奉爲國家使於海表、火葦北國造利部朝部阿梨斯登之子臣達日羅、聞天皇召恐畏來朝、乃解其甲奉於天皇、乃營館於阿斗桑市使住日羅、供給饋飲、復遣阿部目臣物部贊子連・大伴糖手子連而問國政於日羅、日羅對言、天皇所以治天下政、要須護養黎民、何違與兵翻將失誠、故令詔者仕奉朝列、臣連二遣下及百姓悉皆饑富令無所乏、如此三年足食足兵以悅使民不憚水火同恤國難、然後多造船船、每津列置使觀客人、令生恐

懼、爾乃以能使使於百濟召其國王、若不來者召其太子等、來即自然必生欽伏、而後應問罪、又奏言、百濟人謀害有船三百、請其案、若其實請宜賜賜、予然則百濟欲新造國、必先以女人小子、載船而至、國家望於此時壹岐、對馬多置伏兵、候至而殺、其職被詐、每於要害之所、堅築壘寨矣、於是恩舉參官陸麗國時、竊語德爾等言、計吾過筑紫許汝等倫殺日羅者、吾具白王當賜高爵、身及妻子垂榮爾後、爾爾余奴皆聽許焉、參官等遂發途血與、於是日羅自桑市村遷難波館、德爾等晝夜相計將欲殺、時日羅身光石如火焰、由是德爾等恐而不殺、遂於十二月晦候先光殺日羅、更誅生曰、此是我驅使奴等所為非新羅也、言畢而死、天皇詔贊子大連糖手子連、令收葬於小郡四畔丘前、以其妻子水手等居于石川、於是大件糖手連誅曰、聚居一處恐生其變、乃以妻子居于石川百濟村、水手等居于石川大伴村、收縛德爾等置於下百濟阿田村、遣數大夫推問其事、德爾等伏罪言信、是恩舉參官殺也、僕等爲人之下不敢違矣、由是下獄復命於朝廷、乃遣使於葦北、乘舟日難卷屬賜德爾等、任情決罪、是時葦北等受而皆殺投難波島、日羅移葬於葦北、於後海畔者言、恩舉之船被風沒海、參官之船漂泊津島乃始得歸、

正善院

正善院は北同心町二丁目にあり、松靈山と號し、日蓮宗誕生寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛文七年日相の開創なり。もと末廣町妙福寺の境内にありしが、明治三十二年四月二十四日當所に移轉せり。境内は四百拾坪四合六勺を有し、本堂・庫裏・遙拜所・繪馬堂・詰所・藥醫門を存す。外に妙見堂・鸕堂・祖師堂あり。

明福寺

明福寺は與力町一丁目にあり、應龍山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和三年の創立なり。當初は近江國滋賀郡大津にありしが、同七年大坂南久寶寺町二丁目に移り、寛永十三年北久寶寺町一丁目に轉じ、同十四年本山より寺號を授けらる。享保九年回祿に罹りて焼失し、嘉永五年二月三日堺筋南本町北へ入る東側より出でし火事に類焼し、同年十一月より翌六年に亘りて再建したるも、文久三年十一月新町橋北詰より發したる火災に復た類焼し、其の後再建したしが、明治四十二年四月十二日當所に移轉せり。境内は貳百參拾參坪を有し、本堂・後堂・庫裏・座敷・門を存す。

知足庵

知足庵は天神橋筋五丁目にあり、清心山と號し、日蓮宗正法寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。安政六年三月正法寺住職南溟日輝の弟子真空尼の、敷地を買入れ有縁の施財協力を以て造營せし尼寺なり。境内は壹百四拾九坪を有し、本堂兼庫裏・藥醫門を存す。外に妙見堂あり。

川崎村の内	舊	稱	舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿五年七月一日現在反別	明治廿五年七月一日現在人口
-------	---	---	---	---	---	-----------------	--------------	----------------	----------------	---------------	---------------

樋之口上之町・同下之町・天滿橋筋六丁目・同七丁目・天滿橋筋西三丁目・同四丁目・
天神橋筋東三丁目（七ヶ町）

此の七ヶ町の地は古來西成郡に屬し、もと郡家郷にして南中島の内にあり、國分寺村と稱す。舊郷名は和名抄に「西成郡郡家」と見ゆるもの是れにして、村名は國分寺の名に因めり。攝津志には村の舊名を北渡邊と記せり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、豊崎村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日全部大阪市に編入せられて北區に屬し、豊崎大字國分寺と稱せしが、同三十三年四

月一日從來の名稱を廢し、更に地區を按排して新に町名を設定せり、即ち字花遊の反別貳町五反六畝拾五歩を區域として樋之口上之町、字樋の口・同新川の反別八反參畝拾四歩を區域として樋之口下之町、字梅の宮・同梅之宮の反別壹町五反五畝壹歩を區域として天滿橋筋六丁目、字花の下の反別壹町五反八畝貳拾七歩を區域として天滿橋筋七丁目、字開花・同櫻狩の反別五町參反九畝拾貳歩を區域として天滿橋筋西三丁目、字春霞の反別貳町參反貳畝拾參歩を區域として天滿橋筋西四丁目、字六十間・同六拾間・同六十間東・同六拾間東の反別壹町六反七畝拾九歩を區域として天神橋筋東三丁目と改稱せらる、現在の町名是れなり。而して樋之口町は天滿堀川の淀川より分岐せる樋の口に當れるを以て、從來樋の口の名ありしが、新町名も是れに依れるなり。

木村堤

樋之口町より北方、西成郡豊崎町北長柄の三つ頭に至る淀川の堤防は、謂ゆる木村堤にして、對岸なる櫻の宮と並びて櫻の名所たり。堤上には多くの櫻樹を栽植せられて並木を爲しければ、彌生の花盛に至れば爛漫たる花影は兩岸より淀川の清流に浮び、其の景譽ふるにもなく、都下の老若男女は貴賤の別なく、此の仙境に遊宴して一日の樂を貪るを例と爲したりしが、漸次人煙増殖の爲め塵境と變じて櫻も亦絶え、今は舊時の觀を訪ふに由なし。而して同樋之口下之町より對岸なる中野町に通ずる渡津は源八渡にして、舊源八町より對岸に渡れるを以て此の名あり、一に中野渡といへるは、對岸の地名に因めるなり。

積聖山畔美聲嬌 春色蕩心天婦橋 行判柳樓深處望 源即渡上正招々

源八をわたりて梅のあるしかな

橋本部庵 熊村

國分寺

國分寺は天滿橋筋西四丁目字春霞にあり、正國山金剛院と號し、眞言律宗教王護國寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。像は聖德太子の作と傳へ、丈三尺五寸の座像なり。聖武天皇の神龜元年二月四日僧行基勅を奉じて初めて此の地に來り、開基創建せし一國一寺の國分寺にして、同天皇の勅願所なりと傳ふ、延喜式には國分寺料壹萬五千束と見えたり。然れども南區生野國分町にも同名の國分寺あれば、彼此の一は國分尼寺たりしならん。而して當寺の所傳に依れば、其の後荒廢に歸せしを快圓比丘之を中興して今に至れりと。不動尊あり、赤不動と稱し、弘法大師の作にして高野山より移したるものなりと傳ふ。又地藏尊あり、敷石地藏と呼び、初め玉造の鍵屋坂にありしものなりといふ。境内は六百八拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・表門の外に、地藏堂・聖天堂・辨天堂・鎮守堂あり。

本照寺

本照寺は同所にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正十三年五月十日の創立なり。後火災に罹りて焼失し、文政十二年三月五日之を再建せり。六拾貳坪の境内に本堂・庫裏を存す。

天神社

天神社は同町にあり、天穗日命を祀れり。天平年中の勸請なりと傳ふ。明治五年村社に列し、同四十年十月十二日東梅ヶ枝町字砂原の無格社稻荷神社(宇賀御魂神)を合祀し、同四十四年五月二十九日神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀せられたる稻荷神社は、天正十九年十二月小堀遠江守邸の砂原屋敷